



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保

NKSJグループ

くるまの総合保険

安心ガイド

(普通保険約款・特約)

日本興亜の個人専用自動車保険

カーBOX

自動車保険を、

とことん!

キッチリ、

スッキリ、

わかりやすく。



エコマーク認定自動車保険

エコマーク認定番号 第10147010号
この自動車保険は、Eco-Net約款による車の消費削減などにより、地球環境保護に取り組んでいます。

~私たちが、未来に今できること~

日本興亜損保では、環境に優しい「エコ安全ドライブ」を推進しています。



2012年10月改定 EN

はじめに

このたびは弊社のくるまの総合保険（カーBOX）をご契約いただきありがとうございます。

この「安心ガイド」では、くるまの総合保険（カーBOX）についてのご契約内容および注意事項など大切なことがらを記載しておりますので、ご一読のうえ、保険証券（または保険契約継続証）とともに大切に保管してください。

●保険料領収証と保険証券（または保険契約継続証）について

ご契約時に保険料を取扱代理店または弊社に直接お支払いいただいた場合、弊社所定の保険料領収証を交付いたしますので、お確かめください。また、保険証券（または保険契約継続証）がお手元に届きましたら、ご契約内容に誤りがないことをお確かめのうえ、大切に保管してください。

なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券（または保険契約継続証）が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。

※「Web確認割引」を適用したご契約の場合、保険証券（または保険契約継続証）は送付いたしません。

●代理店の役割について

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

●ご質問・ご要望について

ご不明な点またはその他お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

この冊子に掲載しております普通保険約款・特約の内容は、弊社ホームページでもご覧いただけます。ホームページでは文字を大きくし、商品の説明とあわせてわかりやすく表示しています。

<http://www.nipponkoa.co.jp>

日本興亜損保

検索

●個人情報の取扱いに関する説明事項

- (1) 弊社は本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
- (2) 弊社は、弊社のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
- (3) 弊社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損害保険会社・共済、一般社団法人日本損害保険協会および損害保険料率算出機構へ提出またはこれらの者から取得することがあります。
- (4) 弊社は、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報を第三者*に対して提供することがあります。

* 保険事故の関係者（当事者、損害保険会社・共済、医療機関、修理業者など）、再保険取引会社などをいいます。

※弊社の個人情報の取扱いに関する詳細につきましては、弊社ホームページ（<http://www.nipponkoa.co.jp>）をご覧ください。

普通保険約款・特約一覧	2
保険証券の表示とセットされる特約	4
用語のご説明	6
ご注意いただきたいこと	8
1. ご契約時にご注意いただきたいこと(告知義務と告知事項について)	8
2. ご契約後にご注意いただきたいこと	8
3. その他	13
基本的な補償内容	14
相手方への賠償(対人賠償保険・対物賠償保険)	14
ご自身やご家族・同乗者の補償(人身傷害保険)	17
お車の補償(車両保険)	19
諸費用の補償(事故・故障「運搬・納車費用」保険)	22
その他の補償内容(特約など)	23
自動車保険の改定のご案内(主なもの)	25
1. 補償内容などに関する主な改定	25
2. 保険料に関する主な改定	25
保険料について	27
1. 保険料	27
2. 保険料のお支払いがない場合について(払込猶予期間について)	27
3. 保険料の割引制度	28
4. ノンフリート等級別料率制度	28
保険料の計算が日割計算となる場合について	31
1. ご契約内容を変更される場合	31
2. 「中途更改」に伴いご契約を解約される場合	31
3. 「減車」または「増車」される場合	31
事故が起こった場合には	32
1. ただちにご連絡ください	32
2. 必ず事前にご相談ください	32
3. 保険金を請求される際のお手続きについて	32
4. 保険金の請求時効について	33
5. 保険金のお支払時期について	33
6. 賠償責任保険の被害者に対する先取特権について	33
7. 保険金の代理請求人制度について	33
くるまの総合保険 普通保険約款・特約	35
普通保険約款	36
特約	68
索引	143
事故状況メモ	144

普通保険約款・特約一覽

普通保険約款・特約の内容につきましては、下記のページでご確認ください。

なお、保険証券（または保険契約継続証）に表示されている特約についてご確認ください。4ページから5ページの「保険証券の表示とセットされる特約」をご覧ください。

※143ページには、特約名称による索引もございますので、あわせてご活用ください。

普通保険約款

第1章 賠償責任条項	36
第2章 人身傷害条項	39
第3章 車両条項	42
第4章 事故・故障「運搬・納車費用」条項	45
第5章 基本条項	47

特約

1 運転者の範囲に関する特約

① 運転者限定特約	68
② 運転者年齢条件特約	68
③ 運転者年齢条件の変更予約特約	68

2 相手方への賠償に関する特約

④ 相手自動車全損時超過修理費補償特約	69
---------------------	----

3 ご自身やご家族・同乗者の補償に関する特約

⑤ 人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約	70
⑥ 人身傷害諸費用補償特約	71
⑦ 入院一時金2倍支払特約	76
⑧ 医療保険金（日数払）補償特約	76
⑨ 死亡・後遺障害一時金補償特約	77
⑩ 入院一時金不担保特約	78
⑪ 無保険車傷害補償特約	79

4 お車の補償に関する特約

⑫ 車対車事故および限定危険「車両損害」補償特約	81
⑬ 車両新価保険特約	82
⑭ 車両全損時超過修理費補償特約	84
⑮ 買替時諸費用補償特約	85
⑯ 車両盗難不担保特約	86
⑰ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	86
⑱ 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	88

5 その他の補償などに関する特約

19	財物損害補償特約	88
20	事故・故障代車費用補償特約 (実損支払)	92
21	弁護士費用等補償特約	94
22	ファミリーバイク特約	96
23	日常生活賠償責任補償特約	99
24	臨時代替自動車補償特約	102

6 保険料のお支払いに関する特約

25	保険料分割払特約	103
26	保険料分割払特約 (大口)	104
27	保険料分割払特約 (長期)	105
28	初回保険料の口座振替に関する特約	106
29	コンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約	106
30	クレジットカードによる保険料支払に関する特約	107
31	登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約	107
32	訂正追加返還保険料の口座決済に関する特約	108
33	訂正追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約	109
34	異動追加返還保険料の口座決済に関する特約	111
35	異動追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約	112
36	通知方法および追加保険料の払込みに関する特約	114

7 団体扱・集団扱に関する特約

37	団体扱特約 (一般A)	115
38	団体扱特約 (一般B)	116
39	団体扱特約 (一般C)	118
40	団体扱特約	119
41	団体扱特約 (口座振替方式)	120
42	集団扱特約	122
43	通知方法および追加保険料の払込みに関する特約 (団体扱および集団扱用)	123

8 ご契約手続きなどに関する特約

44	保険証券の発行に関する特約	124
45	補償対象外運転者に対する救済補償特約	124
46	継続契約の取扱いに関する特約	126
47	安心更新サポート特約	127
48	リースカーに関する特約	128
49	通信販売に関する特約	128
50	保険契約申込書の書面省略に関する特約	129
51	共同保険に関する特約	129

保険証券の表示とセットされる特約

保険証券(保険契約継続証を含みます。以下同様とします。)に表示されている特約名称と、ご契約にセットされている特約は次のとおりです。

● 保険証券に次の表示がある場合、該当の特約がセットされます。

保険証券上の表示	特約名称	ページ
保険証券表面の「運転者の範囲」欄		
「運転者限定特約」	① 運転者限定特約	68
「運転者年齢条件」	② 運転者年齢条件特約	68
「年齢条件変更予約」	③ 運転者年齢条件の変更予約特約	68

保険証券表面の「保険料のお支払内容」欄		
「11回払・扱者」「12回払・口座」 「12回払・口座翌月払」「12回払・カード払」	②⑤ 保険料分割払特約	103
「大口分割」または「大口分割・口座」	②⑥ 保険料分割払特約(大口)	104
「長期月払(口座)」「長期年払(口座)」 「長期月払・口座翌月払」「長期年払・口座翌月払」 「長期月払・カード払」「長期年払・カード払」	②⑦ 保険料分割払特約(長期)	105
「特約一般A」	③⑦ 団体扱特約(一般A)	115
「特約一般B」	③⑧ 団体扱特約(一般B)	116
「特約一般C」	③⑨ 団体扱特約(一般C)	118
「官公署特約」	④⑩ 団体扱特約	119
「官公署口振」	④⑪ 団体扱特約(口座振替方式)	120
「集団扱」	④⑫ 集団扱特約	122

保険証券裏面の「ご契約のお車の補償」欄		
「車対車+限定危険」	⑫⑫ 車対車事故および限定危険「車両損害」補償特約	81
「車両新価保険特約」	⑬⑬ 車両新価保険特約	82
「車両全損時超過修理費補償特約」	⑭⑭ 車両全損時超過修理費補償特約	84
「買替時諸費用補償特約」	⑮⑮ 買替時諸費用補償特約	85
「車両盗難不担保特約」	⑯⑯ 車両盗難不担保特約	86
「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」	⑰⑰ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	86
「地震・噴火・津波補償」	⑱⑱ 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	88

保険証券裏面の「事故時の諸費用の補償」欄		
財物損害欄に「○」	⑲⑲ 財物損害補償特約	88
「事故・故障代車費用(実損支払)」	⑳⑳ 事故・故障代車費用補償特約(実損支払)	92

保険証券裏面の「相手方への賠償」欄		
「相手自動車全損超過修理費補償特約」	④④ 相手自動車全損時超過修理費補償特約	69

保険証券上の表示	特約名称	ページ
保険証券裏面の「ご自身・ご家族・搭乗中の方への補償」欄		
「交通乗用具危険補償特約」	⑤ 人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約	70
人身傷害諸費用欄に「○」	⑥ 人身傷害諸費用補償特約	71
「入通院一時金2倍支払特約」	⑦ 入通院一時金2倍支払特約	76
「入院1日につき ○, ○○○円」 「通院1日につき ○, ○○○円」	⑧ 医療保険金（日数払）補償特約	76
「死亡・後遺一時金」	⑨ 死亡・後遺障害一時金補償特約	77
「入通院一時金不担保特約」	⑩ 入通院一時金不担保特約	78
無保険車傷害保険欄に「○」	⑪ 無保険車傷害補償特約	79

保険証券裏面の「その他の補償」欄		
「弁護士費用」	⑳ 弁護士費用等補償特約	94
「ファミリーバイク」または 「ファミリーバイク（人傷型）」	㉑ ファミリーバイク特約	96
「日常生活賠償」	㉒ 日常生活賠償責任補償特約	99

保険証券裏面の「割増・割引」欄		
「WEB確認割引」	㉔ 保険証券の発行に関する特約	124

保険証券裏面の「その他特約」欄		
「臨時代替自動車補償特約」	㉔ 臨時代替自動車補償特約	102
「初回口座振替特約」	㉖ 初回保険料の口座振替に関する特約	106
「コンビニ払特約」	㉗ コンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約	106
「クレジットカード払特約」	㉘ クレジットカードによる保険料支払に関する特約	107
「登録型クレジットカード払特約」	㉙ 登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約	107
「訂正保険料口座決済」	㉚ 訂正追加返還保険料の口座決済に関する特約	108
「訂正保険料クレジットカード決済」	㉛ 訂正追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約	109
「異動保険料口座決済」	㉜ 異動追加返還保険料の口座決済に関する特約	111
「異動保険料クレジットカード決済」	㉝ 異動追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約	112
「追加保険料特約」	㉞ 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約	114
「追加保険料特約（団体扱・集団扱用）」	㉟ 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約（団体扱および集団扱用）	123
「更新サポート特約」	㊱ 安心更新サポート特約	127
「リースカーオープンポリシー」	㊲ リースカーに関する特約	128
「通信販売に関する特約」	㊳ 通信販売に関する特約	128
「共同保険特約」	㊴ 共同保険に関する特約	129

● 保険証券に表示はされませんが、ご契約の内容により該当の特約が自動的にセットされます。

ご契約の内容	特約名称	ページ
次のいずれかの特約がセットされている場合 ○ 運転者限定特約 ○ 運転者年齢条件特約 ○ 運転者年齢条件の変更予約特約	㊵ 補償対象外運転者に対する救済補償特約	124
次のいずれかに該当する場合 ○ ご契約期間を1年以上とすぐご契約（「安心更新サポート特約」がセットされている場合を除きます。） ○ 「保険期間通算による等級継承特則」により、1年契約を解約し、新たに締結したご契約期間が1年未満のご契約	㊶ 継続契約の取扱いに関する特約	126
ご契約者が弊社が別に定める機器等を利用して保険契約の申込みを行った場合	㊷ 保険契約申込書の書面省略に関する特約	129

用語のご説明

この冊子で使用している用語の一部は、普通保険約款・特約上の名称を平易な表現に置き換えて記載しています。その場合、【 】内の用語が普通保険約款・特約上の正式名称です。

用語(五十音順)	内 容
逸失利益	事故がなければ得ていたはずの将来の収入・利益をいいます。
解除(解約)	ご契約者または弊社からの意思表示によって、ご契約期間の途中でご契約を終了させることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除を解約ともいいます。
過失割合	相手がいる事故において、事故が発生した原因に対するお客様と相手方の責任(過失)の割合をいいます。
危険物	「道路運送車両の保安基準(国土交通省令)」に定める高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物または「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方1名で、保険証券の記名被保険者欄に記載される方をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法で定める「原動機付自転車」をいい、原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪車や原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.6キロワット以下の側車付二輪または三輪以上の車両をいいます。
ご契約期間【保険期間】	ご契約いただいた保険で補償の対象となる期間をいいます。
ご契約金額【保険金額】	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額または限度額をいいます。
ご契約者【保険契約者】	保険契約のお申込みをされた方で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。
ご契約のお車【契約自動車】	ご契約いただいた保険で補償の対象となるお車をいいます。
ご契約のお車の所有者	ご契約のお車の所有権を有する方をいい、原則として車検証の所有者欄などに記載されている方になります。なお、所有権留保条項付売買契約によるご購入の場合はその買主、1年以上を期間とする賃貸借契約により借り受けたリースカーの場合はその借主をご契約のお車の所有者とみなします。
時価	ご契約のお車または相手自動車と同じ車名・型式・年式で同じ損耗度のお車の市場販売価格相当額をいいます。
自家用8車種	用途車種が次の自動車をいいます。 ①自家用普通乗用車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ②自家用小型乗用車 ⑥自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ③自家用軽四輪乗用車 ⑦自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ④自家用小型貨物車 ⑧特種用途自動車(キャンピング車)
事故有係数適用期間	事故有係数の割増引率を適用する期間をいい、ご契約のお車1台ごとに適用します。なお、上限を6年、下限を0年とします。

用語(五十音順)	内 容
自己負担額 【免責金額】	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または補償を受けられる方に自己負担いただく額をいいます。
初回保険料	第1回目の分割保険料をいいます。なお、保険料を一括してお支払いいただく場合は、保険料の総額をいいます。
所有権留保条項付 売買契約	自動車販売店などが顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者などが販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
同居のご親族	同一の家屋に住んでいる「6親等内の血族」「3親等内の姻族」をいいます。
搭乗中	お車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中のことをいいます。
特約	普通保険約款の内容を補充・変更・限定する内容を定めたものをいい、ご契約内容により、自動的にセットされるものと、ご希望によりセットできるものがあります。
配偶者	婚姻届を行った配偶者に限らず、内縁関係の配偶者を含みます。
普通保険約款	ご契約いただいた保険の標準的なご契約内容などを定めたものをいいます。
分割保険料	保険料を分割してお支払いいただく場合の1回分の保険料をいいます。
別居の未婚のお子様	記名被保険者またはその配偶者のいずれとも別居している、婚姻歴のないお子様をいいます。
保険証券	ご契約いただいた内容を証明するために、弊社が作成しご契約者に送付する書面をいいます。 ただし、「安心更新サポート特約」により更新されたご契約の場合、保険証券に代え、保険契約継続証を送付します。 なお、「保険証券の発行に関する特約」(Web確認割引)を適用したご契約の場合は、保険証券および保険契約継続証を送付いたしませんので、弊社のホームページでご契約内容をご確認ください。
保険年度	初年度はご契約期間の初日から1年間、2年度目以降については、それぞれのご契約期間の初日の応当日から1年間をいいます。 なお、最終年度については、その期間が1年未満であっても1保険年度とします。
保険料	ご契約いただいた保険の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
補償を受けられる方 【被保険者】	ご契約いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。
用途車種	「用途」とは、自動車の使用形態の区別をいい、自家用・営業用(事業用)があります。 「車種」とは、自動車の種類の区別をいい、普通乗用車・小型乗用車・普通貨物車・小型ダンプカー・バスなどがあります。 なお、用途車種の区分は、ナンバープレートの表示などに基づいて弊社が定める区分によります。

ご注意いただきたいこと

1. ご契約時にご注意いただきたいこと(告知義務と告知事項について)

ご契約者または記名被保険者(車両保険の補償を受けられる方を含みます。)には、ご契約時に告知事項につきまして事実を正確に申し出ていただく義務があります。告知事項につきましては、契約申込書において★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

契約申込書に記載された告知事項の内容が事実と相違している場合には、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

告知事項

- 記名被保険者の住所、氏名、個人・法人区分
- 記名被保険者の免許証の色
- 前契約*の保険会社名、証券番号、ノンフリート等級、事故有係数適用期間、事故の有無・件数
- 過去1年間における保険会社からの解除の有無
- 他の現存契約*の有無
- ご契約のお車の型式、登録番号、車台番号、用途車種、初度登録(検査)年月
- ご契約のお車の所有者
- ノンフリート・フリート区分(ご契約者が自ら所有し、かつ、使用されるお車のご契約台数)
- ご契約のお車がレンタカー、または教習車かどうか
- ご契約のお車の主な使用地(沖縄料率を適用する場合のみ)
- ご契約のお車の主な使用目的

* 前契約および他の現存契約には、他の保険会社の自動車保険契約、JA共済・全労済・全自共・教職員共済・共済連(中小企業共済)の自動車共済契約を含みます。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

1 通知義務と通知事項について

ご契約者または補償を受けられる方には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務があります。通知事項につきましては、保険証券および契約申込書において☆印をつけていますので、変更の通知漏れがないよう十分ご注意ください。

遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き(変更手続き書類のご提出および追加保険料のお支払いなど)いただけない場合は、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

通知事項

- 記名被保険者の個人・法人区分
- 前契約*の事故の有無・件数
- ご契約のお車の登録番号、用途車種
- ご契約のお車のレンタカー以外⇒レンタカーの変更
- ご契約のお車の教習車以外⇒教習車の変更
- ご契約のお車の主な使用地の沖縄県⇔沖縄県以外の変更
- ご契約のお車の主な使用目的

* 前契約には、他の保険会社の自動車保険契約、JA共済・全労済・全自共・教職員共済・共済連(中小企業共済)の自動車共済契約を含みます。

通知事項に変更が生じた場合に、特にご注意いただきたい事項

ご契約のお車の主な使用目的の変更

カーBOXでは、「ご契約のお車の主な使用目的」により保険料が異なります。次の基準に従い、「ご契約のお車の主な使用目的」をご確認のうえ、変更となる場合は遅滞なくご連絡ください。

主な使用目的	判定基準
 業務使用	ご契約のお車を定期的かつ継続して(年間を通じて*1月15日以上)業務に使用する場合
 通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を定期的かつ継続して(年間を通じて*1月15日以上)、運転者本人が自らの通勤・通学*2に使用する場合
 日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合

*1「年間を通じて」とは、ご契約のお車の主な使用目的が変更となる日から1年間をいいます。

*2 最寄り駅や通勤・通学先などへの送迎は「通勤・通学」に含みません。

※「主な使用目的」が変更とならない範囲であれば、お申し出いただいた「主な使用目的」以外でご契約のお車を使用している間の事故についても、補償の対象となります。

例) 雨が降った日のみ、ご契約のお車を自らの通勤のために使用している(主な使用目的は「日常・レジャー」使用)が、その途中(「通勤・通学」に使用中)に事故にあった場合

●前記の通知事項のほか、ご契約後に次の事項について、変更が生じた場合も遅滞なくご連絡ください。

変更内容

- お引越などにより、ご契約者の住所が変更となる場合
- 車両保険をご契約の場合で、改造や高価な付属品の装着などにより、ご契約のお車の時価が著しく増加するとき。

※車両保険をご契約の場合で、付属品の取り外しなどにより、ご契約のお車の時価が著しく減少するときもご連絡ください。

2 ご契約条件などの変更を行う場合

ご契約期間の途中で、次のような通知事項以外の変更を行う場合(特約をセットされる場合など)は、あらかじめ取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、ご契約条件の変更手続き前(ご契約条件の変更手続きに伴い追加保険料が必要となる場合は追加保険料をお支払いいただく前)に発生した事故については、保険金をお支払いできないことや、変更前のご契約条件が適用されることがありますのでご注意ください。

※ご契約条件の変更日は、お申し出日以降になりますのでご注意ください。

変更内容

- 記名被保険者の住所、氏名が変更となる場合
 - ※記名被保険者が変更となる場合は、変更後の記名被保険者の免許証の色、有効年月を確認させていただきます。
- ご契約金額の増額や特約をセットされるなど、ご契約条件の変更を希望される場合
- 「運転者限定特約」により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合
- 運転者年齢条件を満たさない方がご契約のお車を運転される場合
- 買替えなどにより、ご契約のお車が変わる場合
- ご契約のお車を譲渡する場合
 - ※ご契約のお車を譲渡された場合でも、ご連絡がないときはこのご契約に関する権利および義務は譲受人には移りません。
- ご契約者が自ら所有し、かつ、使用されるお車のご契約台数が10台以上となる場合

上記の項目のうち、特にご注意いただきたい事項につきましては、次ページに記載していますので、ご覧ください。

ご注意いただきたいこと

ご契約条件などの変更を行う場合に、特にご注意ください

(1) 記名被保険者の変更 (免許証の色と有効年月)



カーBOXでは、記名被保険者の免許証の色がゴールドの場合、保険料を割り引きます。

記名被保険者の変更日時点で有効な変更後の記名被保険者の免許証をご覧いただき「免許証の色」と「有効年月」、「優良」の表示の有無をご確認のうえ、お申し出ください。

※記名被保険者の変更日が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合で、更新前後の免許証のいずれかがゴールド免許であることが確認できるときは、「ゴールド免許」となります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(2) ご契約のお車を運転される方の範囲の変更

新たに運転者の範囲を限定される場合またはご契約時に限定された運転者の範囲を変更される場合には、必ず運転者の年齢条件につきましてもご確認ください。補償の対象となる運転者の範囲内であっても年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご契約の運転者の範囲につきましては、下表を参考に保険証券をご確認ください。



【運転者限定特約と運転者年齢条件の設定について】

●ご契約のお車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

運転者 限定特約	運転者の範囲					○:補償の対象 ×:補償の対象外
	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①②の同居の ご親族	④ ①②の別居の 未婚のお子様	⑤ ①から④以外の方 (友人・知人など)	
限定なし	○	○	○	○	○	
家族型	○	○	○	○	×	
本人・配偶者型	○	○	×	×	×	

運転者 年齢条件	← 年齢条件を適用します。 →	← 年齢条件を適用しません。* →
-------------	-----------------	-------------------

*④または⑤の方であっても、①から③までの方が営む事業の従業員の場で、その業務中に運転されるときは、年齢条件を適用します。

●年齢条件を適用する方のうち、最も若い方の年齢に応じて、次の運転者年齢条件を設定してください。

①年齢を問わず補償 ②21歳以上補償 ③26歳以上補償 ④30歳以上補償 ⑤35歳以上補償

(3) ご契約のお車の変更 (入替)

新たにお車を取得される場合は、あらかじめ取扱代理店または弊社までご連絡ください。

新たに取得されたお車が家用8車種で、所有者が同一*の場合、ご契約のお車との入替手続きによりご契約を有効に続けることができます。

*記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有者となる場合なども同一とみなします。

※入替前のご契約のお車を、新たにお車を取得された後も引き続き使用される場合は、入替前のお車を新たに取得されたお車として保険をご契約いただけます。

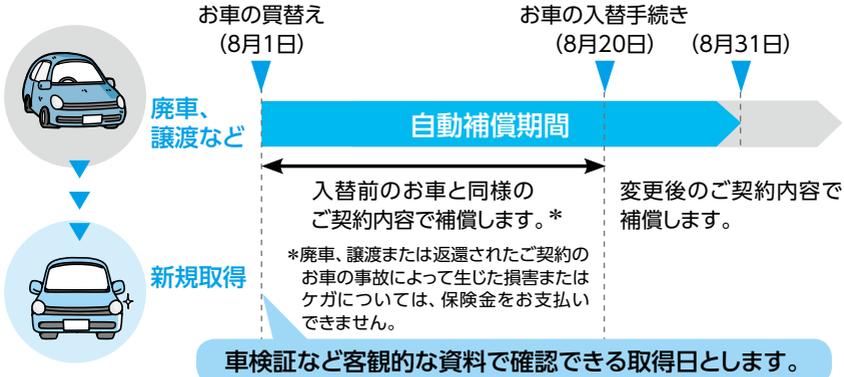
このお手続きをされるまでの間に、新たに取得されたお車の事故によって生じた損害またはケガに対しては、次の取扱いにより自動補償の対象となる場合を除き、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

お車の入替手続きの際には、確認資料として入替後のお車の車検証のコピーなどをご提出いただきますので、あらかじめご了承ください。

新たに取得されたお車の自動補償について

次の条件を満たす場合、新たに取得されたお車の事故によって生じた損害またはケガについて、ご契約のお車と同様のご契約内容（車両保険をご契約の場合は、新たに取得されたお車の取得時の時価を限度）で補償します。

- ご契約のお車の廃車、譲渡または返還に伴い、その代替として新たにお車を取得されていること。
- 新たに取得されたお車が、自家用8車種であること。
- お車を新たに取得された日の翌日から起算して30日以内にお車の入替手続きをされていること。



複数のお車をお持ちのお客様へ



ご契約のお車を廃車、譲渡または返還された場合、ご契約のお車と所有する他のお車を入替えることにより、ノンフリート等級および事故有係数適用期間を継承できる場合があります。なお、所有する他のお車のご契約については、「中断証明書*」を発行することができます。お手続きの詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

*中断証明書の取扱いにつきましては、次ページ「中断特則」をご覧ください。

ご注意ください

保険料を返還できる場合

次のような場合には、保険料を返還できることがありますので、ただちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡いただいた後、すみやかにご契約条件の変更手続きをご案内します。

※ご契約条件の変更日は、お申し出日以降になりますのでご注意ください。

ご契約のお車に関する事項	○車両保険をご契約の場合で、付属品の取り外しなどにより、お車の時価が著しく減少したとき など
運転者の範囲に関する事項	○ご契約のお車を運転される最も若い方が誕生日を迎えられ、年齢条件が変更となる場合
	○ご家族の転居やご結婚などにより、ご契約のお車を運転される方の範囲が変わり「運転者限定特約」の種類や年齢条件が変更となる場合 など

3 お引受けができる保険の対象の範囲(引受範囲)

前記①にかかわらず、ご契約後に通知事項について、次の「引受範囲から外れる場合」に該当する変更が生じた場合は、ご契約を継続することができません。なお、この場合でも他の商品でお引受けができる場合があります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

引受範囲から外れた場合、その変更が生じたとき以降に発生した事故については保険金をお支払いできません。また、ご契約についても解除させていただくことがあります。

引受範囲から外れる場合

- ご契約のお車の用途車種が自家用8車種以外となった場合
- 記名被保険者が法人となった場合
- ご契約のお車をレンタカーまたは教習車として使用する場合

4 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社までお申し出ください。解約に際しては、原則として、月割計算により、既に経過したご契約期間に対する保険料と既にお支払いいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます。

なお、既にご契約のお車を廃車された場合などであっても、解約日はお申し出日以降になりますのですみやかにお申し出ください。

また、解約するご契約に次のいずれかの特約がセットされている場合で、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が記名被保険者となる「他のご契約」があるときは、「他のご契約」の補償内容をご確認のうえ、必要に応じて特約の追加をご検討ください。

- 人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約
- ファミリーバイク特約
- 弁護士費用等補償特約
- 日常生活賠償責任補償特約

※ご契約や解約の条件によっては、解約時の追加返還保険料が日割計算となる場合があります。詳しくは、31ページをご覧ください。

ご契約の一時的な中断を希望されるお客様へ **中断特則**

次の理由により、ご契約を一時的に中断される場合で所定の要件を満たすときは、「中断証明書」を発行することができます。

中断証明書を発行できる場合

- ご契約のお車を廃車、譲渡された場合
- ご契約のお車をリース業者へ返還された場合
- ご契約のお車が車検切れとなった場合
- ご契約のお車が盗難にあわれた場合
- ご契約のお車を他のご契約に入替えされた場合
- 記名被保険者が海外渡航される場合

中断後に再び締結されるご契約が所定の要件を満たす場合は、中断前のご契約のご契約期間や事故件数に応じて、ノンフリート等級および事故有係数適用期間を適用します。

ご契約の中断日(解約日または満期日)の翌日から起算して13か月以内に取扱代理店または弊社までお申し出いただきませんと「中断証明書」の発行ができませんので、ご注意ください。

ご契約のお車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、他のご契約への車両入替または盗難の事実を確認するために、弊社所定の確認資料をご提出いただきますので、あらかじめご了承ください。

3. その他

1 保険料の改定があった場合

ご契約期間中に、弊社において保険料の改定や割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約期間の初日時点における保険料率を適用いたしますので、保険料は変更いたしません。

また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

2 「安心更新サポート特約」がセットされている場合 (P127ご参照)

「安心更新サポート特約」がセットされているご契約については、満期日の約2か月前に、ご契約の更新内容やお手続き方法などをご案内する書面を弊社よりお送りします。

なお、書面に記載された期日までにご契約者から更新しない旨のお申し出がない場合で、ご契約者と連絡が取れないなどの理由により更新のお手続きができなかったときは、満期日と同等のご契約内容*でご契約を更新させていただきます。

更新を希望されない場合は、弊社よりお送りする書面に記載された期日までに取扱代理店または弊社まで必ずお申し出ください。

*車両保険のご契約金額については、更新時点における時価となります。

3 継続契約のお手続き漏れがあった場合 (「継続契約の取扱いに関する特約」P126ご参照)

現在のご契約が満期を迎えた際に、万が一ご継続のお手続きを忘れてしまった場合であっても、所定の要件を満たすときに限り、満期日の翌日から起算して30日以内の事故については、満期日時点のご契約内容と弊社が同一と認めるご契約内容で継続されたものとして補償します。

4 補償を受けられる方の解除請求について

次の①に該当する方が希望された場合、ご自身を②の補償の対象外とできることがあります。この請求をされる場合、ご契約者または①に該当する方ご自身より、取扱代理店または弊社までお申し出ください。

※ご契約者以外の方からのお申し出の場合も、ご契約者とのお手続きが必要となります。

① お申し出可能な方	●記名被保険者 ●記名被保険者の配偶者 ●記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族 ●記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様 など
② お申し出可能な補償内容	●人身傷害保険 ●無保険車傷害補償特約 など

5 「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合には、自動車保険契約は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。

(2012年6月現在)

「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

6 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

基本的な補償内容

相手方への賠償

対人賠償保険 (P36ご参照)

補償の概要

自動車事故により他人を死亡させたり、ケガをさせた場合、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき被害者1名ごとに、ご契約金額を限度に保険金をお支払いします。



お支払いする保険金

対人賠償保険金 1回の事故につき被害者1名ごとにご契約金額を限度にお支払いします。

対人賠償
保険金

法律上の
損害賠償責任の額

自賠責保険などによって
支払われるべき金額

※損害の発生または拡大防止のための費用、求償権を保全するための費用、応急手当など緊急措置のための費用をあわせてお支払いできる場合があります。

●対人賠償保険金のほかに、弊社の同意を得て支出された、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

対人臨時費用保険金 被害者が死亡または3日以上入院された場合は、上記のほかに1回の事故につき被害者1名ごとに次の保険金をお支払いします。

- 死亡された場合…10万円
- 3日以上入院された場合…2万円

高額損害の判決例

死亡または介護を要する重度の後遺障害を中心に、損害額が高額となるケースがあります。

認定総損害額	被害者	被害態様
3億8,281万円	29歳男性・会社員	後遺障害
3億6,750万円	38歳男性・開業医	死亡

(出典:日本の損害保険 ファクトブック 2011)

対物賠償保険 (P36ご参照)

補償の概要

自動車事故により他人の財物(自動車、家屋など)をこわした場合、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につきご契約金額を限度に保険金をお支払いします。



お支払いする保険金

対物賠償保険金 1回の事故につきご契約金額を限度にお支払いします。

対物賠償
保険金

法律上の
損害賠償責任の額

補償を受けられる方が
損害賠償金を支払ったことにより
取得するものがある場合は、
その価額

自己負担額

※損害の発生または拡大防止のための費用、求償権を保全するための費用、応急手当など緊急措置のための費用、落下物を取り片づけるための費用をあわせてお支払いできる場合があります。

- 対物賠償保険金のほかに、弊社の同意を得て支出された、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。
- 次の事故については、ご契約金額が「無制限」であっても、お支払いする保険金の額は1回の事故につき10億円を限度とします。
 - ・「ご契約のお車」または「ご契約のお車が牽引^{けんいん}中のお車」に業務として積載している危険物の火災、爆発または漏えいによる事故
 - ・航空機に対する事故

高額損害の判決例

こわしてしまった「モノ」の修理費に加え、休業損害などの間接的な損害が生じた場合など、損害額が高額となるケースがあります。

認定総損害額	事故状況	被害物件
1億3,580万円	正面衝突後、店舗を破損	店舗(パチンコ店)
1億2,036万円	踏切事故	電車・線路・家屋

(出典:日本の損害保険 ファクトブック 2011)

補償を受けられる方(対人・対物賠償保険共通)

- ① 記名被保険者
- ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族
 - ・記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様
- ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方
自動車取扱業者(自動車修理業者など)の方が、ご契約のお車を業務として受託し、使用または管理している間を除きます。
- ④ 記名被保険者の使用者(雇用主など)
記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りま。

保険金をお支払いできない主な場合

【対人・対物賠償保険共通】

- ご契約者、補償を受けられる方の故意による損害
- 戦争・外国の武力行使・革命・内乱・核燃料物質などによる損害
- 地震・噴火・津波・台風・洪水・高潮による損害
- お車を競技・曲技のために使用することまたはこれらを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃など以外のために使用することによる損害
- 補償を受けられる方が、事故の相手方など第三者との約定により加重された損害賠償責任による損害
など

【対人賠償保険固有】

- 次のいずれかの方を死亡させたり、ケガをさせたことにより、補償を受けられる方に生じた損害
 - ・記名被保険者
 - ・ご契約のお車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子様
 - ・補償を受けられる方のご父母、配偶者またはお子様
 - ・補償を受けられる方の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人
 - ・補償を受けられる方の使用者(雇用主など)の業務に従事中の他の使用人。ただし、補償を受けられる方がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りま。(ご契約のお車の所有者が個人で、記名被保険者に損害賠償責任が生じた場合は補償できることがあります。)
など

【対物賠償保険固有】

- 次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物をこわしたことにより、補償を受けられる方に生じた損害
 - ・記名被保険者
 - ・ご契約のお車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子様
 - ・補償を受けられる方またはそのご父母、配偶者もしくはお子様
など

オプション

□ 弁護士費用等補償特約 (P94ご参照)

自動車事故などにより補償を受けられる方がケガなどをされたり、自らの財物(お車、家屋など)をこわされたことによって、相手方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用などについて、1回の被害事故につき補償を受けられる方1名あたり300万円を限度にお支払いします。(法律相談料については10万円を限度にお支払いします。)

※お支払いの対象となる費用は、弊社の同意を得て支出された費用に限ります。



記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が記名被保険者となる「他のご契約」がある場合、それぞれのご契約にこの特約をセットされると、補償の重複が生じる部分がありますので、ご契約内容をご確認ください。(いずれか1台のご契約にこの特約をセットされることで、記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族が補償の対象となります。)



□ 相手自動車全損時超過修理費補償特約 (P69ご参照)

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手自動車の修理費が時価を超過し、補償を受けられる方がその差額分を負担される場合、事故発生日の翌日から起算して6か月以内に相手自動車が修理されたときに限り、差額分の修理費に過失割合を乗じた額について、50万円を限度にお支払いします。

※相手自動車の車両保険などから支払われる保険金及時価を超える場合、車両保険金と時価の差額についてはお支払いの対象となりません。



人身傷害保険 (P39ご参照)



補償の概要

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故*により亡くなられたり、ケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに、ご契約金額を限度に保険金をお支払いします。
*ご契約のお車の運行によって生じた事故や運行中の、飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。

お支払いする保険金

損害保険金

1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとにご契約金額を限度にお支払いします。

損害保険金

約款に記載された基準 (P59ご参照) に従い
弊社が算出した損害額

相手から既に受領済の賠償金や自賠責保険、
労働者災害補償制度などによって既に給付が
決定した金額または支払われた金額など

*重度の後遺障害が生じた場合 (神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護が必要な状態などをいいます。) には、ご契約金額の2倍を限度にお支払いします。

ただし、同一事故で補償を受けられる方が亡くなられた場合を除きます。

*損害の発生または拡大防止のための費用、求償権を保全するための費用をあわせてお支払いできる場合があります。

*ケガの治療を受ける際は、健康保険などの公的制度をご利用ください。

お支払いの対象となる 主な損害	入院・通院されたとき	後遺障害が生じたとき	亡くなられたとき
	治療費などの実費	治療費などの実費	治療費などの実費
休業損害		逸失利益	逸失利益
精神的損害	精神的損害	精神的損害	精神的損害
		将来の介護料	葬儀費

入院一時金

上記の損害保険金をお支払いすることができる事故において、医師の治療を要した場合、上記の損害保険金とは別に、次の保険金をお支払いします。

●治療日数が1日から4日までの場合…1万円 ●治療日数が5日以上の場合…10万円*

*ただし、腕や脚の骨折・切断、脳挫傷など一部の重いケガについては、その内容に応じて30万円、50万円または100万円をお支払いします。詳しくは、42ページをご覧ください。

※同一の事故により複数のケガをされた場合は、それぞれのケガの内容に応じた入院一時金のうち、最も高い金額をお支払いします。

補償を受けられる方

①ご契約のお車に搭乗中の方

②ご契約のお車の保有者または運転者

※②に該当する方がご契約のお車による自動車事故で亡くなられたり、ケガをされた場合は、ご契約のお車に搭乗中以外のときも補償の対象となります。ただし、自賠責保険などで保険金が支払われない場合に限りです。

保険金をお支払いできない主な場合

- 補償を受けられる方の故意、重大な過失、闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた損害・ケガ
- 酒気帯びの状態や無免許などで運転中に、その本人に生じた損害・ケガ
- お車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでお車に搭乗中の方に生じた損害・ケガ
- 補償を受けられる方の脳疾患・疾病または心神喪失によって、その本人に生じた損害・ケガ
- 戦争・外国の武力行使・革命・内乱・核燃料物質などによる損害・ケガ
- 地震・噴火・津波による損害・ケガ
- お車を競技・曲技のために使用することまたはこれらを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃など以外のために使用することによる損害・ケガ
- 極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方またはお車を業務として受託している自動車取扱業者 (自動車修理業者など)の方に生じた損害・ケガ

オプション

□ 人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約 (P70ご参照)

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約のお車に搭乗中の自動車事故」だけでなく「他のお車*に搭乗中の自動車事故」や「自転車で走行中の事故」などに拡大します。

*他のお車には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または常時使用するお車を含まないなど、一定の条件があります。

※この特約で補償の対象となる事故は、交通乗用具の運行によって生じた事故や運行中の、飛来中・落下中の他物との衝突などとなります。

※この特約により拡大した補償範囲の事故で補償を受けられる方は、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様に限ります。

補償の対象となる事故例

ご契約のお車に搭乗中の自動車事故でケガをした。



他のお車*に搭乗中の自動車事故でケガをした。



歩行中に自動車にはねられてケガをした。



自転車で転んでケガをした。



基本補償

この特約により補償範囲を拡大

※上記事故例のほかにも、電車・船舶・飛行機・エレベーター・エスカレーターなどの交通乗用具による事故も補償の対象となります。

⚠ 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が記名被保険者となる「他のご契約」がある場合、それぞれのご契約にこの特約をセットされると、補償の重複が生じますので、ご契約内容をご確認ください。(いずれか1台のご契約にこの特約をセットされることで、記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族が補償の対象となります。)

□ 人身傷害諸費用補償特約 (P71ご参照)

人身傷害保険により保険金をお支払いすることができる場合、事故に付随して発生する「差額ベッド費用」や「ペット預け入れ等費用」など、人身傷害保険でお支払いの対象とならない費用について保険金をお支払いします。

※お支払いの対象となる費用は、弊社が定めたものに限ります。また、それぞれの費用については、一定の限度額があります。



□ 死亡・後遺障害一時金補償特約 (P77ご参照)

人身傷害保険により保険金をお支払いすることができる事故において、亡くなられた場合はご契約金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じてご契約金額の4%から100%を一時金としてお支払いします。

※既にお支払いした後遺障害一時金がある場合には、その額を差し引いて死亡一時金をお支払いします。

□ 医療保険金(日数払)補償特約 (P76ご参照)

治療日数やケガの内容に応じてお支払いする「入院一時金」に代え、「ご契約のお車に搭乗中の自動車事故」により入院または通院された場合、事故発生日からその日を含めて180日を経過するまでの期間を限度に、医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対して、1日につきご契約の入院保険金日額または通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。

※この特約をセットされた場合、「入院一時金」はお支払いしません。

※この特約でお支払いの対象となる事故は、「人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約」をセットされた場合であっても「ご契約のお車に搭乗中の自動車事故」に限ります。

〈ご注意〉

入院一時金や医療保険金をお支払いするにあたって、次のような通院は「治療日数」に含めません。

- 回復程度を確認するための通院
- 薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院

【他のケガや後遺障害、病気の影響について】

事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響または事故によりケガをされた後で、その事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

車両保険 (P42ご参照)

補償の概要

衝突や盗難などの偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じた場合、修理費などについてご契約金額を限度に保険金をお支払いします。車両保険の種類には「一般条件」のほか、補償範囲を限定した「車対車+限定危険」があります。



車両保険の種類と補償の範囲

〈補償の対象となる事故例〉

一般条件



電柱に衝突



車庫入れに失敗



転覆・墜落



あて逃げ
(相手車不明)

車対車+限定危険 (P81ご参照)



他の自動車との衝突・接触*



台風・竜巻・洪水・高潮



盗難



火災・爆発



落書・いたずら



飛来中または落下中の他物との衝突

*車両保険の種類が「車対車+限定危険」の場合、「他の自動車(ご契約のお車と所有者が異なる自動車をいい、原動機付自転車を含みます。)」および「その運転者または所有者」が確認されたときに限り補償します。
 ※車両保険の種類が「車対車+限定危険」の場合、「窓ガラス破損」については、事故原因が上記「車対車+限定危険」の補償の範囲に該当するときに限り補償します。

お支払いする保険金

車両保険金

●全損*1の場合



お支払いする保険金

ご契約金額の全額をお支払いします。

●分損の場合(全損*1以外の場合)



お支払いする保険金

修理費などの損害額から自己負担額*2*3を差し引いた額をお支払いします。

※損害の発生または拡大防止のための費用、求償権を保全するための費用、運搬・納車費用、仮修理費用などの諸費用をあわせてお支払いできる場合があります。

※ご契約金額が事故時の時価を著しく超える場合は、事故時の時価をご契約金額とみなして保険金をお支払いします。

全損時諸費用保険金

ご契約のお車が全損*1となった場合は、上記のほかにご契約金額の10% (20万円限度) をお支払いします。

- *1 お車を修理できない場合または修理費がご契約金額以上となった場合をいいます。なお、盗難にあい発見されなかった場合を含みます。
- *2 自己負担額の設定方法には、「定額方式」または「増額方式」(2回目以降の事故に適用する自己負担額が1回目の事故の自己負担額より高額となる方式)があります。なお、「増額方式」において、無過失車対車事故の特則が適用される事故または所定の費用のみをお支払いする事故が既に発生している場合、これらの事故は、自己負担額の適用上の事故回数に含めません。
- *3 ご契約期間が1年を超えるご契約において「増額方式」の場合は、保険年度ごとに事故回数をカウントします。

補償を受けられる方

ご契約のお車の所有者

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害
 - 戦争・外国の武力行使・革命・内乱・核燃料物質などによる損害
 - 地震・噴火・津波による損害*
 - 消防または避難に必要な処置以外の国または公共団体の公権力の行使による損害
 - 詐欺または横領による損害
 - お車を競技・曲技のために使用することまたはこれらを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃など以外のために使用することによる損害
 - お車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗による損害
 - 故障損害
 - お車に定着されていない付属品の単独損害 (火災による損害は、お支払いの対象となります。)
 - タイヤの単独損害 (火災・盗難による損害は、お支払いの対象となります。)
 - 法令などにより禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害
 - 酒気帯びの状態や無免許などで運転中に生じた損害 など
- * 割増保険料をお支払いいただき「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」(P21またはP86ご参照) をセットすることにより、ご契約のお車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いすることができます。

無過失車対車事故の特則 (P52ご参照)

「他の自動車との衝突・接触」による車両事故について、示談などによりご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用・管理していた方に過失がなかったことが確定した場合や、相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」または「赤信号無視」による事故もしくはご契約のお車が「駐停車中」の事故において、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用・管理していた方に過失がなかったと弊社が判断する場合、次回のご契約のノンフリート等級・事故有係数適用期間に影響することなく、保険金*をお支払いします。

* 次の特約に関する保険金をお支払いした場合は、この特則の対象外とします。ただし、これらの特約を適用されない旨のお申し出をいただいた場合は、この特則の対象とします。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ○車両新価保険特約 | ○車両全損時超過修理費補償特約 |
| ○買替時諸費用補償特約 | ○財物損害補償特約の積載動産損害条項 |

※この取扱いは、「他の自動車(ご契約のお車と所有者が異なる自動車をいい、原動機付自転車を含みます。)」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限りです。



□ 車両新価保険特約 (新車特約) (P82ご参照)

ご契約のお車の修理費が新車価格 (協定新価保険金額) の50%以上*または全損となった場合、実際にかかるお車の再購入費用 (車両本体価格+付属品+消費税) または修理費について協定新価保険金額を限度にお支払いします。また、所定の要件を満たす場合、臨時費用保険金をお支払いします。

- *内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限りです。
- ※事故発生日の翌日から起算して6か月以内に代替のお車を再取得またはご契約のお車を修理された場合に限りです。
- ※盗難事故については、この特約の対象となりません。(盗難後にご契約のお車が発見された場合は対象となります。)
- ※この特約により臨時費用保険金をお支払いする場合、全損時諸費用保険金はお支払いしません。

□ 車両全損時超過修理費補償特約 (P84ご参照)

車両保険金のお支払いの対象となる事故において、修理費がご契約金額を超過した場合、超過した修理費について50万円を限度にお支払いします。

- ※事故発生日の翌日から起算して6か月以内に修理された場合に限りです。

□ 買替時諸費用補償特約 (P85ご参照)

ご契約のお車が次のいずれかに該当する場合、お車を買い替える際に必要となる自動車取得税などの諸費用について40万円を限度にお支払いします。

- ご契約のお車が全損となった場合
- 全損以外で損害額が50万円以上となった場合
- 「車両新価保険特約」をセットされたご契約において、修理費が新価保険金額の50%以上*となった場合

- *内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限りです。
- ※事故発生日の翌日から起算して6か月以内に代替のお車を再取得された場合に限りです。
- ※この特約により保険金をお支払いする場合、全損時諸費用保険金および「車両新価保険特約」がセットされているときの臨時費用保険金はお支払いしません。

□ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約 (P86ご参照)

地震・噴火・津波により、ご契約のお車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約のお車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超過して浸水した場合などに、50万円 (車両保険のご契約金額が50万円未満の場合は車両保険のご契約金額と同額) を一時金としてお支払いします。

- ※この特約は、車両保険の種類が「一般条件」(P19ご参照) のご契約にセットすることができます。

事故・故障 「運搬・納車費用」保険 (P45ご参照)



補償の概要

偶然な事故または故障によってご契約のお車が自力で走行できなくなった場合、その発生地から補償を受けられる方が指定する修理工場までの運搬や、修理完了後のお車を自宅などまで納車または引き取るために必要な費用について保険金をお支払いします。

※故障による損害に対する補償はご契約期間中1回に限りです。(ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、保険年度ごとに1回に限りです。)

お支払いする保険金

運搬・納車費用保険金

1回の事故につき15万円を限度に保険金をお支払いします。

※車両保険をご契約の場合は、車両保険のご契約金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度とします。

※車両保険金として運搬・納車費用をお支払いすることができる場合であっても、事故・故障「運搬・納車費用」保険からのお支払いを優先します。また、お支払いする保険金の限度額は増加しません。

補償を受けられる方

- ①ご契約のお車に搭乗中の方
- ②ご契約のお車の所有者

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害
- 戦争・外国の武力行使・革命・内乱・核燃料物質などによる損害
- 地震・噴火・津波による損害
- 消防または避難に必要な処置以外の国または公共団体の公権力の行使による損害
- 詐欺または横領による損害
- お車を競技・曲技のために使用することまたはこれらを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃など以外のために使用することによる損害
- 鍵の閉じ込みまたは紛失による損害
- バッテリーあがりまたは燃料切れによる損害
- 法令などにより禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造による損害
- タイヤの単独損害 (火災・盗難による損害は、お支払いの対象となります。)
- 酒気帯びの状態や無免許などで運転中に生じた損害
- ご自宅の駐車場など、お車の保管場所において発生した故障による損害
- お車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでお車に搭乗中の方に生じた損害
- 極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方またはお車を業務として受託している自動車取扱業者 (自動車修理業者など) の方に生じた損害

など

その他の補償内容 (特約など)

その他の主な補償として、次のようなものがあります。

無保険車傷害補償特約 (自動セット) (P79ご参照)

無保険車



保険を契約していない車や保険を契約していてもその事故について保険金が支払われない車との事故などで、ご契約のお車に搭乗中の方などが亡くなられたり、後遺障害が生じた場合で、相手から十分な補償を受けられないときに、補償を受けられる方1名ごとにご契約金額*を限度に保険金をお支払いします。

*この特約のご契約金額は対人賠償保険と同額となります。ただし、対人賠償保険のご契約金額が「無制限」の場合は2億円となります。

※記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様については、ご契約のお車に搭乗中以外の場合も対象となります。

※人身傷害保険で保険金をお支払いできる場合は、その金額を超過した部分についてのみ、この特約から保険金をお支払いします。

事故・故障代車費用補償特約 (実損支払) (オプション) (P92ご参照)

車両保険金のお支払いの対象となる事故や、故障によりご契約のお車が使用できなくなった場合にお車の修理期間中または買替えまでの間に発生したレンタカーなどの代車費用について、「ご契約の日額×利用日数」を限度に実際のご負担額をお支払いします。(お支払いの対象となる期間は「代車のご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して6か月以内」を限度とします。)

※故障の場合、通常の保管場所以外において自力走行が不能となり修理工場などに運搬された場合に限りします。

※故障による損害に対する補償はご契約期間中1回に限りします。(ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、保険年度ごとに1回に限りします。)

※自己負担額を設定された場合は、その額を差し引いてお支払いします。



財物損害補償特約 (オプション) (P88ご参照)

偶然な事故により、ご契約のお車に積載中の個人所有の動産に損害が生じた場合またはご契約のお車の衝突・接触により、自宅・車庫などに損害が生じた場合に次の保険金をお支払いします。



■ 積載動産損害保険金

ご契約のお車の室内・トランク内などに積載している個人所有の動産(ゴルフバッグ・キャンプ用品など)がこわれた場合や盗難*にあった場合に30万円を限度に保険金をお支払いします。

*キャリアやルーフボックスなど車室外積載装置に固定または収納された動産については、ご契約のお車と同時に盗難にあった場合に限り補償します。なお、「車両盗難不担保特約」(P86ご参照)をセットされている場合は、積載動産の盗難についても補償の対象となりません。

※通貨、クレジットカード、プリペイドカード、宝石、携帯電話、ノートパソコン、コンタクトレンズ、眼鏡などに生じた損害については補償の対象となりません。

■ 自宅・車庫等修理費用保険金

ご契約のお車の衝突・接触により自宅・車庫などをこわした場合には、事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用について1回の事故につき20万円を限度にお支払いします。



□ ファミリーバイク特約 (オプション) (P96ご参照)

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様が原動機付自転車を使用中に生じた対人・対物・自損事故について、原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車のご契約条件に応じて補償します。また、搭乗中のケガを人身傷害保険で補償するタイプ* (人身傷害型) もあります。

*人身傷害保険で補償の対象となる事故であっても、「医療保険金 (日数払) 補償特約」における医療保険金はお支払いしません。

※原動機付自転車自体に生じた損害は補償の対象となりません。

※他人から臨時に借りた原動機付自転車を使用中の事故も補償の対象となります。

※「ファミリーバイク特約 (人身傷害型)」の場合、自損事故保険による保険金のお支払いはありません。



□ 日常生活賠償責任補償特約 (オプション) (P99ご参照)

日本国内・国外を問わず、日常生活での偶然な事故 (自動車事故を除きます。) により、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様が他人にケガなどをさせたり、他人の財物をこわした場合、法律上の損害賠償責任の額について保険金をお支払いします。また、弊社の同意を得て支出された、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

※ご契約金額は「無制限」となります。また、日本国内で発生した事故に限り、原則として弊社が相手方との示談交渉を行います。



<ファミリーバイク特約・日常生活賠償責任補償特約共通>

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が記名被保険者となる「他のご契約」がある場合、それぞれのご契約にこの特約をセットされると、補償の重複が生じますので、ご契約内容をご確認ください。(いずれか1台のご契約にこの特約をセットされることで、記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族が補償の対象となります。)

※「日常生活賠償責任補償特約」につきましては、火災保険や傷害保険などのご契約内容もご確認ください。

☑ 他車運転危険補償 (自動セット) (P39、45ご参照)

※普通保険約款による基本補償となります。

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様から他人から臨時に借りた自家用8車種のお車*を運転中 (駐車中または停車中を除きます。) に生じた対人・対物・車両事故について、借りたお車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車のご契約条件に応じて補償します。

*次の場合を含まないなど一定の条件があります。

- 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または常時使用するお車を運転中の場合
- 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様から自ら所有または常時使用するお車を運転中の場合
- 補償を受けられる方の使用者 (雇用主など) の業務のために、その使用者の所有するお車を運転中の場合
- 補償を受けられる方が役員となっている法人の所有するお車を運転中の場合

※車両事故 (借りたお車自体に生じた損害) については、車両保険をご契約の場合に限り、借りたお車の時価を限度に補償します。



自動車保険の改定のご案内 (主なもの)

弊社では、2012年1月1日および2012年10月1日に自動車保険を改定いたしました。主な改定の概要は次のとおりです。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 補償内容などに関する主な改定

1 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」の新設 (2012年1月1日改定)

地震・噴火・津波によりご契約のお車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約のお車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、50万円(車両保険のご契約金額が50万円未満の場合は車両保険のご契約金額と同額)を一時金としてお支払いする「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」を新設しました。

※「地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約」については、既に特約をセットされているご契約の継続契約を除き、引き続き、販売を見合わせています。また、ご契約期間の初日が2012年1月1日以降のご契約より、特約保険料の引上げを行いました。

2 「通勤・通学使用」の判定基準の改定 (2012年1月1日改定)

「ご契約のお車の主な使用目的」について、最寄り駅などへの送迎は「通勤・通学」に含まないこととしました。

⇒これにより、例えば、お子様を学校などへ送迎する場合は「通勤・通学」には該当しないことになります。

これまで「通勤・通学使用」でご契約いただいていたお客様は必ずご確認ください

改定後は最寄り駅などへの送迎は「通勤・通学」に含みません。したがって、年間を通じて*月15日以上最寄り駅などへの送迎にのみご契約のお車を使用していたため、「通勤・通学使用」でご契約いただいていたお客様は、「日常・レジャー使用」でご契約ください。

*「年間を通じて」とは、ご契約期間の初日(ご契約期間の途中で主な使用目的が変更となる場合はその変更日)から1年間をいいます。

3 無過失車対車事故の特則の改定 (2012年10月1日改定)

無過失車対車事故の特則の適用範囲などを改定します。改定後の適用範囲などにつきましては、20ページまたは52ページをご覧ください。

4 車両保険に関する特約の改定 (2012年10月1日改定)

「車対車+限定危険」の対象事故のうち、「窓ガラス破損」について補償範囲を改定します。改定後の補償範囲につきましては、19ページまたは81ページをご覧ください。

2. 保険料に関する主な改定

1 保険料の改定 (2012年1月1日改定)

近年の事故の発生状況などを踏まえ、保険料の引上げまたは引下げを行いました。

⇒これにより、前年とご契約条件が同一であっても、保険料が変更となる場合があります。なお、ご契約条件によっては、大幅な変更となることがあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

2 ゴールド免許割引の拡大 (2012年1月1日改定)

次のとおり、ゴールド免許割引率を拡大しました。

運転者年齢条件	ゴールド免許割引
「年齢を問わず・21歳以上」補償	4% → 6%
「26歳・30歳・35歳以上」補償	9% → 12%

3 ノンフリート等級別料率制度の改定 (2012年10月1日改定)

ノンフリート等級別料率制度における、事故の取扱いおよびノンフリート等級別料率係数(割増引率)などについて、次の改定を行います。詳しくは、28ページをご覧ください。

- これまで同じ等級であればすべてのお客様で同一としていた割増引率を事故の有無によって、「無事故係数(割増引率)」と「事故有係数(割増引率)」の2種類に分け、事故のあったご契約の次契約から「事故有係数(割増引率)」を一定期間適用します(その期間を「事故有係数適用期間」といいます。)。また、すべての等級の割増引率を見直します。*
- 「等級すえおき事故」として取り扱っていた事故を「1等級ダウン事故」とします。ただし、「火災・爆発」や「窓ガラス破損」については、ご契約のお車の運行に起因する場合など、事故原因により「3等級ダウン事故」として取り扱います。
- 等級プロテクト特約を廃止します。

*原則として、ご契約期間の初日が2013年10月1日以降のご契約より、等級の割増引率を変更します。

4 多数割引の対象契約の拡大 (2012年10月1日改定)

「ノンフリート多数割引」の対象契約を1保険証券で2台のご契約にも拡大し、「1%」の割引を適用します。

1. 保険料

保険料は、記名被保険者の免許証の色、ご契約のお車の主な使用目的やご契約のお車の型式、用途車種、ご契約金額、ノンフリート等級および事故有係数適用期間などにより決定します。

初回保険料の口座振替払またはコンビニ払*などによりお支払いが猶予される場合を除き、保険料はご契約手続きと同時に支払ってください。取扱代理店または弊社が保険料を領収する前の事故については、保険金をお支払いできません。

*所定の振込票によりコンビニエンスストアで保険料をお支払いいただけます。

2. 保険料のお支払いがない場合について(払込猶予期間について)

口座振替払またはコンビニ払における初回保険料や第2回目以降の分割保険料につきましては、保険証券記載の払込期日をお守りください。払込期日の翌月末日までに保険料のお支払いがない場合、下表の日以降に発生した事故について保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

	保険金がお支払いできなくなる日	ご契約の解除日
初回保険料	ご契約期間の初日	ご契約期間の初日
第2回目以降の分割保険料	払込期日の翌日	払込期日または満期日のいずれか早い日

弊社がご契約を解除した場合は、ノンフリート7等級から20等級の継承ができなくなりますので、ご注意ください。

口座振替払でご注意いただきたいこと

- 保険料の振替日は26日(近畿地区信用金庫協会加盟の信用金庫は27日)です。なお、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。振替日の前日までに、ご指定の口座の残高をご確認ください。
- 振替不能が発生した場合、払込猶予期日を「払込期日の翌月末日」から「払込期日の翌々月の25日」に延長します。ただし、次の場合は払込猶予期日を延長しません。
 - ・ご契約者の故意により、保険料のお支払いがなかった場合
 - ・同一契約において過去に2か月連続して残高不足による振替不能が発生し、かつ、今回の再請求も残高不足により振替不能となった場合(ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、取扱いが異なることがあります。)
- 通常、第1回目の振替不能分については翌月に再度振替えを行いますが、お客様(口座名義人)のご都合により口座の請求を停止された場合、振替不能になった保険料は再度振り替えられませんので、取扱代理店まで直接お支払いいただけますようお願いいたします。
- 同一の預貯金口座から複数の保険契約の保険料を振り替えさせていただいている場合には、すべての保険契約の保険料をまとめた合計額を振り替えさせていただきます。この場合のご通帳の表示は1行となりますので、あらかじめご了承ください。



3. 保険料の割引制度

保険料の割引制度として、主に次のものがあります。割引制度の内容につきましては、重要事項説明書などをご覧ください。また、記載内容にご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

新車割引 | エコカー割引 | 福祉車両割引 | 長期優良契約割引 | ノンフリート多数割引 | Web確認割引

4. ノンフリート等級別料率制度

ご契約者が自ら所有し、かつ、使用されるお車のご契約台数が9台以下（他の保険会社でのご契約台数を含みます。）の場合は、ご契約のお車1台ごとに1等級～20等級までのノンフリート等級および事故有係数適用期間により保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しており、次のような割引・割増率を適用します。

1 新たにご契約いただく場合の等級・事故有係数適用期間・割増引率

		年齢を問わず 補償	21歳以上 補償	26歳以上 補償	30歳以上 補償	35歳以上 補償
初めての ご契約	等級	6 (A)	6 (B)	6 (C)	6 (E)	6 (G)
	割増引率*	25%割増	10%割増	5%割引		
複数所有 新規制度	等級	7 (A)	7 (B)	7 (C)	7 (E)	7 (G)
	割増引率*	10%割引	15%割引	28%割引		

*[人身傷害諸費用補償特約]や[弁護士費用等補償特約]など一部の特約には適用されません。

*ご契約期間の初日が2013年10月1日以降の割増引率につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

*新たにご契約いただく場合の事故有係数適用期間は0年となります。

●複数所有新規制度について

既に11等級以上の他のお車のご契約*があり、新たに2台目以降のお車についてご契約いただく場合（記名被保険者が同一のご契約のほか、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のご契約を含みます。）で、記名被保険者およびご契約のお車の所有者が個人、他のお車と2台目以降のお車の用途車種がいずれも自家用8車種であるなど所定の要件を満たすときは、7等級（A）～（C）、（E）、（G）を適用します。

*他の保険会社の自動車保険契約、JA共済・全労済・全自共・教職員共済・共済連（中小企業共済）の自動車共済契約を含みます。また、他のお車のご契約期間が1年を超えるご契約の場合、取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

2 継続してご契約いただく場合の等級・事故有係数適用期間・割増引率

前契約のご契約期間が1年の場合の取扱いは次のとおりです。ご契約期間が1年未満または1年を超えるご契約の場合は取扱いが異なりますので、詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(1) 等級

前契約の事故件数により次のとおり決定します。（上限を20等級、下限を1等級とします。）

前契約の事故件数	継続してご契約いただく場合の等級
無事故の場合	前契約の等級から1等級上がった等級
1等級ダウン事故を起こされた場合	前契約の等級から事故1件につき1等級下がった等級
3等級ダウン事故を起こされた場合	前契約の等級から事故1件につき3等級下がった等級

*事故の種類につきましては、30ページをご覧ください。

(2) 事故有係数適用期間

上限を6年、下限を0年とし、前契約の内容により次のとおり決定します。ただし、ご契約期間の初日が2012年10月1日以降2013年9月30日以前の場合は、事故有係数適用期間は原則として0年*とします。

前契約の内容		継続してご契約いただく場合の事故有係数適用期間
事故件数	3等級ダウン事故を起こされた場合	前契約の事故有係数適用期間に事故1件につき3年加算します。
	1等級ダウン事故を起こされた場合	前契約の事故有係数適用期間に事故1件につき1年加算します。
ご契約期間	1年経過	前契約の事故有係数適用期間から1年減算します。 (前契約の事故有係数適用期間が0年の場合を除きます。)

*次のような場合には、ご継続の契約の事故有係数適用期間を1年～6年とし、下記(3)の事故有係数の割増引率を適用することがあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

- 前契約のご契約期間の初日が2012年10月1日以降で、「前契約に3等級ダウン事故・1等級ダウン事故がある場合」または「前契約が他の保険会社・共済のご契約で事故有係数適用期間を適用していない場合」
- ご契約期間が1年を超えるご契約に3等級ダウン事故があり、そのご契約を解約して継続された場合など

(3) 割増引率

ご契約期間の初日が2012年10月1日以降2013年9月30日以前の場合、原則として下表上段の割増引率(無事故係数)を適用します。ただし、事故有係数適用期間が1年～6年となる場合は、下表下段の割増引率(事故有係数)を適用します。

等級	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率* (%)	割増			割引																
無事故係数	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63
事故有係数	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

*「人身傷害諸費用補償特約」や「弁護士費用等補償特約」など一部の特約には適用されません。

※ご契約期間の初日が2013年10月1日以降の割増引率につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

3 ノンフリート等級・事故有係数適用期間についてご注意いただきたいこと

(1) ノンフリート7等級～20等級の継承ができなくなる場合などについて

次のいずれかに該当する場合などは、原則として7等級～20等級の継承ができなくなりますので、ご注意ください。

- 記名被保険者を「配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族」以外の方へ変更される場合
- ご契約のお車を、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様が所有するお車など車両入替できない条件のお車に変更される場合
- 前契約の満期日(または解約日)の翌日から起算して7日以内に継続されない場合
- 前契約が解除された場合など

※上記にかかわらず、過去13か月以内に満期を迎えたご契約や解約・解除されたご契約があり、ご契約のノンフリート等級が1等級～5等級または事故有係数適用期間が1年～6年となる場合は、そのノンフリート等級または事故有係数適用期間を継承しなければならないことがあります。

(2) ノンフリート等級・事故有係数適用期間の訂正について

ご契約手続きをされた後に次の事由が発生した場合などは、お手続きをされたご契約のノンフリート等級や事故有係数適用期間を訂正させていただくことがあります。訂正の内容によっては、保険料を返還または請求させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 前契約に事故が発生した場合
- 前契約に発生した事故について、保険金の請求を放棄された場合
- 前契約が解約または解除となった場合など

4 事故の種類について

(1) 1等級ダウン事故

事故原因が、次の①のいずれかに該当し、お支払いする保険金が、次の②のいずれかの保険金のみまたは次の②の保険金の組み合わせのみの事故は1等級ダウン事故として取り扱います。ただし、下記(2)のノーカウント事故を除きます。

① 事故原因	<ul style="list-style-type: none"> ●火災・爆発（飛来中・落下中の物以外の他物との衝突・接触または転覆・墜落によって生じた火災・爆発を除きます。） ●盗難 ●落書・いたずらなどのご契約のお車に対する直接の人為的行為 ●台風・竜巻・洪水・高潮 ●飛来中・落下中の他物との衝突 ●騒擾・労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●その他偶然な事故（ご契約のお車と他物との衝突・接触またはご契約のお車の転覆・墜落を除きます。）
② 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●車両保険 ●買替時諸費用補償特約 ●財物損害補償特約 ●積載動産損害補償特約（個人用・事業用） ●被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約 ●リース車両費用補償特約

※ご契約期間の初日が2012年9月30日以前のご契約の事故の場合は、次のとおり取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

- ・「1等級ダウン事故」ではなく「等級すえおき事故」として取り扱い、ご継続後の等級は前契約と同一になります。ただし、前契約の等級が6等級（A）～（E）、（G）の場合は6等級（F）を、7等級（A）～（E）、（G）の場合は7等級（F）を同一の等級とします。（ご契約期間が1年未満または1年を超えるご契約の場合、取扱いが異なることがあります。）

- ・上記「① 事故原因」には、「飛来中・落下中の物以外の他物との衝突・接触または転覆・墜落によって生じた火災・爆発」および「窓ガラス破損」も含まれるものとし、「② 保険金」には、「受託貨物賠償責任補償特約」も含まれます。

※前契約に「等級プロテクト特約」がセットされているご契約の取扱いにつきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(2) ノーカウント事故

次の事故については、事故件数には数えません。

●お支払いする保険金が、次のいずれかの保険金のみ、または次の保険金の組合せのみの事故

- | | | |
|-----------------------|----------------------|-------------------------------|
| ◇対人臨時費用 | ◇医療保険金（日数払）補償特約 | ◇事故代車費用補償特約（実損支払） |
| ◇無保険車傷害保険 | ◇搭乗者傷害保険 | ◇車両保険の運搬・納車費用、仮修理費用または盗難車引取費用 |
| ◇人身傷害保険 | ◇搭乗者傷害事業主費用補償特約 | ◇ファミリーバイク特約 |
| ◇人身傷害諸費用補償特約 | ◇事故・故障「運搬・納車費用」保険 | ◇弁護士費用等補償特約 |
| ◇死亡・後遺障害一時金補償特約 | ◇事故・故障代車費用補償特約（実損支払） | ◇日常生活賠償責任補償特約 |
| ◇地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約 | | |

●無過失車対車事故の特則が適用される事故

(3) 3等級ダウン事故

上記(1)および(2)に該当しない事故は3等級ダウン事故として取り扱います。

保険料の計算が日割計算となる場合について

ご契約内容の変更および解約をされる場合、返還または請求させていただく保険料は、原則として月割計算により算出しますが、「団体扱特約」または「集団扱特約」がセットされているご契約以外で次に該当する場合には日割計算により算出します。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. ご契約内容を変更される場合

次のご契約についてご契約内容を変更される場合、日割計算を適用します。

- ノンフリート多数割引が適用されているご契約
- 「保険期間通算による等級継承特則」を適用するために締結した、ご契約期間が1年未満のご契約

2. 「中途更改」に伴いご契約を解約される場合

〔用語のご説明〕

「中途更改」とは、弊社でのご契約をいったん解約し、その解約日をご契約期間の初日として、そのご契約と記名被保険者およびご契約のお車を同一*とする新契約を弊社と締結することをいいます。

*記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族などが記名被保険者となる場合や、入替手続きによりご契約のお車を変更する場合も同一とみなします。

〔「中途更改」に伴う解約のうち、次の場合は日割計算を適用します。〕

- 現在ご契約の普通保険約款から他の普通保険約款への変更を行う場合
- 中途更改後の新契約に新たにノンフリート多数割引を適用する場合
- 次のすべての条件を満たす場合
 - ・「車両保険の自己負担額の変更」、「フリート契約基本保険料への変更」または「ご契約期間の統一」を行う場合で、かつ、現在のご契約において変更処理ができないこと。
 - ・中途更改後の新契約のご契約期間が1年以上であること。
 - ・中途更改後の新契約について、現在ご契約にセットされている補償種類を削除しないこと。
- 中途更改後の新契約を「団体扱特約」または「集団扱特約」をセットしたご契約に変更する場合

〔「団体扱特約」または「集団扱特約」がセットされているご契約について、保険料一時払方式と12回払方式の切替え（中途更改）を行う場合は、日割計算を適用します。〕

3. 「減車」または「増車」される場合

〔用語のご説明〕

「減車」とは、複数のお車を1保険証券でご契約いただいている場合で、そのうちの一部のお車を解約されることをいいます。

また「増車」とは、複数のお車を1保険証券でご契約いただいている場合で、そのご契約に新たなお車を追加することをいいます。

- ノンフリート多数割引が適用されているご契約について「減車」または「増車」される場合は、日割計算を適用します。

事故が起こった場合には

1. ただちにご連絡ください

万が一、事故が起きてしまった場合には、被害者に対する救護措置をとり、警察署へ事故の届出をするとともに、次の事項を取扱代理店または弊社までただちにご連絡ください。

- ① 事故発生の日時・場所
- ② 事故の状況(事故の原因・形態など)
- ③ 相手方の住所・氏名・連絡先・お車の情報(車名・登録番号など)
- ④ 事故の状況について証人となる方がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先など
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合はその内容

上記の事項について、ただちにご連絡いただけなかったことによって生じた損害につきましては、お支払いの対象とならない場合がありますのでご注意ください。

2. 必ず事前にご相談ください

次の場合には、必ず事前に弊社までご相談ください。

- ① 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合
- ② 事故にあったお車または積載動産を修理・処分する場合
- ③ 相手方からの損害賠償請求を承認する場合

①および②については、事前にご連絡いただけなかったことによって生じた損害については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

また、③については、相手方からの損害賠償請求を承認する前に必ず弊社の承認をお取りください。弊社が承認しないうちにご契約者または補償を受けられる方ご自身で相手方からの損害賠償請求を承認された場合は、保険金の一部をお支払いできないことがあります。

3. 保険金を請求される際のお手続きについて

事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または弊社より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。

ご契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方が、正当な理由がなく所定の書類を提出されなかった場合や、提出された書類について事実と異なる記載や偽造などを行った場合、それによって生じた損害についてはお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

- 約款に記載された書類または証拠(P51ご参照)のほか、次の書類などのうち弊社がご提出をお願いする書類をご提出ください。

ご提出いただく書類	必要書類の例
(1) 事故発生日時・事故状況・事故原因などの確認のために必要な書類	交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明書 など
(2) 補償を受けられる方、保険金を受け取るべき方または保険の対象であることの確認のために必要な書類	住民票、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、登録事項等 証明書、免許証 など

(3) ケガまたは病気の程度を証明するために必要な書類	レントゲン写真、MRI画像 など
(4) 保険の対象の価額、ご契約者または補償を受けられる方に生じた損害の範囲や損害の額、または負担した費用を算出するために必要な書類	見積書、写真、領収証、通院交通費明細書、各種費用特約などの費用負担を立証する書類 など
(5) 弊社が支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類	他の保険契約などの保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
(6) 公の機関や関係先への調査のために必要な書類	個人情報取扱に関する同意書、医療機関用同意書 など

示談交渉について

賠償事故が起きた場合には、弊社は補償を受けられる方と相手方との示談交渉に関するご相談の受付など、事故解決のためのお手伝いをいたします。

また、補償を受けられる方が相手方から損害賠償の請求を受けた場合は、補償を受けられる方からお申し出があり、かつ、相手方の同意が得られるときは、相手方との示談交渉を弊社がお引き受けします。

ただし、補償を受けられる方が正当な理由がなく弊社への協力を拒まれた場合や、補償を受けられる方に賠償責任がない場合、法律上の損害賠償責任の額をご契約金額を明らかに超える場合など、示談交渉ができないことがありますのでご注意ください。



4. 保険金の請求時効について

保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、保険金請求権の発生時期の翌日から起算します。

5. 保険金のお支払時期について

保険金請求のご連絡をいただいた場合、原則として保険金請求のお手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。ただし、約款に記載された特別な照会や調査(P52ご参照)が必要な場合は、お支払いまでの期間を延長することがあります。

6. 賠償責任保険の被害者に対する先取特権について

対人賠償保険、対物賠償保険および「日常生活賠償責任補償特約」において、所定の要件を満たす場合、被害者には他の債権者に優先して、弊社に対して損害賠償額を請求することができる権利(先取特権)があります。

7. 保険金の代理請求人制度について

補償を受けられる方ご自身がご存命であるにもかかわらず、保険金を請求できない事情がある場合には、補償を受けられる方の配偶者*や、配偶者*がいらっしゃらないときは3親等内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができます。代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

*内縁関係の方は含みません。

事故が起きた場合には

くるまの総合保険 普通保険約款・特約

ご契約内容を定めた普通保険約款・特約を掲載しています。
保険証券をご確認いただき、適用される普通保険約款の条項
および特約をご一読ください。

※ご契約にセットされる特約の保険証券の表示内容につきましては、4ページから
5ページをご覧ください。

約款をご覧くださいにあたっての注意事項

■ 約款本文中の 下線のある用語 については、各条項・特約の冒頭
(用語の定義)で、ご説明しております。

※用語の定義は、五十音順に表示しています。

例 <用語の定義 (五十音順) >

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	分割保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

■ 約款本文中の (注) のある用語については、各条の末尾で説明して
おります。

例

(注7) 故障損害

偶然な外来の事故に直接起因しない契約自動車の電氣的または機械的損害をいいます。

(注8) ドアの鍵の盗難

紛失を除きます。

(注9) タイヤ

チューブを含みます。

くるまの総合保険 普通保険約款

第1章 賠償責任条項

第1章

賠償責任条項

<用語の定義（五十音順）>

この賠償責任条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険物	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
記名被保険者	契約自動車に主として使用する者で、保険証券記載の者をいいます。
記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
損害賠償請求権者	次のいずれかに該当する者等をいいます。 ア. 対人事故の直接の被害者 イ. 対人事故により被害者が死亡した場合の、被害者の法定相続人または慰謝料請求権者 ウ. 対物事故の被害財物の所有者
対人事故	契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
他の自動車	用途車種（注1）が自家用普通乗用車、自家用小形乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小形貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）である自動車で、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ア. 契約自動車 イ. <用語の定義>「記名被保険者等」アから同ウまでのいずれかに該当する者が所有する自動車（注2） ウ. <用語の定義>「記名被保険者等」アから同ウまでのいずれかに該当する者が常時使用する自動車 （注1）用途車種 登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小形乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小形貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注2）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
臨時費用	被保険者が臨時に必要とする費用をいいます。

第1条（保険金を支払う場合—対人賠償）

- 当社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- 当社は、1回の対人事故による(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注1）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（注1）自賠責保険等によって支払われる金額

契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第2条（保険金を支払う場合—対物賠償）

当社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通）

- 当社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注2）の故意
 - 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 台風、洪水または高潮
 - 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ③から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注2）保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注3）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注6）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2 対人賠償）

- 当社は、対人事故により次の①から⑤までのいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 記名被保険者
 - 契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - 被保険者の父母、配偶者または子
 - 被保険者の業務（注7）に従事中の使用者

⑤ 被保険者の使用者の業務(注7)に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が契約自動車をもその使用者の業務(注7)に使用している場合に限り、(2)当社は、(1)⑤の規定にかかわらず、契約自動車の所有者(注8)が個人である場合には、記名被保険者がその使用者の業務(注7)に契約自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務(注7)に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- (注7) 業務
家事を除きます。
- (注8) 所有者
次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 契約自動車に所有権留保金交付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 契約自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

第5条 (保険金を支払わない場合—その3 対物賠償)

当社は、対物事故により次の①から③までのいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第6条 (被保険者の範囲—対人・対物賠償共通)

この賠償責任条項における被保険者は、次の①から④までのいずれかに該当する者となります。

- ① 記名被保険者
- ② 契約自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の孫の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得て契約自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者(注9)が業務として受託した契約自動車を使用または管理している場合を除きます。
- ④ 記名被保険者の使用者(注10)。ただし、記名被保険者が契約自動車をその使用者(注10)の業務に使用している場合に限り、(2)当社は、対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注9) 自動車取扱業者
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注10) 使用者
請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第7条 (個別適用)

- (1) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条(保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)①の規定は除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から③までの額が増額されるものではありません。
 - ① 第14条(支払保険金の計算—対人賠償)(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額
 - ② 同条(2)に定める臨時費用の額
 - ③ 第15条(支払保険金の計算—対物賠償)(1)および(3)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額

第8条 (当社による援助—対人・対物賠償共通)

被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第9条 (当社による解決—対人賠償)

- (1) 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注11)を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険総額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
 - ④ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注11) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続
弁護士を選任を含みます。

第10条 (損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当社がその賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注12)を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合は裁判官の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額(注13)を超えることが明らかになった場合
 - ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額は、次の算式により算出された額をいいます。

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \text{自賠責保険等によって支払われる金額(注1)} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償額の額} = \text{損害賠償額}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(注12) 支払うべき保険金の額
同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注13) 保険証券記載の保険金額
同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第11条 (当社による解決—対物賠償)

- (1) 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注11)を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額(注14)を明らかに超える場合
 - ② 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合
 - ③ 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ④ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注14) 保険証券記載の保険金額

第15条(支払保険金の計算—対物賠償) (3)①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が10億円を超える場合は、10億円とします。

第12条 (損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注12)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負うすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額は、次の算式により算出された額をいいます。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} = \text{損害賠償額}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) ②または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注15)が保険証券記載の保険金額(注14)を超えるとき認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①②③④までのいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2)①に規定する事由があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社の損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
 - (7) ②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注12)を限度とします。

(注15) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第13条 (損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通)

- (1) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注16)は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第16条(事故発生時の義務)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 緊急措置費用	対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによる費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
④ 落下物取片づけ費用	対物事故の原因となるべき偶然な事故によって契約自動車に搭載していた動産(注17)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当社の同意を得て支出した取片づけ費用
⑤ 示談交渉費用	次の費用 ア、対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用 イ、第9条(当社による解決—対人賠償)(2)または第11条(当社による解決—対物賠償)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア、訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

- (2) 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次の①または②のいずれかに該当するときは、(1)の費用のほか、臨時費用を損害の一部とみなします。

- ① 対人事故の直接の結果として死亡した場合
- ② 対人事故の直接の結果として3日以上入院(注18)した場合

(注16) 費用

収入の喪失を含みません。

(注17) 契約自動車に搭載していた動産

法令等で搭載が禁止されている動産または法令等で禁止されている方法で搭載されていた動産を除きます。

(注18) 入院

医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

第14条 (支払保険金の計算—対人賠償)

- (1) 1回の対人事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{前条(1)①から③までの費用}} - \boxed{\text{自賠責保険等によって支払われる金額(注1)}} = \text{保険金}$$

- (2) 当社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 前条(1)⑤および⑥の費用
- ② 同条(2)の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき、次の額とします。
 - ア、同①に該当する場合は、10万円
 - イ、同②に該当する場合は、2万円
- ③ 第9条(当社による解決—対人賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第15条 (支払保険金の計算—対物賠償)

- (1) 1回の対物事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{第13条(損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通)(1)①から④までの費用}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} = \text{保険金}$$

- (2) 当社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 第13条(損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通)(1)⑤および⑥の費用
 - ② 第11条(当社による解決—対物賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(3) (1) ただし書の規定にかかわらず、次の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が10億円を超える場合は、当会社の支払う保険金の額は、10億円を限度とします。

- ① 契約自動車を業務（注7）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する事故
- ② 契約自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、被牽引自動車を業務（注7）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する事故
- ③ 航空機の滅失、破損または汚損

第16条（仮払金および供託金の貸付け等—対人・対物賠償共通）

- (1) 第8条（当会社による援助—対人・対物賠償共通）、第9条（当会社による解決—対人賠償）(1)または第11条（当会社による解決—対物賠償）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の①から③までのいずれかの貸付けまたは供託を行います。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
 - ③ ②の供託金の、その供託金に付されたと同率の利息による被保険者への貸付け
- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかの金額の範囲内で、(1)①から③までのいずれかの貸付けまたは供託を行います。
- ① 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額（注19）
 - ② 対物事故については、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額（注14）（注20）
- (3) (1)③により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（注21）の取戻請求権に上質権を設定するものとします。
- (4) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から⑥までの規定は、その貸付金または供託金（注21）を既に支払った保険金とみなして適用します。
- ① 第10条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）(2) ただし書
 - ② 第12条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）(2) ただし書
 - ③ 同条(7) ただし書
 - ④ 第14条（支払保険金の計算—対人賠償）(1) ただし書
 - ⑤ 前条(1) ただし書
 - ⑥ 同条(3)
- (5) (1)の供託金（注21）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注21）の限度で、(1)の当会社の名による供託金（注21）または貸付金（注21）が保険金として支払われたものとみなします。
- (6) 基本条項第18条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

注19 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第10条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

注20 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第12条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

注21 供託金

利息を含みます。

注22 貸付金

利息を含みます。

第17条（先取特権—対人・対物賠償共通）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注23）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、保険金の支払を行いません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権行使したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
- (3) 保険金請求権（注23）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注23）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

注23 保険金請求権

第13条（損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第18条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額（注14）が、次の①および②の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

- ① 前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金の額
- ② 被保険者が第13条（損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通）(1)①から④までの規定により当社に対して請求することができる費用の額

第19条（他の自動車を運転中の補償内容）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合—対人賠償）および第2条（保険金を支払う場合—対物賠償）の規定にかかわらず、記名被保険者等が自ら運転者として運転（注24）の他の自動車を契約自動車とみなして、この保険契約の条件により、この賠償責任条項および基本条項を適用します。ただし、この場合における被保険者は、第6条（被保険者の範囲—対人・対物賠償共通）の規定にかかわらず、記名被保険者等に限りません。
- (2) (1)の規定の適用において、当会社は、第1条（保険金を支払う場合—対人賠償）(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (1)の規定の適用において、当会社は、第9条（当会社による解決—対人賠償）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。
- (4) 当会社は、(1)の適用にあたっては、第3条（保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通）、第4条（保険金を支払わない場合—その2 対人賠償）および第5条（保険金を支払わない場合—その3 対物賠償）の規定にかかわらず、次の①から⑥までのいずれかに該当する間に生じた対人事故または対物事故により、被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の使用者の業務（注7）のために、その使用者の所有する自動車（注25）を運転している間
 - ② 被保険者が役員（注2）となっている法人の所有する自動車（注25）を運転している間
 - ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売却、解体、権利行使、運転代行自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している間
 - ④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している間
 - ⑤ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未成年の子が、自ら所有する自動車（注25）または常時使用する自動車を運転している間
- (5) (1)の規定の適用において、契約自動車が譲渡または返還された場合は、基本条項第6条（契約自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

注24 運転中

駐車または停車中を除きます。

注25 所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。

注26 役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第2章 人身傷害条項

<用語の定義（五十音順）>

この人身傷害条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

(注8) その設置のある室内

階段等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注9) 保有者

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第3項に定める保有者をいいます。

(注10) 運転者

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。

(注11) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第5条（個別適用）

この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（損害額の決定）

- (1) 損害額は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合は、次の①から③までの区分ごとに、それぞれ別紙に定める算定基準に従い算出した金額と自賠責保険等によって支払われる金額（注12）のいずれか高い金額の合計額とします。

区分	被保険者の状態等
① 傷害	治療が必要と認められる状態であること。
② 後遺障害	後遺障害が生じたこと。ただし、同一事故により被保険者が死亡した場合を除きます。
③ 死亡	死亡したこと。

- (2) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、それぞれ下表に定める等級の後遺障害に該当したものとみなします。

区分	該当したとみなす後遺障害の等級
① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき。	重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
③ ①および②の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき。	重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
④ ①から③まで以外の場合	重い後遺障害に該当する等級

- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害（注2）を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって損害額を決定します。

$$\boxed{\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた損害額}} - \boxed{\text{別表1に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に応じた損害額}} = \text{損害額}$$

- (5) 賠償義務者があり、かつ、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって、判決または裁判上の和解において(1)から(4)までの規定により決定される損害額を超える損害額（注13）が認められた場合に限り、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって認められた損害額（注13）をこの人身傷害条項における損害額とみなします。ただし、その損害額（注13）が社会通念上妥当であると認められる場合に限りです。

(注12) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合は、または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

(注13) 損害額

訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用または遅延損害金が含まれている場合は、その金額を差し引いた額とします。

第7条（損害の一部とみなす費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注14）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第16条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(注14) 費用

収入の喪失を含みません。

第8条（損害保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式により算出された額とします。この場合において、1回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、被保険者1名につき、保険金額を限度とします。ただし、第6条（損害額の決定）(1)②に該当する場合で、別表1の第1級、第2級（注15）または第3級③もしくは同④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められるときは、保険金額の2倍の金額を限度とします。

$$\boxed{\text{第6条の規定により、決定される損害額}} + \boxed{\text{前条の費用}} - \boxed{\text{次の①から⑥までの合計額}} = \text{損害保険金}$$

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額
 ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（保険金を支払う場合）(1)①の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
 ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 ④ 労働者災害補償制度（注16）によって既に給付が決定または支払われた金額（注17）
 ⑤ 第6条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがあがる場合は、その取得した額
 ⑥ ①から⑤までのほか、第1条(1)①の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあがる場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注18）

- (2) (1)の規定にかかわらず、第6条（損害額の決定）(5)の規定を適用する場合は、1回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、被保険者1名につき、次の①または②のいずれか低い金額を限度とします。

- ① (1)に定める限度額
 ② 第6条(1)から(4)までの規定により決定される損害額および前条の費用の合計額

(注15) 別表1の第1級、第2級

第6条（損害額の決定）(2)または(3)の規定により第1級または第2級とされる場合を含みます。

(注16) 労働者災害補償制度

次の①から⑤までのいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

- ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
 ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
 ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）
 ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
 ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

〔注17〕労働者災害補償制度によって既に給付が決定または支払われた金額

社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

〔注18〕取得した給付の額またはその評価額

自損事故保険の保険金を含み、保険金給付が定額であるその他の傷害保険の保険金を除きます。

第9条 (入通院一時金の計算)

(1) 1回の事故につき当会社の支払う入通院一時金の額は、被保険者1名につき、次の①または②のいずれかのとおりとします。

治療日数の合計	入通院一時金の額							
① 1日以上、かつ、5日未満	傷害(注2)の程度にかかわらず1万円							
② 5日以上(注19)	10万円。ただし、被保険者が被った傷害(注2)が次のアからキまでのいずれかに該当する症状の場合は、それぞれに定める額とします。							
	<table border="1"><thead><tr><th>被保険者が被った傷害</th><th>入通院一時金の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア. 手指を除く部位の骨折または脱臼 イ. 眼および手指を除く部位の神経損傷または神経断裂 ウ. 手指を除く部位の腱、筋または靭帯の断裂</td><td>30万円</td></tr><tr><td>エ. 手指を除く上肢または下肢の欠損または切断 オ. 眼の神経損傷もしくは神経断裂または眼球の破裂もしくは損傷 カ. 胸部または腹部の臓器の破裂または損傷</td><td>50万円</td></tr><tr><td>キ. 脳挫傷、脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫(注20)、頸髄損傷または脊髄損傷</td><td>100万円</td></tr></tbody></table>	被保険者が被った傷害	入通院一時金の額	ア. 手指を除く部位の骨折または脱臼 イ. 眼および手指を除く部位の神経損傷または神経断裂 ウ. 手指を除く部位の腱、筋または靭帯の断裂	30万円	エ. 手指を除く上肢または下肢の欠損または切断 オ. 眼の神経損傷もしくは神経断裂または眼球の破裂もしくは損傷 カ. 胸部または腹部の臓器の破裂または損傷	50万円	キ. 脳挫傷、脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫(注20)、頸髄損傷または脊髄損傷
被保険者が被った傷害	入通院一時金の額							
ア. 手指を除く部位の骨折または脱臼 イ. 眼および手指を除く部位の神経損傷または神経断裂 ウ. 手指を除く部位の腱、筋または靭帯の断裂	30万円							
エ. 手指を除く上肢または下肢の欠損または切断 オ. 眼の神経損傷もしくは神経断裂または眼球の破裂もしくは損傷 カ. 胸部または腹部の臓器の破裂または損傷	50万円							
キ. 脳挫傷、脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫(注20)、頸髄損傷または脊髄損傷	100万円							

- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の抽出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「死亡した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注21)であるときは、その処置日数を含みます。
- (3) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するために医師の指示(注22)によりギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーシまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数について、通院したものとみなします。
- (4) (1)②アからキまでの各症状に該当しない傷害(注2)であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれに相当する症状に該当したものとみなします。
- (5) 同一事故により被った傷害(注2)の症状が、(1)②アからキまでの各症状の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払われるべき入通院一時金のうち、最も高い金額を入通院一時金として支払います。

〔注19〕5日以上

5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

〔注20〕頭蓋内血腫

頭蓋内出血を含みます。

〔注21〕医療付関係各法に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

〔注22〕医師の指示

被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の指示をいいます。

第10条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 当会社は、次の①または②の影響により、第1条(保険金を支払う場合)の傷害(注2)が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する保険金(注1)を支払います。
- ① 被保険者が同条の傷害(注2)を被った時に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が同条の傷害(注2)を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害(注2)または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者(注1)を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第1条(保険金を支払う場合)の傷害(注2)が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条 (事故発生時の義務)

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第1条(保険金を支払う場合)(1)①の損害を被った場合であって、次の①から③までのいずれかに該当するときは、保険契約者、被保険者または保険金請求権者は、基本条項第16条(事故発生時の義務)(1)に定める事故発生時の義務のほか、それぞれ下表に定める事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、次の①または③のいずれかに該当する場合であって、保険契約者または保険金請求権者が正当な理由がなくその義務を怠ったときは、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて損害保険金を支払います。

区分	事故発生時の義務	控除額
① 賠償義務者がある場合	保険金請求権者は、遅滞なく次の事項を書面によって当会社に通知すること。 ア. 賠償義務者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係 イ. 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容 ウ. 賠償義務者に対して損害賠償請求を行った場合は、その内容 エ. 保険金請求権者が第1条(1)①の損害に対して、次のいずれかに該当する者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額 (ア) 賠償義務者 (イ) 自賠責保険等の被保険者または共済者 (ウ) 対人賠償保険等の被保険者または共済者 (エ) 賠償義務者以外の第三者	左記の義務を怠ったことにより被保険者が被った損害の額
② 被保険者が第1条の傷害(注2)の治療を受ける場合	被保険者は、公的制度の利用等により費用の軽減に努めること。	
③ 保険契約者または保険金請求権者が損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合	保険契約者または保険金請求権者は、あらかじめ当会社の承認を得ること。	その意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をする等によって取得することができたと認められる額

(2) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)①の書類に事実と異なる記載をした場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 当会社は、賠償義務者または第1条(保険金を支払う場合)(1)①の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めるときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第3章 車両条項

<用語の定義(五十音順)>

この車両条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
E T C装置	有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
回収金	第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

カーナビゲーションシステム	自動車用電子式航法装置をいいます。
記名被保険者	賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
協定保険価額	保険契約者または被保険者と当社が契約自動車の価額として保険契約締結の時に協定した価額をいい、保険契約締結の時ににおける契約自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録（注1）年月で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額（注2）により定めるものとします。 (注1) 初度登録 契約自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。 (注2) 市場販売価格相当額 当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額回収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	契約自動車の損傷を修理することができない場合（注）、または第8条（修理費）の修理費が協定保険価額以上となる場合をいいます。 (注) 契約自動車の損傷を修理することができない場合 契約自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
損害額	当社が損害保険金を支払うべき損害の額をいいます。
他の運転自動車	記名被保険者等が自ら運転者として運転中（注）の他の自動車をいいます。 (注) 運転中 駐車または停車中を除きます。
他の自動車	用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キヤンピング車）である自動車で、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ア. 契約自動車 イ. <用語の定義> 「記名被保険者等」アから同ウまでのいずれかに該当する者が所有する自動車（注） ウ. <用語の定義> 「記名被保険者等」アから同ウまでのいずれかに該当する者が常時使用する自動車 (注) 所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
付属品	契約自動車の定着または装備されている物および法令に従い契約自動車に備えつけられている物をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における契約自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
保険金	損害保険金または全損時諸費用保険金をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または機標番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この車両条項により、次の①または②のいずれかの規定に従い、保険金を支払います。
- ① 当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって契約自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に損害保険金を支払います。
 - ② 当社は、①の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、その事故によって契約自動車が損害を受けたために被保険者に臨時に生じる費用に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に全損時諸費用保険金を支払います。
- (2) (1)の契約自動車には、次の①および②に規定する物を含みます。
- ① 付属品
 - ② 車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステムおよびETC装置
- (3) ①の付属品には、次の物を含みます。
- ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
 - ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物
 - ③ 通常装飾品とみなされる物
 - ④ 契約自動車がタンク車、おん尿車等である場合の契約自動車に付属するホース

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- 当社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、おに定める者の故意については、被保険者または被保険金を受け取るべき者に保険金を取得させるに目的であった場合に限りません。
ア. 保険契約者、被保険者または被保険金を受け取るべき者（注1）
イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（注2）
ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
エ. アおよびイに定める者の業務に従事するの使用者
オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な放射的作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ②に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 差押え、取用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の罰または公共団体の公権力の行使
 - ⑧ 詐欺または横領
 - ⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注6）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- (注2) 所有権保家項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく契約自動車の借主
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- (注3) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ② 故障損害 (注7)
- ③ 契約自動車から取りはずされて車上にない部分品、付属品、カーナビゲーションシステムまたはETC装置に生じた損害。ただし、契約自動車から取りはずされて車上にない契約自動車のドアの鍵の盗難 (注8) により、被保険者が第8条 (修理費) (2) に定める修理費を負担したことに伴って被った損害を除きます。
- ④ 付属品のうち契約自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑤ タイヤ (注9) に生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ 法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

- (注7) 故障損害
偶然な外来の事故に直接起因しない契約自動車の電氣的または機械的損害をいいます。
- (注8) ドアの鍵の盗難
紛失を除きます。
- (注9) タイヤ
チューブを含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その3)

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 第2条 (保険金を支払わない場合—その1) ①アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
- ② 同アからオまでのいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
- ③ 同アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

第5条 (被保険者の範囲)

この車両条項における被保険者は、契約自動車の所有者とします。

第6条 (保険金額の設定)

- (1) この車両条項においては、協定保険価額を保険金額として定めるものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、契約自動車の協定保険価額を定めるに際し、当社が契約自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第7条 (損害額の決定)

損害額は、次のとおりとします。

- ① 契約自動車の損傷を修理することができない場合 (注10) は、協定保険価額
- ② ①以外の場合は、次の算式により算出された額

$$\text{次条に定める修理費} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

- (注10) 契約自動車の損傷を修理することができない場合
契約自動車が盗難に会い発見されなかった場合を含みます。

第8条 (修理費)

- (1) 前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、修理自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による必要費を超えるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- (2) 契約自動車について盗難によって損害が生じたことまたは契約自動車のドアの鍵の盗難 (注8) により、契約自動車のドアの鍵およびその錠を交換するために要した費用は、(1) に定める修理費を含めます。

第9条 (損害の一部とみなす費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用 (注11) は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第16条 (事故発生時の義務) (1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 運搬・納車費用	ア. 保険金の支払対象となる事故により契約自動車が自力で走行することができない状態 (注12) となった場合に生じる次の費用。ただし、契約自動車の修理等を行う場所または納車場所として社会通念上妥当と認められる場所へ契約自動車を運搬するために生じる費用に限り、 イ. 契約自動車を事故発生地から被保険者の指定する修理工場または当社が指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用 エ. 修理工場等にて契約自動車の損傷の修理完了後、契約自動車を被保険者の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用、または契約自動車を引き取るために要した費用
④ 仮修理費用	保険金の支払対象となる事故により契約自動車が自力で走行することができない状態 (注12) となった場合に、契約自動車を被保険者の指定する修理工場または当社が指定する場所まで運搬するために必要な仮修理の費用
⑤ 盗難車引取費用	盗難にあった契約自動車を引き取るために必要であった費用のうち、③または④に定める費用以外の費用
⑥ 共同海損負担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する契約自動車の分担額

- (注11) 費用
収入の喪失を含みません。
- (注12) 自力で走行することができない状態
法令により走行が禁じられる場合を含みます。

第10条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、次のとおりとします。

契約自動車の損害の状態	損害保険金の額
① 全損の場合	協定保険価額

② ①以外の場合	次の算式により算出された額	
	第7条（損害額の決定）②の損害額	－ 保険証券記載の免責金額（注13）

- (2) 当社は、(1)に定める損害保険金のほか、前条①から⑥までに定める費用の合計額を損害保険金として被保険者に支払います。ただし、同条③から⑤までに定める費用については、それぞれ1回の事故につき、15万円または協定保険価額の10%のいずれか高い額を限度とします。
- (3) 当社は、(2)の規定によって支払うべき損害保険金と(1)の損害保険金の合計額が協定保険価額を超える場合であっても、(2)の損害保険金を支払います。
- (4) 第7条（損害額の決定）の損害額および前条①から⑥までに定める費用のうち、回収金がある場合において、回収金の額が次の③の自己負担額を超過するときは、当社は次の算式により算出された額を損害保険金として支払います。

$$\text{次の①または②のいずれか高い額} - \text{回収金の額} = \text{損害保険金}$$

- ① 第7条の損害額および前条①から⑥までの費用のうち実際に発生した額の合計額
 ② (1)から(3)までに定める損害保険金の額の合計額
 ③ 次の算式により算出された自己負担額

$$\text{①の額} - \text{②の額} = \text{自己負担額}$$

- (5) (4)における損害額は、保険価額または協定保険価額のいずれか高い額を限度とします。
 (6) 1回の事故につき当会社が支払う全損時賠償費用保険金の額は、協定保険価額の10%に相当する額とします。ただし、20万円を限度とします。

(注13) 免責金額

当会社が支払責任を負う事故の発生時の順によって定めます。なお、保険証券記載の保険期間中に、基本条項第19条（無過失車対車事故の特則）の規定が適用される事故または第9条（損害の一部とみなす費用）③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生回数の回数に含めないものとします。

第11条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

<用語の定義> 「協定保険価額」および第6条（保険金の設定）の規定にかかわらず、協定保険価額および保険金額が保険価額を著しく超える場合は、その保険価額を協定保険価額および保険金額とします。

第12条（現物による支払）

当社は、契約自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって損害保険金の支払に代えることができます。

第13条（被害物についての当社の権利）

- (1) 当会社が、全損として損害保険金を支払った場合は、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った損害保険金の額（注14）が協定保険価額に達しない場合には、当社は、支払った損害保険金の額（注14）の協定保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- (2) 付属品等契約自動車の一部分が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った損害保険金の額（注14）の損害額（注15）に対する割合において、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (1)および(2)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して損害保険金を支払ったときは、契約自動車または付属品等契約自動車の一部分について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に转移しません。

(注14) 損害保険金の額

第9条（損害の一部とみなす費用）に定める費用を除いた損害保険金の額をいいます。

(注15) 損害額

第9条（損害の一部とみなす費用）に定める費用を除いた損害の額をいいます。

第14条（盗難自動車の返還）

当社が契約自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に契約自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでに契約自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第15条（他の自動車を運転中の補償内容）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、他の運転自動車を契約自動車とみなして、この保険契約の条件により、この車両条項および基本条項を適用して、他の運転自動車に生じた損害（注16）に対して保険金を支払います。ただし、協定保険価額については、<用語の定義> 「協定保険価額」の規定にかかわらず、他の運転自動車の損害が生じた地および時における他の運転自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。
- (2) 当社は、(1)の適用にあつては、第2条（保険金を支払わない場合－その1）、第3条（保険金を支払わない場合－その2）および第4条（保険金を支払わない場合－その3）の規定による場合のほか、次の①から⑤までのいずれかに該当する他の運転自動車の損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者等が、その使用者の業務（注17）のために、その使用者の所有する自動車（注18）を運転している間
 - ② 記名被保険者等が、自ら役員（注19）となっている法人の所有する自動車（注18）を運転している間
 - ③ 記名被保険者等が、自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している間
 - ④ 記名被保険者等が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している間
 - ⑤ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、自ら所有する自動車（注18）または常時使用する自動車を運転している間
- (3) (1)の規定の適用において、契約自動車が譲渡または返還された場合は、基本条項第6条（契約自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

(注16) 損害

第9条（損害の一部とみなす費用）に定める費用を含みます。

(注17) 業務

家事を除きます。

(注18) 所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。

(注19) 役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第4章 事故・故障「運搬・納車費用」条項

<用語の定義（五十音順）>

この事故・故障「運搬・納車費用」条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
回収金	第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
契約自動車の所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア、契約自動車が所有権留保条項付売買契約（注）により売買されている場合は、その買主 イ、契約自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主 ウ、アおよびイ以外の場合は、契約自動車を所有する者 （注）所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額引収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
故障	契約自動車に生じた偶然な外來の事故に直接起因しない電氣的または機械的故障をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
自動車事故	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故により契約自動車が損害を被ることをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する損害に対して、この事故・故障「運搬・納車費用」条項および基本条項に従い、運搬・納車費用保険金を支払います。

- ① 自動車事故により、被保険者が運搬・納車費用を負担することによって被った損害
- ② ①以外の場合で、保険期間内に発生した故障により、被保険者が運搬・納車費用を負担することによって被った損害

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の①から⑮までのいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、運搬・納車費用保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、才に定める者の故意については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
 - イ. 契約自動車の所有者（注2）
 - ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
 - エ. アおよびイに定める者の業務に従事する使用人
 - オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者（注3）または子
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ④から⑮までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差入、取用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の国または公共団体の公権力の行使
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注7）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。
- ⑩ 契約自動車のドアの鍵が契約自動車の車室内またはトランク内にある状態での施錠
- ⑪ 契約自動車のドアの鍵の紛失
- ⑫ 契約自動車のバッテリーの過放電
- ⑬ 契約自動車の燃料切れ
- ⑭ エンジンの改造、車高の変更等、法令等により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
- ⑮ 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える駆使に起因する故障

（注1） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注2） 契約自動車の所有者

契約自動車の所有者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注3） 配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

（注4） 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5） 核燃料物質

燃焼清燃料を含みます。

（注6） 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注7） 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、タイヤ（注8）に生じた損害によって被保険者が被った損害に対しては、運搬・納車費用保険金を支払いません。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- (2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた自動車事故または故障による損害に対しては、運搬・納車費用保険金を支払いません。
 - ① 前条①アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
 - ② 同アからオまでのいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
 - ③ 同アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
- (3) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）②の事由による運搬・納車費用保険金の支払は保険期間において1回を限度とし、2回目以降については、運搬・納車費用保険金を支払いません。ただし、保険期間が1年を超える場合は、保険年度（注9）ごとに1回を限度とします。
- (4) 当会社は、保管場所（注10）において発生した故障による損害に対しては、運搬・納車費用保険金を支払いません。

（注8） タイヤ

チューブを含みます。

（注9） 保険年度

保険期間の初日からその日を含めて1年を単位とする期間ごとに定めるものとし、最終年度については、その期間が1年未満であっても、1保険年度とします。

（注10） 保管場所

自動車保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条（保管場所の確保）の保管場所、車庫、空地その他の契約自動車を通常保管するための場所をいいます。

第4条（被保険者の範囲）

- (1) この事故・故障「運搬・納車費用」条項における被保険者は、次の①または②のいずれかに該当する者となります。
 - ① 契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある空室（注11）に搭乗中の者（注12）。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。
 - ② 契約自動車の所有者
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。
 - ① 契約自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車を搭乗中の者（注12）
 - ② 自動車取扱業者（注13）であって、契約自動車を業務として受託している者

（注11） その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注12） 搭乗中の者

一時的に契約自動車から離れた者を含みます。

（注13） 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第5条（個別適用）

この事故・故障「運搬・納車費用」条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これにより当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（運搬・納車費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）の「運搬・納車費用」とは、自動車事故または故障により契約自動車が自力で走行することができない状態（注14）となった場合に被保険者に臨時に生じる次の費用をいいます。ただし、契約自動車の修理等を行う場所または納車場所として社会通念上妥当と認められる場所へ契約自動車を運搬するために生じる費用に限りです。

- ① 要した費用
 - ① 契約自動車を事故発生地または故障発生地（注15）から被保険者の指定する修理工場または当社が指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用
 - ② 修理工場等にて契約自動車の損傷の修理完了後、契約自動車を被保険者の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用、または契約自動車を引き取るために要した費用

（注14） 自力で走行することができない状態

法令により走行が禁じられる場合を含みます。

（注15） 故障発生地

契約自動車が故障により自力で走行することができない状態（注14）となった地をいいます。

第7条 (運搬・納車費用保険金の計算)

- (1) 当社は、被保険者が負担した運搬・納車費用の額を、運搬・納車費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき15万円または車両条項<用語の定義>および同条項第11条(協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)に定める協定保険価額の10%のいずれか高い額(注16)を限度とします。
- (2) 運搬・納車費用のうち、回収金がある場合は、当社は実際に発生した運搬・納車費用の額から回収金の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注16) 15万円または車両条項<用語の定義>および同条項第11条(協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)に定める協定保険価額の10%のいずれか高い額
 契約自動車に車両条項の適用がない場合は15万円とします。

第8条 (現物による支払)

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、契約自動車の運搬等、保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、保険金の支払に代えることができます。

第9条 (車両条項の一部不適用)

当社は、この事故・故障「運搬・納車費用」条項により運搬・納車費用保険金が支払われる場合には、車両条項第9条(損害の一部のみならず費用)③の規定を適用しません。

第5章 基本条項

<用語の定義(五十音順)>

この基本条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者(注1)が契約自動車の所有者(注1)と異なる自動車(注2)をいいます。 (注1) 所有者 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車(注2)が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車(注2)が1年以上を期間とする賃貸契約により賃貸されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車(注2)を所有する者 (注2) 自動車 原動機付自転車を含みます。
入替自動車	契約自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として第7条(契約自動車の入替)(1)①AからEまでのいずれかに該当する者が新たに取得(注)した自動車をいいます。 (注) 取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする賃貸契約による借入れを含みます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至つたものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
失効	保険契約が効力を失うことをいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
車対車事故	契約自動車と相手自動車との衝突または接触をいいます。
取得日	入替自動車の自動車検査証に第7条(契約自動車の入替)(1)①AからEまでのいずれかに該当する者の氏名が記載された日をいいます。ただし、保険契約者または入替自動車の所有者(注)が、当社に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、入替自動車と同AからEまでのいずれかに該当する者の直接の管理下に入った日を証明した場合はその日とします。 (注) 入替自動車の所有者 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 入替自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 入替自動車が1年以上を期間とする賃貸契約により賃貸されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、入替自動車を所有する者
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車(注)を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車(注)の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車(注)の売買契約をいいます。 (注) 自動車 原動機付自転車を含みます。
請求完了日	次のいずれかに該当する日をいいます A. 被保険者または保険金を受け取るべき者が第18条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日 B. 損害賠償請求権者が第22条(損害賠償額の請求および支払)(1)の規定による手続を完了した日
損害額および費用	当社が保険金を支払うべき損害の額および損害の一部のみならず費用をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
月割短期料率	別表4に掲げる月割短期料率をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項の保険金をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第1条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時とするものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (保険責任のおよぶ地域)

当社は、契約自動車が日本国内(注1)にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

(注1) 日本国内
日本国外における日本船舶内を含みます。

第3条 (告知義務)

- 1) 保険契約者または記名被保険者 (注2) になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- 2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者 (注2) が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)の事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 - ③ 保険契約者または記名被保険者 (注2) が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合は、なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
- 4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- 5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(注2) 記名被保険者

車両条項においては、契約自動車の所有者とします。

第4条 (通知義務)

- 1) 保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 契約自動車の用途車種または登録番号もしくは車両番号を変更したとき。
 - ② 保険証券記載の契約自動車の使用目的 (注3) を変更したとき。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注4) が発生したとき。
- 2) (1)の事実が発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。
- 4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- 5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- 6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲 (注5) を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 7) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注3) 使用目的

業務使用、通勤・通学使用または日常・レジャー使用の区分をいいます。

(注4) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において第4条 (通知義務)の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注5) 引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第5条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の保険契約者の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第6条 (契約自動車の譲渡)

- 1) 契約自動車が譲渡 (注6) された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人 (注7) に移転しません。ただし、保険契約者がその権利および義務を契約自動車の譲受人 (注7) に譲渡する旨を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人 (注7) に移転します。
- 2) 当会社は、契約自動車が譲渡 (注6) された後 (注8) に、契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注6) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の契約自動車の譲渡を含みます。

(注7) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(注8) 契約自動車が譲渡された後

当会社が第6条 (契約自動車の譲渡) (1) ①ただし書の書面を受領した後を除きます。

第7条 (契約自動車の入替)

- 1) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、それぞれ下表に定める入替対象自動車と契約自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、その入替対象自動車について、この保険契約を適用します。

契約自動車の入替を行う場合	入替対象自動車
① 次のいずれかに該当する者が、契約自動車と同一の用途車種 (注9) の自動車を新たに取得 (注10) した場合 ア. 契約自動車の所有者 (注11) イ. 記名被保険者 ウ. 記名被保険者の配偶者 エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	左記の新たに取得 (注10) した自動車
② 契約自動車が廃車、譲渡または貸主に返還された場合	契約自動車と同一の用途車種 (注9) の、①アからエまでのいずれかに該当する者が所有する自動車 (注12)

- 2) 当会社は、(1)の書面を受領した時以後に、(1)の入替対象自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、その入替対象自動車を契約自動車として普通保険約款 (注13) に従い、保険金を支払います。

(注9) 同一の用途車種

別表3に掲げる契約自動車と入替ができる用途車種を含みます。

(注10) 取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

(注11) 契約自動車の所有者

次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 契約自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

(注12) 所有する自動車

所有権留保条項付売買契約に基づき購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約に基づき借り入れた自動車を含みます。

(注13) 普通保険約款

契約自動車について適用される特約を含みます。

第8条（入替自動車の自動補償）

- (1) 当社は、前条(2)の規定にかかわらず、同条(1)①の場合において、次の①および②に定める条件をいずれも満たすときは、取得日以後②の請求を承認するまでの間は、入替自動車を契約自動車とみなして、この保険契約を適用します。ただし、前条(1)①の場合において、廃車、譲渡または返還された契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 契約自動車が廃車、譲渡または返還されたこと。
 - ② 入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領したこと。
- (2) 取得日から、当社が(1)②の契約自動車の入替の承認の請求を受けた時（注14）までの期間の車両条項の適用については、(1)の規定にかかわらず、次の①および②の規定によります。
- ① 入替自動車については、第11条（協定保険価額および保険金額の変更または調整）(1)から(4)までの規定は適用しません。
 - ② 入替自動車については、車両条項<用語の定義>「協定保険価額」の規定にかかわらず、取得日における入替自動車と同一車種、同年式で、同じ燃料度の自動車の市場販売価格相当額を協定保険価額として定めるものとします。

（注14） 契約自動車の入替の承認の請求を受けた時

当社が第15条（保険料の返還または請求）(1)の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当社が領収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。

第9条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) (1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第10条（保険契約の取消し）

- (1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 損害または傷害が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第11条（協定保険価額および保険金額の変更または調整）

- (1) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の装着等によって契約自動車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または契約自動車の所有者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- (2) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の取りはずし等によって契約自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または契約自動車の所有者は、当社に対する通知をもって、車両条項の協定保険価額および保険金額について、減少後の契約自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (3) (1)および(2)の場合、当社と保険契約者または契約自動車の所有者は、将来に向かって、それぞれ下表に定める変更後の額に、車両条項の協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

区分	変更後の額
① (1)の場合	次の算式により算出された額 $\text{保険証券記載の協定保険価額} + \text{(1)の事由によって増加した価額}$
② (2)の場合	次の算式により算出された額 $\text{保険証券記載の協定保険価額} - \text{(2)の事由によって減少した価額}$

- (4) 第7条（契約自動車の入替）(1)①または②のいずれかの場合において、保険契約者が書面により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認するときは、車両条項第6条（保険金額の設定）の規定により入替対象自動車の価額を定め、その価額に同条項の協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

第12条（保険契約の解除）

- (1) 当社は、次の①から③までのいずれかの規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限り、また、
- ① 第6条（契約自動車の譲渡）(1)
 - ② 第7条（契約自動車の入替）(1)
 - ③ 第8条（入替自動車の自動補償）(1)②
- (2) 当社は、保険契約者が第15条（保険料の返還または請求）(1)①または②の追加保険料の支払を怠った場合（注15）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)に基づき当社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月以内に行使しなければ消滅します。

（注15） 保険契約者が第15条（保険料の返還または請求）(1)①または②の追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、また、

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づき保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までのいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の返還または請求）

- (1) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、保険料の返還または請求について、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

区分	保険料の返還または請求方法
① 第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	保険料を変更する必要がある場合は、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合	保険料を変更する必要がある場合は、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき割引短期率率によって計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注16）に対する保険料を返還または請求します。ただし、次のいずれかに該当する場合で、当社が認めるときは、割引をもって計算した保険料を返還または請求します。 (ア) 保険証券に「ノンフリート多数割引」と記載されている場合 (イ) この保険契約が、当社が定める保険期間通算による等級継承特則を適用して締結された1年未満を保険期間とする保険契約である場合

③ 当社が次のいずれかの規定による承認をする場合 ア. 第6条（契約自動車の譲渡）(1) イ. 第7条（契約自動車の入替）(1) ウ. 第8条（入替自動車の自動補償）(1)	保険料を変更する必要がある場合は、当社は、変更前の保険料との差に基づき日割短期料率によって計算した保険料を返還または請求します。ただし、②(7)または(4)のいずれかに該当する場合、当社が認めるときは、日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
④ 第11条（協定保険価額および保険金額の変更または調整）(2)の規定により保険契約者が協定保険価額および保険金額の減額を請求した場合	
⑤ ①から④までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	
⑥ 第9条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合	当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
⑦ 保険契約が失効となる場合	当社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
⑧ 第10条（保険契約の取消し）(1)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
⑨ 第3条(2)、第4条（通知義務）(2)、同条(6)、第12条（保険契約の解除）(1)、同条(2)、第13条（重大事由による解除）(1)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	当社は、次の算式により算出された保険料を返還します。 既に払い込まれた保険料 - 既経過期間に対して月割短期料率によって計算した保険料
⑩ 第12条(3)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	当社は、次の算式により算出された保険料を返還します。ただし、次の(7)または(4)のいずれかに該当する場合、当社が認めるときは、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。 既に払い込まれた保険料 - 既経過期間に対して月割短期料率によって計算した保険料

(2) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ下表に定めることにより取り扱います。

区分	追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対する取扱い
① 第12条（保険契約の解除）(2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合	当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、その損害または傷害が、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害である場合を除きます。
② (1)③の規定により当社が請求した追加保険料について、保険契約者がその支払を怠った場合	当社は、保険金を支払いません。ただし、第8条（入替自動車の自動補償）(1)の規定の適用にあつては、その損害または傷害が取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害である場合を除きます。
③ (1)⑤の規定により当社が請求した追加保険料について、保険契約者がその支払を怠った場合	当社は、保険契約条件の変更の請求がなかったものとして、この普通保険約款（注13）に従い、保険金を支払います。

〔注16〕危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

〔注17〕この保険契約を一旦解除しなければ保険契約の条件の変更等ができない場合

普通保険約款もしくは保険期間を変更するため、または3台以上の自動車と同一保険証券により保険に付すためにこの保険契約を一旦解除する場合等を行います。

第16条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑩までの事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。	
③ 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	左記の義務を怠ったことによって当社が被った損害の額
④ 契約自動車または契約自動車のドアの鍵の盗難（注18）があった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。	
⑤ 契約自動車を修理する場合には、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当てを行う場合を除きます。	
⑥ 他人に損害賠償の請求（注19）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注19）をすることによって取得することができたと認められる額
⑦ 損害賠償の請求（注19）を受け、その全部または一部を承認する場合には、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当てまたは搬送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑧ 損害賠償の請求（注19）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	
⑨ 他の保険契約等の有無および内容（注20）について遅滞なく当社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当社が被った損害の額
⑩ ①から⑨までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。	

(2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)③、⑤または⑩の書類または証拠に事実と異なる記載をした場合
② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)③、⑤または⑩の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注18) ドアの鍵の盗難紛争を除きます。

(注19) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注20) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第17条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑥までの保険金については、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それぞれ下表に定める額(2)に対してのみ保険金を支払います。

保険金の種類	保険金の支払対象となる額
① 賠償責任条項に係る保険金。ただし、⑤の臨時費用を除きます。 ② 人身傷害条項に係る損害保険金 ③ 車両条項に係る損害保険金 ④ 事故・故障「運搬・納車費用」条項に係る保険金	次の算式により算出された額 $\text{損害額および費用 (注21)} - \text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}$
⑤ 賠償責任条項第13条(損害の一部のみなす費用—対人・対物賠償共通)(2)の臨時費用 ⑥ 車両条項に係る全損時諸費用保険金	次の算式により算出された額 $\text{それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額} - \text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}$

(3) (2)②の損害額は、人身傷害条項第6条(損害額の決定)の規定により決定される損害額とします。

(4) (2)⑤の損害額は、同条項<用語の定義>に定める保険価額または同条項<用語の定義>および同条項第11条(協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)に定める協定保険価額のいずれか高い額を限度とします。

(注21) 損害額および費用

それぞれの保険契約または共済契約において損害額および費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とし、また、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第18条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
① 賠償責任条項に係る保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
② 人身傷害条項に係る損害保険金	ア、被保険者が死亡した場合には、その死亡の時 イ、被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時 ウ、被保険者が傷害を受けた場合には、被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時
③ 同条項に係る入院一時金	ア、同条項第9条(入院一時金の計算)(1)①の場合には、入院(注22)または通院(注23)を開始した時 イ、同②の場合には、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数の合計が5日となった時
④ 車両条項に係る保険金	損害発生の時
⑤ 事故・故障「運搬・納車費用」条項に係る保険金	運搬・納車費用が発生した時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書(注24)については、提出できない相当な理由がある場合はこれを提出する必要はありません。

- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 公の機関が発行する交通事故証明書(注24)
 - ④ 盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、遺失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および遺失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑧ 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、次の書類
ア、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
イ、損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑨ 賠償責任条項<用語の定義>に定める対物事故または車両条項に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠
ア、被害が生じた物の価額を確認できる書類
イ、修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
ウ、被害が生じた物の写真または画像データ
⑩ その他当会社が第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできる書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付した書面等において定めたもの
- (3) 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるとき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注25)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注25)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を遅やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 賠償責任条項第13条(損害の一部のみなす費用—対人・対物賠償共通)(2)の臨時費用の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。
- (7) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注22) 入院

治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注23) 通院

治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

(注24) 交通事故証明書

本人の死傷を伴う事故または契約自動車と他の自動車(注6)との衝突もしくは接触による物の損傷を伴う事故の場合に限りします。

(注25) 配偶者

<用語の定義>「配偶者」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。

(注26) 自動車

原動機付自転車を含みます。

第19条（無過失車対車事故の特例）

- (1) 当社は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす車対車事故を、ノーカウント事故（注27）として取り扱います。ただし、車両事項に係る保険金のみが支払われる事故に限りません。
- ① 次のいずれかの場合に該当すること。
- ア 当社が、事故状況の調査を行った結果、その車対車事故が次のいずれかに該当し、かつ、その発生に関して契約自動車の所有者（注28）および契約自動車を使用した者が管理していた者に過失がなかったと認めた場合
- (ア) 相手自動車が対向車線に侵入した事故
- (イ) 対向車線を走行中の相手自動車とセンターラインをオーバーしたことにより契約自動車に衝突または接触した事故
- (ロ) 信号機より交通整理の行われていない交差点において、相手自動車が赤色の灯火表示（注29）に従わずに進行したことにより、青色の灯火表示（注30）に従って進行した契約自動車に衝突または接触した事故
- (リ) 相手自動車が、駐車または停車中（注31）の契約自動車に衝突または接触した事故
- イ、その車対車事故の発生に関して契約自動車の所有者（注28）および契約自動車を使用した者が管理していた者に過失がなかったことが確定した場合
- ② 車対車事故の相手自動車について、次の事項がいずれも確認されること。
- ア 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
- イ 車対車事故発生時の運転者または所有者（注28）の住所および氏名もしくは名称
- (2) 被保険者は、(1)の規定に基づき保険金の支払を請求する場合で、前条(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類または証書を当社に提出しなければなりません。
- ① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者（注28）の住所の記載および記名押印のあるもの
- ② 契約自動車の損傷部位の写真または画像データ
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真、画像データまたは資料

（注27）ノーカウント事故

保険金の支払があった場合においても、次契約のノンフリート等級の決定にあたって、当社がその事故はなかったものとして取り扱う事故をいいます。

（注28）所有者

次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 自動車（注26）が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 自動車（注26）が1年以上を期間とする賃借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、自動車（注26）を所有する者

（注29）赤色の灯火表示

赤色の灯火の点滅を除きます。

（注30）青色の灯火表示

青色の灯火の矢印を含みます。

（注31）停車中

継続的に停止している場合に限りません。

第20条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日からその日を合せて30日以内に、当社が保険金を支払うために（必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。）
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を支払うための確認に必要な事項として、損害の額、車両事項/用語の定義に定める保険価額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険料の立付の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等。当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別照会または調査は調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社はその日を合せてそれぞれ下表中に定める延長後の日数（注32）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

	特別な照会または調査	延長後の日数
①	(1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注33）	180日
②	(1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	(1) ③の事項のうち、後述障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後述障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤	(1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注34）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注32）下表中に定める延長後の日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注33）警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁済士（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注34）その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、人身傷害に関して、第16条（事故発生時の義務）(1)②もしくは③の規定による通知または第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払に当たり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に当社が指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注35）のために要した費用（注36）は、当社が負担します。

（注35）死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注36）費用

収入の喪失を含みません。

第22条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）または同条項第12条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定により損害賠償の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書（注24）については、提出できない相当な理由がある場合はこれを提出する必要はありません。
- ① 損害賠償額の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書（注24）
- ③ 死亡に関する損害賠償の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後述障害に関する損害賠償の請求に関しては、後述障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関する損害賠償の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑦ 賠償責任条項/用語の定義に定める対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、次の書類または証拠
- ア 被害が生じた物の価額を確認できる書類
- イ 修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- ウ 被害が生じた物の写真または画像データ
- ⑧ その他当社が(4)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠または当社が交付する書面等において定められたもの
- (2) 当社は、(1)の規定に基づき賠償の請求に応じて、損害賠償請求者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることができます。この場合において、当社が求めた書類または証拠は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合
- ② 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類または証拠を偽造または変造した場合

- (4) 当社は、賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）②(1)から⑤まで、同条第12条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）②(1)から④までまたは同条⑥(1)から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日からその日を合せて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額を支払ふ事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定めらるべき事由に該当する事実の有無
 ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (5) (4)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査は調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を合せてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注3）を経過するまでに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (4)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注3）	180日
② (4)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (4)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(4)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (4)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (6) (4)および(5)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注3）には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

第23条（時効）

保険金請求権は、第18条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（損害賠償額請求権の行使期間）

賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）および同条第12条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償額の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
 ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第25条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権（注3）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当社が損害額および費用の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア、左記の支払った保険金の額 イ、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
② 当社が損害額および費用の一部を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア、左記の支払った保険金の額 イ、次の算式により算出された額 $\text{被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額} - \text{損害額および費用のうち保険金が支払われていない額}$

- (2) (1)の場合において、当社に移転せず被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) (1)の場合において、保険金を受け取るべき者が取得した債権が人身傷害保険に係る損害に関するものであるときは、次の①から③までに定めるところにより取り扱います。

- ① (1)の規定にかかわらず、人身傷害条項に係る入通院一時金については、その債権は移転しません。
 ② (1)の損害額は、同条項第6条（損害額の決定）の規定により決定される損害額とします。
 ③ 保険金を受け取るべき者は、(1)の規定により移転した債権を当社が行使するにあたって、当社が必要とする書類または証拠となるもの提出等を求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) (1)の場合において、被保険者が取得した債権が車両損害に関するものであるときは、次の①および②に定めるところにより取り扱います。
- ① (1)の損害額は、車両条項「用語の定義」に定める保険償額または同条項「用語の定義」および同条項第11条（協定保険償額が保険償額を著しく超える場合）に定める協定保険償額のいずれか低い額を限度とします。
 ② 当社は、正当な権利より契約自動車を使用または管理していた者に対しては、(1)の規定により移転した債権を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当社は、その債権を行使することができます。
 ア、正当な権利より契約自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失により生じた損害
 ビ、正当な権利より契約自動車を使用または管理していた者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間に生じた損害
 ウ、正当な権利より契約自動車を使用または管理していた者が薬薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間に生じた損害
 エ、正当な権利より契約自動車を使用または管理していた者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間に生じた損害
 オ、自動車取扱業者（注3）が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間に生じた損害

注3）損害賠償請求権その他の債権

次の①から④までの求償権および請求権を含みます。

- ① 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権
 ② 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済に対する請求権
 ③ 民法に基づく自動車損害賠償保障法に対する請求権
 ④ ①または②のほか、人身傷害保険に係る損害について、その補償にあてべき保険金、共済金その他の金銭の請求権

注3）自動車取扱業者

自動車修理工業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者、これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第26条（保険契約の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を契約自動車の譲受人（注7）に移転させる場合は、第6条（契約自動車の譲渡）(1)の規定によるものとします。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第27条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約において、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合はその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対してにも効力を有するものとします。

- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第28条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第29条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

＜別表1＞ 後遺障害等級表

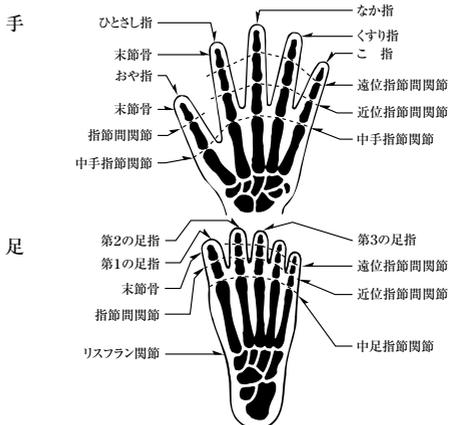
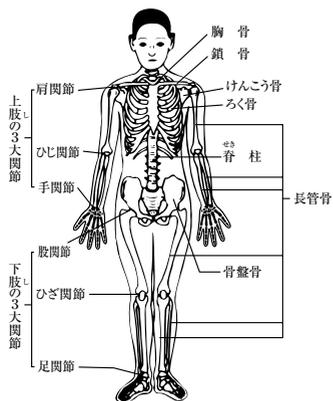
この表は、人身傷害条項、人身傷害諸費用補償特約、死亡・後遺障害一時金補償特約、無保険車傷害補償特約およびファミリーバイク特約に共通のものとして使用します。

等級	後遺障害	死亡・後遺障害一時金補償特約保険金支払割合	ファミリーバイク特約自損事故保険金支払額
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咄しゃくおよび言語の機能を廃したものの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したものの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したものの	100%	③または④に該当する後遺障害の場合 2,000万円
			上記以外の場合 1,500万円
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%	③または④に該当する後遺障害の場合 1,500万円
			上記以外の場合 1,295万円
第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咄しゃくまたは言語の機能を廃したものの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの	78%	1,110万円
第4級	① 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咄しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したものの ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%	960万円
第5級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したものの ⑦ 1下肢の用を全廃したものの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの	59%	825万円
第6級	① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 咄しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	50%	700万円

第7級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の鞣丸を失ったもの 	42%	585万円
第8級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの 	34%	470万円
第9級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咄しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%	365万円
第10級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咄しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%	280万円

第11級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%	210万円
第12級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のご指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの 	10%	145万円
第13級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のご指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したのものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 	7%	95万円
第14級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの 	4%	50万円
<p>備考</p> <p>(1) 視力の測定は万国式視力表によるものとします。</p> <p>(2) 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。</p> <p>(3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。</p> <p>(4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。</p> <p>(5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。</p>			

注 関節などの説明図



<別表2> ギブス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

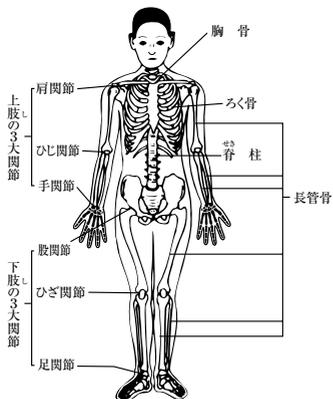
この表は、人身傷害条項、医療保険金（日数払）補償特約およびファミリーバイク特約に共通のものとして使用します。

1. 長管骨および脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（注）を装着した場合に限ります。
3. ろく骨および胸骨。ただし、体幹部にギブス等（注）を装着した場合に限ります。
4. 上記部位以外の部位。ただし、ギブス等（注）を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じた場合に限ります。

(注) ギブス等

ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレまたはシーネをいいます。

注 関節などの説明図



<別表3> 契約自動車の入替ができる用途車種区分表

契約自動車	
自家用普通乗用車	_____
自家用小型乗用車	_____
自家用軽四輪乗用車	_____
自家用軽四輪貨物車	_____
自家用小型貨物車	_____
自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5ト超 2ト以下)	_____
自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5ト以下)	_____
特種用途自動車 (キャンピング車)	_____

入替対象自動車	
➤ 自家用普通乗用車	
➤ 自家用小型乗用車	
➤ 自家用軽四輪乗用車	
➤ 自家用軽四輪貨物車	
➤ 自家用小型貨物車	
➤ 自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5ト超 2ト以下)	
➤ 自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5ト以下)	
➤ 特種用途自動車 (キャンピング車)	

<別表4> 月割短期料率表

未経過期間 既経過期間	1 か月まで	2 か月まで	3 か月まで	4 か月まで	5 か月まで	6 か月まで	7 か月まで	8 か月まで	9 か月まで	10 か月まで	11 か月まで	12 か月まで
月割短期料率	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

ただし、保険証券記載の保険期間が1年を超える場合は、保険契約の条件を変更すべき期間の初日または解除日の属する保険年度の保険料に限り月割短期料率によって計算します。

<別紙> 人身傷害条項損害額算定基準

第1 傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った構傷損害、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注1）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

(1) 構傷損害

① 治療関係費

治療または社会生活上必要かつ妥当な実費とします。

ア. 応急手当費

イ. 診察料

ウ. 入院料

エ. 投薬料、手術料、処置料等

オ. 通院費、転院費、入退院費

カ. 通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。

キ. 看護料

看護料は、原則として、医師がその療養上必要と認めた場合に限り、下記によります。

看護した者	支払対象となる看護料の金額
(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者	有料職業紹介所の料金（注2）
(イ) 近親者等	a. 入院看護をした場合は、1日につき4,100円 b. 12歳以下の子供もしくは歩行困難な方の通院に付添った場合または医師の指示により入院看護にかえて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円

ク. 入院中の諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。

ク. 温泉療養費

医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の付属療養所またはこれに準ずる施設において療養する場合の実費とします。

ケ. 柔道整復等の費用

コ. 義肢等の費用

医師が必要と認めた義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖その他の身体の機能を補完するための用具の実費とします。

サ. 診断書等の費用

② その他の費用

①以外の損害については、社会生活上必要かつ妥当な実費とします。

(2) 休業損害

賃金により収入（注3）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

① 有職者

下記の算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数（注4）等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

被保険者区分	算定方法
ア. 給与所得者	$\frac{\text{事故直前3か月の月例給与等}}{90 \text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$ <p>(ア) 事故直前3か月の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与の合計額（注5）により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い方が受給した場合は、雇用契約書の立証資料に基づき決定します。</p> <p>(イ) 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。</p> <p>(ウ) 賞与等については、実際に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。</p> <p>(エ) 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。</p>
イ. 商工鉱業者、農林漁業者または家族従業者	$\frac{(\text{過去1か年間の収入額} - \text{必要経費}) \times \text{寄与率}}{365 \text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$ <p>(ア) 過去1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額を上限として決定します。</p> <p>(イ) 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p> <p>(ウ) 代替労働力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労働力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。</p>
ウ. 自由業者	$\frac{\text{過去1か年間の収入額（注6）} - \text{必要経費}}{365 \text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$ <p>(ア) 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む方であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、書生業その他これに準じる方をいいます。</p> <p>(イ) 過去1か年間の収入額、必要経費および代替労働力については「イ. 商工鉱業者、農林漁業者または家族従業者」に準じます。</p>
エ. アルバイトまたはパートタイマー	$\frac{[\text{ア. 給与所得者}] \text{の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。}}{90 \text{日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$

② 家事従事者

実際に家事に従事できなかった日数に対し、1日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、実治療日数（注4）とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

③ 金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者等、現に労働の対価としての収入のない方は、支払の対象となりません。

(3) 精神的損害

対象日数1日につき、通院は4,200円、入院は8,400円とします。

対象日数は、以下の各期間区分ごとの総日数の範囲内で、通院は実治療日数（注4）の2倍を、入院は実日数を、それぞれ上限として決定します。なお、被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するために医師の指示（注7）によりギプス、ギプスシネ、ギプスシャーシまたはシネを常時装着したときは、その装着日数について、通院したものと同みなします。

ただし、以下の各期間区分ごとの対象日数以下の割合を乗じて計算します。

別紙

人身傷害条項損害額算定基準

期間区分	割合
事故の発生の日からその日を含めて 90 日以内の期間	100%
事故の発生の日からその日を含めて 90 日超 180 日以内の期間	75%
事故の発生の日からその日を含めて 180 日超 270 日以内の期間	45%
事故の発生の日からその日を含めて 270 日超 390 日以内の期間	25%
事故の発生の日からその日を含めて 390 日超の期間	15%

また、妊婦が胎児を死産または流産（注 8）した場合は、上記により決定した額の外に下記の金額を支払います。

妊娠期間	金額
妊娠 3 か月（12 週）以内	30 万円
妊娠 4 か月（13 週）以上 6 か月（24 週）以内	50 万円
妊娠 7 か月（25 週）以上	80 万円

- (注 1) 同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
(注 2) 有料職業紹介所の料金
(注 3) 収入
(注 4) 実治療日数
(注 5) 月例給与の合計額
(注 6) 過去 1 か年の収入額
(注 7) 医師の指示
(注 8) 流産
- 被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。
実際に治療を受けた日数をいいます。
本給および付加給をいいます。
固定給を除きます。
被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の指示をいいます。
人工流産を含みます。

第 2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表 1 によります。

- (1) 逸失利益
後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記①から③までに従い次の算式によって計算します。
なお、収入額とは現実収入額、年齢別平均給与額、全年齢平均給与額または 18 歳平均給与額のいずれかをいい、下記①アからエまでのとおり、被保険者区分に従い決定します。以下同様とします。

$$\text{収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}$$

① 被保険者区分別計算方法

被保険者区分	計算方法
ア. 家事従事者以外の有職者	下記のいずれか高い額とします。 (ア) $\text{現実収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}$ (イ) $\text{年齢別平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}$ ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
イ. 家事従事者または 18 歳以上の学生	$\text{年齢別平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}$ ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
ウ. 幼児または 18 歳未満の学生	$\text{18 歳平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}$ ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、18 歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
エ. アからウまで以外の働く意思と能力を有している無職者	下記のいずれか高い額とします。 (ア) $\text{18 歳平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}$ (イ) $\text{年齢別平均給与額の 50\%} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}$

② 支払方法

原則として下記アによります。ただし、別表 1 の第 1 級③または④に該当する後遺障害の場合で、被保険者が定期金による支払を希望するときには、イによります。

区分	支払方法
ア. 一時金による支払	①の計算方法により算出した額を、一時金として支払います。
イ. 定期金による支払	後遺障害の症状固定日の翌日から起算して 6 か月毎に、次の算式により算出された額を定期金として労働能力喪失期間支払います。 $\text{収入額} \times \text{労働能力喪失率}$ ただし、定期金の支払開始後に後遺障害者が死亡した場合は、その死亡時の年齢をもとに次の算式により算出された額を一時金として支払います。この場合、収入額は被保険者の後遺障害の症状固定日時点での①アからエまでの被保険者区分に従い、また、労働能力喪失期間は症状固定日時点での状況等により決定します。 $\text{収入額} \times \text{労働能力喪失期間から症状固定日以降生存していた期間を控除した期間に対応したライプニッツ係数}$

③ 収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数

①の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数は、下記のとおりとします。

用語	取扱い
ア. 収入額	(ア) 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表1に定める年齢別平均給与額を基礎として決定します。 (イ) 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。なお、年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、被保険者の症状固定時の年齢とします。
イ. 労働能力喪失率	労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し、損害賠償における判例動向等を鑑み決定します。ただし、付表2に定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限とします。
ウ. 労働能力喪失期間	労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し、損害賠償における判例動向等を鑑み決定します。ただし、付表5に定める就労可能年数を上限とします。
エ. ライブニッツ係数	労働能力喪失期間（年数）に対応するライブニッツ係数は、付表3によります。

(2) 精神的損害
後遺障害等級別に下記の金額を基準とします。

第1級	③または④	1,600万円
	上記以外	1,400万円
第2級		1,200万円
第3級		1,000万円
第4級		900万円
第5級		700万円
第6級		600万円
第7級		500万円
第8級		400万円
第9級		300万円
第10級		200万円
第11級		150万円
第12級		100万円
第13級		70万円
第14級		40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する方で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は、下記の金額とします。

第1級	1,800万円
第2級	1,500万円
第3級	1,300万円

(3) 将来の介護料
将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記①から③までに従い計算します。

① 介護料

後遺障害	支払額
ア. 別表1の第1級③または④に該当する後遺障害の場合	1か月につき15万円
イ. 別表1の第1級（注9）、第2級または第3級③もしくは④に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合	1か月につき7.5万円

② 支払方法

原則として下記アによります。ただし、(1) ②イの規定に従い逸失利益を定期金として支払う場合には、イによります。

区分	支払方法
ア. 一時金による支払	次の算式により算出された額を一時金として支払います。 $\boxed{\text{介護料}} \times \boxed{\text{介護期間に対応するライブニッツ係数}}$
イ. 定期金による支払	後遺障害の症状固定日の翌日から起算して6か月毎に、常に介護を要する状態が継続するかぎり、介護料を定期金として支払います。

③ 介護期間およびライブニッツ係数

②における介護期間およびライブニッツ係数は、下記のとおりとします。

用語	取扱い
ア. 介護期間	障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表4に定める平均余命を上限として決定します。
イ. ライブニッツ係数	介護期間（年数）に対応するライブニッツ係数は付表3によります。

(4) その他の損害

(1) から (3) まで以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(注9) 別表1の第1級

別表1の第1級③および④を除きます。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。ただし、同一事故で後遺障害による損害に対して損害保険金の支払を受けている場合は、既に損害保険金の支払を受けた後遺障害による損害の額を控除します。

(1) 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らか場合は、100万円を限度として実費を支払います。

(2) 逸失利益

死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記①から③までに従い次の算式により計算します。

なお、収入額は現実収入額、年齢別平均給与額、全年齢平均給与額または18歳平均給与額のいずれかをいい、下記①アからエまでのとおり、被保険者区分に従い決定します。以下同様とします。

$$\boxed{\text{収入額}} - \boxed{\text{生活費}} \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$$

① 被保険者区分別計算方法

被保険者区分	計算方法
ア. 家事従事者以外の有職者	下記のいずれか高い額とします。 (ア) $(\text{現実収入額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$ (イ) $(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$ ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、死亡した時から就労可能年数を経過するまでの各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
	$(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$ ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、死亡した時から就労可能年数を経過するまでの各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
イ. 家事従事者または18歳以上の学生	$(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$ ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、死亡した時から就労可能年数を経過するまでの各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
ウ. 幼児または18歳未満の学生	$(\text{全年齢平均給与額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$
エ. アからウまで以外の働く意思と能力を有している無職者	下記のいずれか高い額とします。 (ア) $(\text{18歳平均給与額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$ (イ) $(\text{年齢別平均給与額の50\%} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$
	$(\text{年齢別平均給与額の50\%} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$

② 年金等の受給者
被保険者が年金等の受給者(注10)である場合には、①の額に加えて、次の算式により算出された額を加えるものとします。

$$(\text{年金等の額} - \text{生活費}) \times \left(\frac{\text{死亡時の年齢における平均余命年数}}{\text{死亡時の年齢における就労可能年数}} - \frac{\text{死亡時の年齢における就労可能年数}}{\text{死亡時の年齢における平均余命年数}} \right)$$

③ 収入額、生活費、就労可能年数およびライプニッツ係数
①および②の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記のとおりとします。

用語	取扱い	
ア. 収入額	(ア) 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。 (イ) 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。	
イ. 生活費	生活費は、被扶養者の人数に応じ、下記の収入額に対する割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に実際に扶養されていた方をいいます。	
	被扶養者の人数	収入額に対する割合
	(ア) 被扶養者がいない場合	50%
	(イ) 1人	40%
	(ウ) 2人	35%
(1) 3人以上	30%	
ウ. 就労可能年数	就労可能年数は、付表5によります。	
エ. ライプニッツ係数	就労可能年数に対応するライプニッツ係数は、付表5により、また、平均余命年数に対応するライプニッツ係数は、付表3および付表4によります。なお、平均余命年数は、小数点以下を切り捨てるものとします。	

(3) 精神的損害
被保険者区分別に下記の金額を基準とします。

被保険者区分	金額
① 被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
② 被保険者が65歳以上の者である場合	1,500万円
③ 被保険者が①および②以外である場合	1,700万円

(4) その他の損害
(1)から(3)まで以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(注10) 年金等の受給者

各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給している者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含まれません。

付表 1 年齢別平均給与と額表 (平均月額)

年齢 歳	男 子 円	女 子 円
18	187,400	169,600
19	199,800	175,800
20	219,800	193,800
21	239,800	211,900
22	259,800	230,000
23	272,800	238,700
24	285,900	247,400
25	298,900	256,000
26	312,000	264,700
27	325,000	273,400
28	337,300	278,800
29	349,600	284,100
30	361,800	289,400
31	374,100	294,700
32	386,400	300,100
33	398,000	301,900
34	409,600	303,700
35	421,300	305,500
36	432,900	307,300
37	444,500	309,100
38	450,500	307,900
39	456,600	306,800
40	462,600	305,600
41	468,600	304,500
42	474,700	303,300
43	478,300	301,000

年齢 歳	男 子 円	女 子 円
44	482,000	298,800
45	485,600	296,500
46	489,300	294,300
47	492,900	292,000
48	495,500	291,800
49	498,100	291,700
50	500,700	291,600
51	503,300	291,400
52	505,800	291,300
53	500,700	288,500
54	495,500	285,600
55	490,300	282,800
56	485,200	280,000
57	480,000	277,200
58	455,400	269,000
59	430,900	260,900
60	406,300	252,700
61	381,700	244,500
62	357,200	236,400
63	350,100	236,400
64	343,000	236,400
65	336,000	236,500
66	328,900	236,500
67	321,800	236,500
68 ~	314,800	236,600

	男 子	女 子
全年齢平均給与と額	415,400 円	275,100 円

付表 2 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

付表3 ライフニッツ係数表

期間	ライフニッツ係数	期間	ライフニッツ係数
年		年	
1	0.9523	35	16.3741
2	1.8594	36	16.5468
3	2.7232	37	16.7112
4	3.5459	38	16.8678
5	4.3294	39	17.0170
6	5.0756	40	17.1590
7	5.7863	41	17.2943
8	6.4632	42	17.4232
9	7.1078	43	17.5459
10	7.7217	44	17.6627
11	8.3064	45	17.7740
12	8.8632	46	17.8800
13	9.3935	47	17.9810
14	9.8986	48	18.0771
15	10.3796	49	18.1687
16	10.8377	50	18.2559
17	11.2740	51	18.3389
18	11.6895	52	18.4180
19	12.0853	53	18.4934
20	12.4622	54	18.5651
21	12.8211	55	18.6334
22	13.1630	56	18.6985
23	13.4885	57	18.7605
24	13.7986	58	18.8195
25	14.0939	59	18.8757
26	14.3751	60	18.9292
27	14.6430	61	18.9802
28	14.8981	62	19.0288
29	15.1410	63	19.0750
30	15.3724	64	19.1191
31	15.5928	65	19.1610
32	15.8026	66	19.2010
33	16.0025	67	19.2390
34	16.1929		

付表3

(注) 幼児、18歳未満の学生または働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超えるときの係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢（18歳とします。）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年の場合
 12.4622 (20年の係数) - 6.4632 (8年の係数) = 5.999

付表 4 第 20 回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	78.56	77.79	76.83	75.85	74.87	73.88	72.89	71.90	70.91	69.92
女	85.52	84.73	83.76	82.78	81.80	80.81	79.81	78.82	77.83	76.84
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	68.93	67.93	66.94	65.95	64.96	63.97	62.98	62.00	61.02	60.05
女	75.84	74.85	73.85	72.86	71.86	70.87	69.88	68.89	67.90	66.91
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	59.08	58.11	57.14	56.18	55.22	54.25	53.29	52.32	51.36	50.39
女	65.93	64.95	63.96	62.98	62.00	61.02	60.04	59.06	58.08	57.10
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49.43	48.47	47.50	46.54	45.58	44.62	43.67	42.71	41.76	40.81
女	56.12	55.14	54.16	53.18	52.21	51.23	50.26	49.29	48.32	47.35
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	39.86	38.92	37.98	37.04	36.11	35.18	34.26	33.35	32.44	31.53
女	46.38	45.42	44.45	43.49	42.53	41.57	40.62	39.67	38.72	37.78
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	30.63	29.74	28.86	27.98	27.11	26.25	25.40	24.56	23.73	22.91
女	36.84	35.90	34.97	34.04	33.12	32.20	31.28	30.37	29.46	28.56
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	22.09	21.28	20.48	19.69	18.91	18.13	17.36	16.59	15.84	15.11
女	27.66	26.75	25.86	24.97	24.08	23.19	22.32	21.45	20.58	19.73
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14.39	13.69	13.01	12.35	11.70	11.07	10.46	9.87	9.30	8.75
女	18.88	18.05	17.22	16.41	15.62	14.83	14.06	13.30	12.56	11.84
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8.22	7.71	7.22	6.76	6.31	5.89	5.50	5.12	4.78	4.45
女	11.13	10.45	9.79	9.16	8.56	7.99	7.44	6.92	6.43	5.97
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4.15	3.87	3.61	3.37	3.14	2.93	2.74	2.56	2.39	2.23
女	5.53	5.13	4.75	4.39	4.07	3.77	3.49	3.22	2.98	2.75
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2.08	1.95	1.82	1.70	1.59	1.49	1.39	1.30	1.22	1.14
女	2.54	2.34	2.16	2.00	1.84	1.70	1.56	1.44	1.33	1.22
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男	1.07	1.00	—	—	—					
女	1.12	1.04	0.96	0.88	0.82					

- (例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、68.93年
 2. 40歳女性の平均余命年数は、46.38年

付表5 年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

(1) 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児、学生または働く意思と能力を有する者		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.5495	67	19.2390
1	49	7.9270	66	19.2010
2	49	8.3233	65	19.1610
3	49	8.7395	64	19.1191
4	49	9.1764	63	19.0750
5	49	9.6353	62	19.0288
6	49	10.1170	61	18.9802
7	49	10.6228	60	18.9292
8	49	11.1540	59	18.8757
9	49	11.7117	58	18.8195
10	49	12.2973	57	18.7605
11	49	12.9122	56	18.6985
12	49	13.5578	55	18.6334
13	49	14.2357	54	18.5651
14	49	14.9475	53	18.4934
15	49	15.6948	52	18.4180
16	49	16.4795	51	18.3389
17	49	17.3036	50	18.2559

(注) 幼児、18歳未満の学生または働く意思と能力を有している無職者（有職者、家事従事者および18歳以上の学生以外）における就労可能年数およびライブニッツ係数は、下記（例）に準じて算出しています。

(例) 3歳の幼児の場合

- ① 就労の終期（67歳）までの年数64年（67年－3年）に対応する係数 19.1191
- ② 就労の始期（18歳）までの年数15年（18年－3年）に対応する係数 10.3796
- ③ 就労可能年数49年（64年－15年）
- ④ 適用する係数 8.7395（19.1191－10.3796）

(2) 18 歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.1687	58	12	8.8632
19	48	18.0771	59	12	8.8632
20	47	17.9810	60	12	8.8632
21	46	17.8800	61	11	8.3064
22	45	17.7740	62	11	8.3064
23	44	17.6627	63	10	7.7217
24	43	17.5459	64	10	7.7217
25	42	17.4232	65	10	7.7217
26	41	17.2943	66	9	7.1078
27	40	17.1590	67	9	7.1078
28	39	17.0170	68	8	6.4632
29	38	16.8678	69	8	6.4632
30	37	16.7112	70	8	6.4632
31	36	16.5468	71	7	5.7863
32	35	16.3741	72	7	5.7863
33	34	16.1929	73	7	5.7863
34	33	16.0025	74	7	5.7863
35	32	15.8026	75	6	5.0756
36	31	15.5928	76	6	5.0756
37	30	15.3724	77	6	5.0756
38	29	15.1410	78	5	4.3294
39	28	14.8981	79	5	4.3294
40	27	14.6430	80	5	4.3294
41	26	14.3751	81	5	4.3294
42	25	14.0939	82	4	3.5459
43	24	13.7986	83	4	3.5459
44	23	13.4885	84	4	3.5459
45	22	13.1630	85	4	3.5459
46	21	12.8211	86	3	2.7232
47	20	12.4622	87	3	2.7232
48	19	12.0853	88	3	2.7232
49	18	11.6895	89	3	2.7232
50	17	11.2740	90	3	2.7232
51	16	10.8377	91	3	2.7232
52	15	10.3796	92	2	1.8594
53	14	9.8986	93	2	1.8594
54	14	9.8986	94	2	1.8594
55	14	9.8986	95	2	1.8594
56	13	9.3935	96	2	1.8594
57	13	9.3935	97	2	1.8594
			98	2	1.8594
			99	2	1.8594
			100～	1	0.9523

特約

① 運転者限定特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、契約自動車を運転する者について、「家族型」または「本人・配偶者型」のいずれかが保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条（限定運転者）

この特約において「限定運転者」とは、次の①または②のいずれかに定める者をいいます。

保険証券の記載	限定運転者
① 「家族型」と記載されている場合	次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注1）の子（注2）
② 「本人・配偶者型」と記載されている場合	次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者

（注1）未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注2）記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

記名被保険者またはその配偶者のいずれかと同居している者を含みません。

第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、限定運転者以外の者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その損害または傷害が次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害である場合を除きます。

- ① 契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその契約自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者（注3）が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間にその契約自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項<用語の定義>に定める対人事故および対物事故

（注3）自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者を行い、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

② 運転者年齢条件特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	契約自動車について運転する者をいいます。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、運転者の年齢条件が保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条（年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、次の①から④までのいずれかに該当する者のうち、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務（注）に従事する使用人

（注）業務

家事を除きます。

③ 運転者年齢条件の変更予約特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
指定日	保険証券記載の指定日をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に指定日以降年齢条件が記載されている場合に適用されます。

第2条（指定日以降年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、指定日から保険期間の末日までの期間においては、次の①から④までのいずれかに該当する者のうち、保険証券記載の指定日以降年齢条件に該当しない者が契約自動車（注1）を運転している間に生じた事故による損害または被害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務（注2）に従事中の使用者
- (2) この保険契約に車対車事故および限定危険〔車両損害〕補償特約が適用されている場合には、同特約第1条（保険金を支払う場合）②から⑧までに規定する損害に対しては、当会社は、(1)の規定を適用しません。

（注1）契約自動車

保険証券記載の自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。）をいいます。

（注2）業務

家事を除きます。

第3条（運転者年齢条件特約の不適用）

この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されている場合であっても、当会社は、指定日から保険期間の末日までの期間においては、同特約を適用しません。

④ 相手自動車全損時超過修理費補償特約**<用語の定義（五十音順）>**

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時における、相手自動車と同一車種、同年式で同じ損壊度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含まず。
修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
対物事故	普通保険約款賠償責任条項<用語の定義>に規定する対物事故をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じとする他の保険契約または共済契約をいいます。
超過修理費	相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回る場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。
被保険者	普通保険約款賠償責任条項第6条（被保険者の範囲）対人・対物賠償共通）に規定する被保険者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の①および②をいずれも満たす場合に、この特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、被保険者に対して、相手自動車全損時超過修理費保険金を支払います。

- ① 対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被損の損害に対して、普通保険約款賠償責任条項、基本条項およびこれに付帯された他の特約の規定に従い保険金が支払われる場合
- ② 相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回る場合において、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内（注）に相手自動車の損傷が修理されたとき。

（注）6か月以内

正当な理由により6か月を超えた場合を含みます。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の対物事故につき当会社の支払う相手自動車全損時超過修理費保険金の額は、相手自動車1台につき、被保険者が負担する超過修理費とします。ただし、次の算式により算出された額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\frac{\text{超過修理費}}{\text{相手自動車の価額}} \times \frac{\text{相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}{\text{相手自動車の価額}} = \text{限度額}$$

- (2) (1)の場合において、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が次の②の額を超えるときは、当会社は、(1)に定める保険金の額から次の③の超過額を差し引いて相手自動車全損時超過修理費保険金を支払います。この場合において、既に③の超過額について相手自動車全損時超過修理費保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- ① 相手自動車の車両保険等によって相手自動車の修理費に対して支払われる保険金または共済金の額。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金または共済金の額とします。
 - ② 相手自動車の価額
 - ③ 次の算式により算出された超過額

$$\text{①の額} - \text{②の額} = \text{超過額}$$

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき相手自動車全損時超過修理費保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して相手自動車全損時超過修理費保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の相手自動車全損時超過修理費保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に就いてのみ相手自動車全損時超過修理費保険金を支払います。

$$\text{それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき相手自動車全損時超過修理費保険金または共済金のうち最も高い額} - \text{他の保険契約等の相手自動車全損時超過修理費保険金または共済金の額の合計額}$$

第5条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する相手自動車全損時超過修理費保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行って使用することができるものとします。
- (2) 相手自動車全損時超過修理費保険金の請求は、普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者を經由して行うものとします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないが限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項<用語の定義>「保険金」の規定中、「賠償責任条項」から「事故・故障」「運搬・納車費用」

5 人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義												
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。												
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。												
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。 下表のいずれかに該当するものをいいます。												
交通乗用具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>交通乗用具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軌道上を走行する陸上の乗用具</td> <td> 自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト （注）ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 </td> </tr> <tr> <td>軌道を有しない陸上の乗用具</td> <td> 自動車（原動機付自転車を含みます。）、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ペーパーク、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。） （注）遊園地等で遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。 </td> </tr> <tr> <td>空の乗用具</td> <td> 航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、モーターハンングライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機、ジョイロプレーン） （注）ハンングライダー、気球、パラシュート等は除きます。 </td> </tr> <tr> <td>水上の乗用具</td> <td> 船舶（ヨット、モーターボート、水上オートバイおよびボートを含みます。） （注）幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。 </td> </tr> <tr> <td>その他の乗用具</td> <td> エレベーター、エスカレーター、動く歩道 （注）立体駐車場のリフト等物品輸送用に設置された装置等は除きます。 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	交通乗用具	軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト （注）ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。	軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（原動機付自転車を含みます。）、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ペーパーク、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。） （注）遊園地等で遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。	空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、モーターハンングライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機、ジョイロプレーン） （注）ハンングライダー、気球、パラシュート等は除きます。	水上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート、水上オートバイおよびボートを含みます。） （注）幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。	その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 （注）立体駐車場のリフト等物品輸送用に設置された装置等は除きます。
	分類	交通乗用具											
	軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト （注）ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。											
	軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（原動機付自転車を含みます。）、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ペーパーク、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。） （注）遊園地等で遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。											
	空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、モーターハンングライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機、ジョイロプレーン） （注）ハンングライダー、気球、パラシュート等は除きます。											
	水上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート、水上オートバイおよびボートを含みます。） （注）幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。											
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 （注）立体駐車場のリフト等物品輸送用に設置された装置等は除きます。												
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。												
他の自動車	契約自動車以外の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 原動機付自転車を含みます。												
荷物等	荷物、貨物等をいいます。												
配偶者	婚姻の相手方をい、内縁の相手方を含みます。												
保険金	損害保険金または入院一時金をいいます。												
保険金請求権者	普通保険約款人身傷害条項<用語の定義>に定める保険金請求権者をいいます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、次の①または②のいずれかの規定に従い、保険金を支払います。

- ① 当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)①の規定にかかわらず、被保険者が日本国内（注1）で発生した次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害（注2）を被った場合は、その直接の結果として被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、普通保険約款人身傷害条項および基本条項（注3）に従い、損害保険金を支払います。
 ア. 交通乗用具の運行に起因する事故
 イ. 交通乗用具の運行中、飛来物もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または交通乗用具の落下。ただし、被保険者がその交通乗用具の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注4）に搭乗中である場合に限ります。
- ② 当会社は、この特約により、①の規定により損害保険金の支払対象となる場合で、傷害（注2）の直接の結果として被保険者が治療（注5）を要したときについても、普通保険約款人身傷害条項第1条(1)②の入院一時金を支払います。
- (2) (1)の傷害（注2）は、日射、熱射または精神的衝動による障害を含まないものとし、また、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注6）のあるものに限ります。

（注1）日本国内
日本国外における日本船舶内を含みます。

（注2）傷害

ガス中毒を含みます。

（注3）普通保険約款人身傷害条項および基本条項

契約自動車について適用される他の特約を含みます。

（注4）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注5）治療

医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

（注6）医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に定める場合のほか、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害（注2）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、次条(1)①から③までのいずれかに該当する者が所有（注7）または常時使用する他の自動車に搭乗中の事故
- ② 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の者が自ら所有（注7）または常時使用する他の自動車を運転している場合であって、被保険者がその自動車（注8）に搭乗中の事故
- ③ 被保険者が、その使用者の業務（注9）のために、その使用者の所有（注7）する他の自動車を運転している間に生じた事故
- ④ 次のいずれかに該当する間に生じた事故
 ア. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車以外の交通乗用具を運転している間
 イ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車以外の交通乗用具を運転している間
 ウ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車以外の交通乗用具を運転している間
- ⑤ 被保険者が、契約自動車以外の交通乗用具の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその交通乗用具に搭乗中の事故
- ⑥ 被保険者が搭乗中の契約自動車以外の交通乗用具を競走もしくは曲技（注10）のために使用すること、または被保険者が搭乗中の契約自動車以外の交通乗用具を競走もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。ただし、<用語の定義>に「交通乗用具」に規定する軌道を有しない陸上の乗用具のうち自動車（注8）以外のものを道路（注11）上で使用することを除きます。
- ⑦ 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを業務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、業務または実習のために船舶に搭乗中の事故

- ⑧ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注12）以外の航空機を被保険者が操縦している間に生じた事故またはその航空機に搭乗することを業務とする被保険者が業務として搭乗中の事故
- ⑨ 被保険者が次のいずれかの航空機に搭乗中の事故
ア. グライダー
イ. 飛行船
ウ. 超軽量動力機
エ. ジャイロプレーン
- ⑩ 被保険者が業務として次のアまたはイのいずれかに該当する作業に従事中的、その作業に直接起因する事故。ただし、自動車（注8）の運行に起因する事故を除きます。
ア. 交通乗用具への荷物等の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等の横下し作業または交通乗用具上での荷物等の整理作業
イ. 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

(注7) 所有

所有権留保条項付売買契約（注13）による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

(注8) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注9) 業務

家事を除きます。

(注10) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注11) 道路

道路交差法（昭和35年法律第105号）第2条（定義）第1項第1号に定める道路をいいます。

(注12) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機

定期便であると不定期便であるとを問いません。

(注13) 所有権留保条項付売買契約

自動車販売店等が顧客に自動車（注8）を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車（注8）の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車（注8）の売買契約をいいます。

第4条（被保険者の範囲）

(1) 当会社は、この特約において、普通保険約款人身傷害条項第4条（被保険者の範囲）に定める者のほか、次の①から④までのいずれかに該当する者については、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注4）に搭乗していない場合であっても、普通保険約款人身傷害条項の被保険者となります。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。

① 極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗中の者

② 業務として自動車（注8）を受託している自動車取扱業者（注14）

(注14) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車（注8）を取り扱うことを業としている者を行い、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（死亡の認定）

(1) 当会社は、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が死亡したものと推定します。

(2) (1)の場合、当会社に対する損害保険金の請求権は、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過した時から発生し、これを行使することができるとします。

第7条（事故通知の特則）

(1) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または損害保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を書面をもって当会社に通知しなければなりません。

(2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当社が被災した損害の額を差し引いて損害保険金を支払います。

① 保険契約者または損害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合

② 保険契約者または損害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をした場合

第8条（保険金請求権者の義務）

(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）(1)①の損害を被災した場合で、普通保険約款人身傷害条項下用語の定義>に定める賠償義務者および事故の原因となった契約自動車以外の交通乗用具があるときは、保険金請求権者は、その交通乗用具の所有者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係を書面によって当社に通知しなければなりません。

(2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当社が被災した損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合

② 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をした場合

6 人身傷害諸費用補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
育児従事者	被保険者の住居において、子供の身の回りの世話を主として行う者をいいます。
運転補助装置	自動車の運転操作に関して、被保険者の後遺障害による支障を軽減するために、自動車に取り付けられる手動運転装置、足動運転装置等の装置をいいます。
家事従事者	被保険者の住居において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。
家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 被保険者の配偶者 イ. 被保険者の子 ウ. 被保険者の父母 エ. 被保険者の兄弟姉妹
形成手術	瘢痕の治癒を直接の目的とした手術（注）をいいます。 (注) 手術 単なる皮膚縫合を除きます。
現地	被保険者の収容地または葬儀地をいいます。

後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害（注）に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに限り、 ア、普通保険約款別表1に掲げる後遺障害 イ、普通保険約款別表1に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの (注) 将来においても回復できない機能の重大な障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限り、 ます。
後遺障害諸費用	後遺障害諸費用条項第2条（後遺障害諸費用保険金の計算）に規定する福祉車両改造等費用、住居改造費用、福祉機器等取得費用または形成手術費用をいいます。
後遺障害諸費用保険金	後遺障害諸費用条項第2条（後遺障害諸費用保険金の計算）に規定する福祉車両改造等費用保険金、住居改造費用保険金、福祉機器等取得費用保険金または形成手術費用保険金をいいます。
事故の相手	被保険者以外の事故の当事者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
死亡諸費用	死亡諸費用条項第2条（死亡諸費用保険金の計算）に規定する家族駆けつけ費用、人身被害事故目撃情報収集等費用または葬儀費用をいいます。
死亡諸費用保険金	死亡諸費用条項第2条（死亡諸費用保険金の計算）に規定する家族駆けつけ費用保険金、人身被害事故目撃情報収集等費用保険金または葬儀費用保険金をいいます。
車両改造費用	使用自動車に、運転補助装置または乗車支援装置を取り付ける費用をいいます。
住居	被保険者の居住の用に供する住宅（注）をいいます。 (注) 住宅 敷地を含みます。
使用自動車	被保険者または次のいずれかに該当する者が所有する自動車（注1）をいいます。 ア、被保険者の配偶者 イ、被保険者またはその配偶者の同居の親族 ウ、被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子 (注1) 所有する自動車 所有権留保条項付売買契約（注3）により購入した自動車を含みます。 (注2) 未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。 (注3) 所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
乗車支援装置	後遺障害を被った被保険者が運転者または同乗者として自動車に搭乗するために、その被保険者またはこれを介助する者が行う動作の軽減を目的として、自動車に取り付けられた回転式座席、車椅子固定装置、電動リフト等の装置をいいます。
飼養従事者	ペットの散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話を主として行う者をいいます。
人身傷害諸費用	死亡諸費用、後遺障害諸費用または入院諸費用をいいます。
人身傷害諸費用保険金	死亡諸費用保険金、後遺障害諸費用保険金または入院諸費用保険金をいいます。
退院した日	事故の発生の日以後の通算入院日数が7日に達した後、病院または診療所から最初に退院した日をいいます。
他の保険契約等	共通条項第2条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院諸費用	入院諸費用条項第2条（入院諸費用保険金の計算）に規定する家族駆けつけ費用、差額ベッド費用、ホームヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ペット預け入れ等費用、人身被害事故目撃情報収集等費用、退院時諸費用または形成手術費用をいいます。
入院諸費用保険金	入院諸費用条項第2条（入院諸費用保険金の計算）に規定する家族駆けつけ費用保険金、差額ベッド費用保険金、ホームヘルパー費用保険金、保育施設預け入れ等費用保険金、ペット預け入れ等費用保険金、人身被害事故目撃情報収集等費用保険金、退院時諸費用保険金または形成手術費用保険金をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
賠償義務者	普通保険約款人身傷害条項<用語の定義>に定める賠償義務者をいいます。
線維	皮膚組織が損傷を受けた場合にその損傷部を修復するため周囲から発達してくる組織が、時間の経過とともに消失する代わりに線維形成の進行によって形成される、硬固で緻密な線維性結合組織をいいます。
福祉車両	運転補助装置または乗車支援装置が定着された自動車をいいます。
ベース車両の価額	使用自動車として新たに取得した福祉車両と同一車種、同年式で同じ損耗度であり、運転補助装置および乗車支援装置が定着されていない自動車の、取得した地および時における市場販売価格相当額をいいます。
ペット	被保険者が被保険者の住居において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。
ペットシッター	ペットの散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話をすることを職業とする者をいいます。
ペット専用施設	ペットが宿泊できる設備を整えたペットショップ、ペット美容室、動物病院またはペットホテルをいいます。
ペーパー	子供の身の回りの世話をすることを職業とする者をいいます。
保育施設	保育所、ベビーホテル等、子供の身の回りの世話をすることを業とする施設をいいます。
ホームヘルパー	炊事、掃除、洗濯等の世話をすることを職業とする者をいいます。

第1章 共通条項

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、普通保険約款人身傷害条項（注1）の規定により同条項に定める損害保険金の支払対象となる場合（注2）で、傷害（注3）の直接の結果として被保険者が次の①から③までのいずれかに該当したときは、それにより被保険者または家族が人身傷害諸費用を負担することによって被害に對して、この特約に従い、人身傷害諸費用保険金を支払います。

- ① 死亡（注4）した場合
- ② 後遺障害が生じた場合
- ③ 入院した場合

(2) (1)の傷害（注3）は、日射、熱射または精神的衝動による障害を含まないものとし、また、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限り、

(注1) 普通保険約款人身傷害条項

保険証券記載の自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 普通保険約款人身傷害条項の規定により同条項に定める損害保険金の支払対象となる場合

無保険車傷害補償特約第1条（この特約の適用条件）(2)の規定により同特約の保険金の支払対象となる場合を含みます。

(注3) 傷害

ガス中毒を含みます。

(注4) 死亡

この保険契約に人身傷害に関する交通乗用車危険補償特約が適用されている場合には、同特約第6条（死亡の推定）(1)により死亡したものと推定される場合を含みます。

第3条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、普通保険約款人身傷害条項第4条（被保険者の範囲）に規定する被保険者となります。
 (2) この保険契約に人身傷害に関する交通乗用車危険補償特約が適用されている場合は、(1)のほか、人身傷害に関する交通乗用車危険補償特約第4条（被保険者の範囲）に定める者を、この特約における被保険者としてします。

第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（人身傷害諸費用保険金の計算）

死亡諸費用条項第2条（死亡諸費用保険金の計算）、後遺障害諸費用条項第2条（後遺障害諸費用保険金の計算）または入院諸費用条項第2条（入院諸費用保険金の計算）において、当会社は、次の算式により算出された額を、各規定に定める金額を限度に人身傷害諸費用保険金として支払います。

$$\text{実際に発生した人身傷害諸費用の額} - \text{次の①から⑥までの合計額} = \text{人身傷害諸費用保険金}$$

- ① 人身傷害諸費用に対し、普通保険約款人身傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)①の損害保険金が支払われる場合は、その損害保険金の額
 人身傷害諸費用のうち、同条項<用語の定義>に定める自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
 ② 同条項<用語の定義>に定める対人賠償保険等によって賠償義務者が人身傷害諸費用について損害賠償責任を負担することによって被る損害に
 対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
 ③ 被保険者または家族が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 ④ 被保険者または家族が賠償義務者以外の方から既に取得した損害賠償金の額
 ⑤ 人身傷害諸費用のうち、同条項第8条（損害保険金の計算）に定める労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
 ⑥ 人身傷害諸費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で被保険者または家族が既に取得したものがある場合は、その取得した額

(注5) 同条項第8条（損害保険金の計算）に定める労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた金額

社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 当会社は、次の①または②の影響により、第2条（保険金を支払う場合）の傷害（注3）が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 ① 被保険者が同条の傷害（注3）を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 ② 被保険者が同条の傷害（注3）を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害（注3）または疾病の影響
 (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第2条（保険金を支払う場合）の傷害（注3）が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
 (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、死亡諸費用保険金と後遺障害諸費用保険金と入院諸費用保険金とに区分して、それぞれ各別に次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

$$\text{実際に発生した人身傷害諸費用の額} - \text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}$$

第8条（役務または物品による支払）

当会社は、人身傷害諸費用の全部または一部に対して、被保険者または家族の同意を得て、役務または物品の提供をもって人身傷害諸費用保険金の支払に代えることができます。

第9条（保険金の請求）

当会社に対する人身傷害諸費用保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すことができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
① 死亡諸費用保険金	死亡諸費用が発生した時
② 後遺障害諸費用保険金	後遺障害諸費用が発生した時または被保険者に後遺障害諸費用条項第2条（後遺障害諸費用保険金の計算）(1)に定める後遺障害が生じた時（注6）のいずれか遅い時
③ 入院諸費用保険金	入院諸費用が発生した時

(注6) 被保険者に後遺障害諸費用条項第2条（後遺障害諸費用保険金の計算）(1)に定める後遺障害が生じた時

症状固定日前に後遺障害諸費用保険金を請求する場合は、医師の診断等により将来被保険者に後遺障害諸費用条項第2条（後遺障害諸費用保険金の計算）(1)に定める後遺障害が生じることが明らかとなった時とします。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次とおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① <用語の定義> 「他の保険契約等」	この保険契約の賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項	この特約
② <用語の定義> 「保険金」	賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項	この特約

第2章 死亡諸費用条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が共通条項第2条（保険金を支払う場合）(1)①に該当した場合は、死亡諸費用保険金を支払います。

第2条（死亡諸費用保険金の計算）

- (1) 当会社は、次の算式により算出された額を、下表の金額を限度に死亡諸費用保険金として支払います。ただし、下表①から③までの保険金の合計額は、1回の事故につき、被保険者1名ごとに300万円を限度とします。

$$\text{下表に掲げる各費用のうち社会通念上必要かつ妥当な実費} - \text{共通条項第5条（人身傷害諸費用保険金の計算）①から⑥までの合計額} = \text{死亡諸費用保険金}$$

保険金の名称	保険金を支払う費用	保険金の限度
① 家族駆けつけ費用保険金	次の家族駆けつけ費用 ア. 交通費 被保険者の葬儀参列等のために現地へ赴く家族の現地までの鉄道、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、被保険者1名につき家族2名分を限度とします。ただし、ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラス、ファーストクラス等の利用により、通常の運賃を超過した場合は、その超過した金額を除きます。 イ. 宿泊料 現地または現地までの行程における家族のホテル等の宿泊施設（注1）の客室料（注2）をいい、被保険者1名につき家族2名分を限度とします。	1回の事故につき、被保険者1名ごとに20万円。ただし、イの費用については家族1名に対し1泊につき1万円を限度とします。
② 人身被害事故目撃情報収集等費用保険金	次の人身被害事故目撃情報収集等費用 ア. 事故の相手が特定されていない場合において、その事故に関する目撃情報等の情報を収集するために要した次の費用 (ア) 看板、ポスター、ピラ等の作成、設置、配布等に関する費用 (イ) 新聞等への広告の掲載またはホームページの開設に関する費用 (ウ) (ア)および(イ)に準ずる費用 イ. 事故の相手が検察された場合に、その検挙に直接結びついた、目撃証言等の情報の提供または協力行為を行った者（注3）に対して行う謝礼に要した費用	1回の事故につき、被保険者1名ごとに100万円。ただし、イの費用については1回の事故につき、被保険者1名ごとに10万円を限度とします。
③ 葬儀費用保険金	次の葬儀費用 被保険者の葬儀を実施するために家族が負担した費用。ただし、通夜、告別式等の葬儀に係る費用ならびに初七日追善供養、祭壇、仏壇、火葬、埋葬、石塔および墓石に要する費用に限るものとし、墓地、永代供養、年忌供養、香典返し等の費用を含みません。	1回の事故につき、被保険者1名ごとに200万円

(2) (1)の規定にかかわらず、保険金の支払対象となる死亡諸費用は、次の期間内に発生した死亡諸費用に限りです。

死亡諸費用の種類	対象となる期間
① 家族駆けつけ費用	被保険者が死亡（注4）した日からその日を含めて30日以内
② 人身被害事故目撃情報収集等費用および葬儀費用	被保険者が死亡（注4）した日からその日を含めて365日以内

(注1) 宿泊施設
居住施設を除きます。
(注2) 客室料
飲食費用を含みません。
(注3) 目撃証言等の情報の提供または協力行為を行った者
家族を除きます。
(注4) 死亡
この保険契約に人身傷害に関する交通用具危険補償特約が適用されている場合には、同特約第6条（死亡の推定）(1)により死亡したものと推定される場合を含みます。

第3章 後遺障害諸費用条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が共通条項第2条（保険金を支払う場合）(1)②に該当した場合は、後遺障害諸費用保険金を支払います。

第2条（後遺障害諸費用保険金の計算）

(1) 当会社は、次の算式により算出された額を、下表の金額を限度に後遺障害諸費用保険金として支払います。ただし、下表①から④までの保険金の合計額は、1回の事故につき、被保険者1名ごとに300万円を限度とします。

$$\frac{\text{下表に掲げる各費用のうち社会通念上必要かつ妥当な実費}}{\text{共通条項第5条（人身傷害諸費用保険金の計算）①から⑥までの合計額}} = \text{後遺障害諸費用保険金}$$

保険金の名称	保険金を支払う費用	保険金の限度
① 福祉車両改造等費用保険金	次の福祉車両改造等費用 被保険者に次のいずれかに該当する後遺障害が生じた場合に、被保険者または家族が負担した車両改造費用または新規取得費用（注1）。ただし、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用に限りです。 ア. 普通保険約款別表1、普通保険約款人身傷害条項第6条（損害額の決定）(2)および(3)の規定による後遺障害の等級が、第1級から第3級までのいずれかに該当する後遺障害し。 イ. 後遺障害を被った部位が上肢（注2）、下肢（注3）または体幹（注4）であり、かつ、普通保険約款別表1もしくは普通保険約款人身傷害条項第6条(2)および(3)の規定による後遺障害の等級が、第4級から第14級までのいずれかに該当する後遺障害。ただし、第14級④または⑤に該当する後遺障害を除きます。	1回の事故につき、被保険者1名ごとに使用自動車1台分、かつ、100万円
② 住居改造費用保険金	次の住居改造費用 被保険者に次のいずれかに該当する後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合に、被保険者の介護を行うために被保険者または家族が負担した必要かつ有益な住居の改造費用。ただし、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用に限りです。 ア. 普通保険約款別表1、普通保険約款人身傷害条項第6条(2)および(3)の規定による後遺障害の等級が、第1級または第2級に該当する後遺障害イ. 普通保険約款別表1の第3級③または④に該当する後遺障害	1回の事故につき、被保険者1名ごとに1軒の住居改造
③ 福祉機器等取得費用保険金	次の福祉機器等取得費用 被保険者に普通保険約款別表1、普通保険約款人身傷害条項第6条(2)および(3)の規定による後遺障害の等級が、第1級から第3級までのいずれかに該当する後遺障害が生じた場合に、被保険者または家族が福祉機器等（注5）を取得したことによって負担した費用。ただし、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用に限りです。	1回の事故につき、被保険者1名ごとに100万円
④ 形成手術費用保険金	次の形成手術費用 被保険者に生じた後遺障害の原因となった傷害（注6）が治った後の被保険者の身体に癒痕が残り、被保険者が病院または診療所において、形成手術を受けたことにより、被保険者または家族が負担した費用。ただし、癒痕の部位が顔面、頭部もしくは顎部である場合または直径が2cm以上の癒痕（注7）である場合に限りです。	1回の形成手術につき10万円。ただし、1回の事故につき、被保険者1名ごとに3回の形成手術を限度とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険金の支払対象となる後遺障害諸費用は、後遺障害の症状固定日からその日を含めて365日を経過した日以前に発生した費用に限りです。ただし、後遺障害の症状固定日前に発生した費用については、その費用が発生した時以後に被保険者に(1)に定める後遺障害が生じた場合、または後遺障害の症状固定日以前において、医師の診断等により将来被保険者に(1)に定める後遺障害が生じることが明らかとなった場合に限り、後遺障害諸費用に含めるものとします。

(注1) 新規取得費用

使用自動車として新たに福祉車両を取得する費用のうち、使用自動車として新たに取得した福祉車両の市場販売価格相当額からベース車両の価額を差し引いた額をいいます。ただし、ベース車両の価額が算定できない場合には、車両改造費用に相当する額とします。

(注2) 上肢

手を含みます。

(注3) 下肢

足を含みます。

(注4) 体幹

脊柱、鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨、骨盤骨および胸腹部臓器をいいます。

(注5) 福祉機器等

被保険者の後遺障害による支障を補完または軽減するために必要と認められる構造、装置または装備を有する機器または用具（福祉車両を除きます。）をいいます。

(注6) 傷害

ガス中毒を含みます。

(注7) 直径が2cm以上の齧痕

線状の齧痕の場合は、長さが3cm以上の齧痕とします。

第4章 入院諸費用条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が共通条項第2条（保険金を支払う場合）(1)③に該当した場合は、入院諸費用保険金を支払います。

第2条（入院諸費用保険金の計算）

(1) 当社は、次の算式により算出された額を、下表の金額を限度に入院諸費用保険金として支払います。ただし、下表①から⑦までの保険金の合計額は、1回の事故につき、被保険者1名ごとに(3)に定める支払限度額を限度とします。

$$\begin{matrix} \text{下表に掲げる各費用のうち社会通念上} \\ \text{必要かつ妥当な実費} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{共通条項第5条（人身傷害諸費用保険金の計算）} \\ \text{①から⑥までの合計額} \end{matrix} = \text{入院諸費用保険金}$$

保険金の名称	保険金を支払う費用	保険金の限度
① 家族駆けつけ費用保険金	次の家族駆けつけ費用 ア. 交通費 被保険者の看護等のために現地へ赴く家族の現地までの鉄道、船舶、航空機等の1往復分の運賃をい、被保険者1名につき家族2名分を限度とします。ただし、ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラス、ファーストクラス等の利用により、通常の運賃を超過した場合は、その超過した金額を除きます。 イ. 宿泊料 現地または現地までの行程における家族のホテル等の宿泊施設（注1）の客室料（注2）をい、被保険者1名につき家族2名分を限度とします。	1回の事故につき、被保険者1名ごとに20万円。ただし、イの費用については家族1名に対し1泊につき1万円を限度とします。
② 差額ベッド費用保険金	次の差額ベッド費用 被保険者が選定療養（注3）に定める特別の療養環境の提供に係る医師の承認を得て使用するベッドまたは病室を使用したことによって、被保険者または家族が負担した費用	1回の事故につき、被保険者1名ごとに次の算式により算出された額 $\begin{matrix} \text{ベッドまたは病室} \\ \text{の利用日数} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{1万円} \end{matrix}$
③ ホームヘルパー費用保険金	次のホームヘルパー費用 次のいずれかに該当する場合に、家事を代行するためにホームヘルパーを雇い入れたことによって、被保険者または家族が負担した費用 ア. 被保険者のうち家事従事者が入院している場合 イ. 家事従事者以外の被保険者が入院し、家事従事者が被保険者に付き添う場合	1回の事故につき、被保険者1名ごとに次の算式により算出された額。ただし、家事従事者1名につきその額を限度とします。 $\begin{matrix} \text{ホームヘルパー} \\ \text{の利用日数} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{15,000円} \end{matrix}$
④ 保育施設預け入れ等費用保険金	次の保育施設預け入れ等費用 次のいずれかに該当する場合に、子供の身の回りの世話を代行するためにベビーシッターを雇い入れたことまたは子供を保育施設に預け入れたことによって、被保険者または家族が負担した費用 ア. 被保険者のうち育児従事者が入院している場合 イ. 育児従事者以外の被保険者が入院し、育児従事者が被保険者に付き添う場合	1回の事故につき、被保険者1名ごとに次の算式により算出された額。ただし、育児従事者1名につきその額を限度とします。 $\begin{matrix} \text{ベビーシッター} \\ \text{または保育施設} \\ \text{の利用日数} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{15,000円} \end{matrix}$
⑤ ペット預け入れ等費用保険金	次のペット預け入れ等費用 次のいずれかに該当する場合に、ペットの世話を代行するためにペットシッターを雇い入れたことまたはペットをペット専用施設に預け入れたことによって、被保険者または家族が負担した費用 ア. 被保険者のうち飼養従事者が入院している場合 イ. 飼養従事者以外の被保険者が入院し、飼養従事者が被保険者に付き添う場合	1回の事故につき、被保険者1名ごとに次の算式により算出された額。ただし、飼養従事者1名につきその額を限度とします。 $\begin{matrix} \text{ペットシッター} \\ \text{またはペット専用施設} \\ \text{の利用日数} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{5,000円} \end{matrix}$
⑥ 人身被害事故目撃情報収集等費用保険金	次の人身被害事故目撃情報収集等費用 被保険者の入院日数の合計が1回の事故について30日以上となった場合に、被保険者または家族が負担した次の費用 ア. 事故の相手が特定されていない場合において、その事故に関する目撃情報等の情報を収集するために要した次の費用 (ア) 看板、ポスター、ビラの作成、設置、配布等に関する費用 (イ) 新聞等への広告掲載またはホームページの開設に関する費用 (ロ) (ア)および(イ)に準ずる費用 イ. 事故の相手が検挙された場合に、その検挙に直接結びついた、目撃証言等の情報の提供または協力行為を行った者（注4）に対して行う謝礼に要した費用	1回の事故につき、被保険者1名ごとに100万円。ただし、イの費用については1回の事故につき、被保険者1名ごとに10万円を限度とします。
⑦ 退院時諸費用保険金	次の退院時諸費用 被保険者が7日間以上入院した後に退院した場合に、被保険者または家族が慣習として負担した次の費用 ア. 快気祝、内祝等の贈答品購入費用。ただし、下記の購入費用を除きます。 (ア) 貨幣または紙幣 (イ) 有価証券 (ロ) 商品券等の物品小切手 (ハ) プリペイドカード イ. 祝宴費用 ウ. その他慣習として負担することが適当であると当社が認める費用	1回の事故につき、被保険者1名ごとに10万円

⑧ 形成手術費用保険金	次の形成手術費用 被保険者の入院の原因となった傷害（注5）が治った後の被保険者の身体に 瘢痕 が残り、被保険者が病院または診療所において、 形成手術 を受けたことにより、被保険者または家族が負担した費用。ただし、 瘢痕 の部位が顔面部、 頭部 もしくは 頸部 である場合または直径が2cm以上の 瘢痕 （注6）である場合に限ります。	1回の 形成手術 につき10万円。ただし、1回の事故につき、被保険者1名ごとに3回の 形成手術 を限度とします。
-------------	---	--

(2) (1)の規定にかかわらず、保険金の支払対象となる**入院諸費用**は、次の期間内に発生した**入院諸費用**に限ります。

入院諸費用の種類	対象となる期間
① 家族駆けつけ費用	被保険者が最初に 入院 した日からその日を含めて30日以内
② 差額ベッド費用、ホームヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ベッド預け入れ等費用、人身被害事故自警情報収集等費用および形成手術費用	被保険者が最初に 入院 した日からその日を含めて365日以内
③ 退院時諸費用	被保険者が最初に 入院 した日からその日を含めて365日以内、かつ、被保険者が 退院 した日から次のいずれか早い日まで ア、被保険者が 退院 した日からその日を含めて180日後の日 イ、被保険者が 治療 が必要と認められない程度に治った日からその日を含めて30日後の日

(3) この入院諸費用条項において、支払限度額とは、次の算式により算出された額とします。

$$1 \text{万円} \times \text{入院日数} = \text{支払限度額}$$

(4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間については、(3)の入院日数に含みません。
(5) 当会社は、原因または時を異にして発生した事故により(2)①から③までの期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて**入院諸費用保険金**を支払いません。

(注1) 宿泊施設

居住施設を除きます。

(注2) 客室料

飲食費用を含みません。

(注3) 選定療養

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）に定められた選定療養をいいます。

(注4) 目撃証言等の情報の提供または協力行為を行った者

被保険者および家族を除きます。

(注5) 傷害

ガス中毒を含みます。

(注6) 直径が2cm以上の瘢痕

線状の**瘢痕**の場合は、長さが3cm以上の**瘢痕**とします。

第3条（死亡諸費用条項および後遺障害諸費用条項との関係）

当会社は、この条項により、家族駆けつけ費用保険金、人身被害事故自警情報収集等費用保険金または形成手術費用保険金を支払った場合は、死亡諸費用条項および後遺障害諸費用条項において、その費用（注7）に対しては保険金を支払いません。

(注7) その費用

死亡諸費用条項の家族駆けつけ費用もしくは人身被害事故自警情報収集等費用または後遺障害諸費用条項の形成手術費用をいいます。

⑦ 入院院一時金2倍支払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券がこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約によりお支払いする入院院一時金の額）

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第9条（入院院一時金の計算）の規定により入院院一時金を支払う場合には、同条に規定する入院院一時金の額を2倍にして支払います。

⑧ 医療保険金（日数払）補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
治療日数	入院 または 通院 した日数をいいます。
通院	治療 が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、 治療 を受けることをいいます。
入院	治療 が必要な場合において、自宅等での 治療 が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において 治療 に専念することをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合で、かつ、保険証券がこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、普通保険約款人身傷害条項（注1）の規定により同条項に定める損害保険金の支払対象となる場合（注2）で、傷害（注3）の直接の結果として被保険者が**治療**を要したときは、この特約に従い、医療保険金を支払います。
- (1)の傷害（注3）は、日射、熱射または精神的衝動による障害を含まないものとし、また、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注4）のあるものに限ります。

(注1) 普通保険約款人身傷害条項

保険証券記載の自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。）について適用される他の特約を含みますが、人身傷害に関する交通乗用員危険補償特約は除きます。

(注2) 普通保険約款人身傷害条項の規定により同条項に定める損害保険金の支払対象となる場合

無保険車傷害補償特約第1条（この特約の適用条件）(2)の規定により同特約の保険金の支払対象となる場合を含みます。

(注3) 傷害

ガス中毒を含みます。

(注4) 医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第3条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、普通保険約款人身傷害条項第4条（被保険者の範囲）に規定する被保険者とします。

第4条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条 (支払保険金の計算)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) (1) に該当した場合は、**治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数**に対し、次の金額を医療保険金として被保険者に支払います。

区分	医療保険金の金額
① 入院した場合	次の算式により算出された金額 入院日数 × 保険証券記載の入院保険金日額
	次の算式により算出された金額 通院日数 (注5) × 保険証券記載の通院保険金日額

- (2) (1) の**治療日数**には、臓器の移植に関する法律 (平成9年法律第104号) 第6条 (臓器の搬出) の規定によって、同条第4項で定める医師により「**脳死した者の身体**」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる**処置** (注6) であるときは、その**処置日数**を含みます。
- (3) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った普通保険約款別表2に掲げる部位を固定するために医師の指示 (注7) によりギプス、ギプスシーネ、キプスシャーレまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数について、通院したものとみなします。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、医療保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害 (注3) を被った場合においても、当会社は、その期間のうち入院または通院した日に対し重複しては医療保険金を支払いません。

(注5) 通院日数

第5条 (支払保険金の計算) (1) ①に該当する日数を除くものとし、90日を限度とします。

(注6) 同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注7) 医師の指示

被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の指示をいいます。

第6条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 当会社は、次の①または②の影響により、第2条 (保険金を支払う場合) の傷害 (注3) が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- 被保険者が同条の傷害 (注3) を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - 被保険者が同条の傷害 (注3) を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害 (注3) または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者を取り取るべき者が治療を怠ったことにより、第2条 (保険金を支払う場合) の傷害 (注3) が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条 (代位)

当会社が医療保険金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害 (注3) について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第8条 (保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すことができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
① 第5条 (支払保険金の計算) (1) ①に定める医療保険金	次のいずれか早い時 ア. 被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時 イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
② 同②に定める医療保険金	次のいずれか早い時 ア. 被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時 イ. 通院日数 (注8) の合計が90日となった時 ウ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

(注8) 通院日数

第5条 (支払保険金の計算) (1) ①に該当する日数を除きます。

第9条 (普通保険約款人身傷害条項の一部不適用)

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第1条 (保険金を支払う場合) (1) ②およびこの保険契約に人身傷害に関する交通乗用具備賠償特約が適用されている場合には同特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) ②の規定にかかわらず、普通保険約款人身傷害条項第1条 (1) ②の入院一時金を支払いません。

第10条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

9 死亡・後遺障害一時金補償特約

<用語の定義 (五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害 (注) に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに限りします。 ア. 普通保険約款別表1に掲げる後遺障害 イ. 普通保険約款別表1に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの (注) 将来においても回復できない機能の重大な障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限りします。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
保険金	死亡一時金または後遺障害一時金をいいます。
保険金額	被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合で、かつ、保険証券がこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、普通保険約款人身傷害条項 (注1) の規定により同条項に定める損害保険金の支払対象となる場合 (注2) で、傷害 (注3) の直接の結果として被保険者が次の①または②のいずれかに該当したときは、この特約に従い、**保険金**を支払います。
- 死亡 (注4) した場合
 - 後遺障害が生じた場合
- (2) (1) の傷害 (注3) は、日射、熱射または精神的衝動による障害を含まないものとし、また、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付

けるに足る医学的他覚所見のあるものに限ります。

- (注1) **普通保険約款人身傷害条項**
 保険証券記載の自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。）について適用される他の特約を含みます。
- (注2) **普通保険約款人身傷害条項の規定により同条項に定める損害保険金の支払対象となる場合**
 無保険車傷害補償特約第1条（この特約の適用条件）(2)の規定により同特約の保険金の支払対象となる場合を含みます。
- (注3) **傷害**
 ガス中毒を含みます。
- (注4) **死亡**
 この保険契約に人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約が適用されている場合には、同特約第6条（死亡の推定）(1)により死亡したものと推定される場合を含みます。

第3条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、普通保険約款人身傷害条項第4条（被保険者の範囲）に規定する被保険者となります。
- (2) この保険契約に人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約が適用されている場合は、(1)のほか、人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約第4条（被保険者の範囲）に定める者を、この特約における被保険者とします。

第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)①に該当した場合は、**保険金額の全額**（注5）を死亡一時金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (2) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)②に該当した場合は、次の算式により算出された額を後遺障害一時金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{普通保険約款別表1の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害一時金}$$

- (3) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡一時金を被保険者の法定相続人に支払います。
- (4) 普通保険約款別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (5) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次の算式により算出された額を後遺障害一時金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{下表にそれぞれ定める保険金支払割合}} = \text{後遺障害一時金}$$

区分	保険金支払割合
① 普通保険約款別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
② ①以外の場合で、普通保険約款別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき。	重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき。	次のいずれか低い割合 ア、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合 イ、それぞれの後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合の合計の割合
④ ①から③まで以外の場合	重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

- (6) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害（注3）を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された額を後遺障害一時金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \left(\boxed{\text{普通保険約款別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{普通保険約款別表1に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} \right) = \text{後遺障害一時金}$$

(注5) 保険金額の全額

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害一時金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 当会社は、次の①または②の影響により、第2条（保険金を支払う場合）の傷害（注3）が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- ① 被保険者が同条の傷害（注3）を被った時に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が同条の傷害（注3）を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害（注3）または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第2条（保険金を支払う場合）の傷害（注3）が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（当会社の責任限度額等）

1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡一時金または後遺障害一時金の額は、前2条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

第8条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これ行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
① 死亡一時金	被保険者が死亡した時（注6）
② 後遺障害一時金	被保険者に後遺障害が生じた時

(注6) 被保険者が死亡した時

この保険契約に人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約が適用されている場合で、同特約第6条（死亡の推定）(1)に該当するときは、同条(2)の規定によります。

第9条（代位）

当会社がこの特約により保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人が第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

10 入院院一時金不担保特約

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②およびこの保険契約に人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約が適用されている場合には同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)②の規定にかかわらず、普通保険約款人身傷害条項第1条(1)②の入院院一時金を支払いません。

⑩ 無保険車傷害補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険者の生命または身体を害した自動車（注1）であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ア. 契約自動車 イ. 被保険者が所有する自動車（注1）（注2） ウ. 日本国外にある自動車（注1） （注1）自動車 原動機付自転車を含みます。 （注2）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約（注3）により購入した自動車（注1）、および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた自動車（注1）を含みます。 （注3）所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車（注1）を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車（注1）の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車（注1）の売買契約をいいます
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
後遺障害	治療（注1）の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者（注2）の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害（注3）に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに限ります。 ア. 普通保険約款別表1に掲げる後遺障害 イ. 普通保険約款別表1に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの （注1）治療 医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。 （注2）被保険者 第6条（被保険者の範囲）(1)の被保険者の胎内にある胎児を含みます。 （注3）将来においても回復できない機能の重大な障害 被保険者が症状を訴えるときに限り、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注4）のあるものに限ります。 （注4）医学的他覚所見 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
損害額	当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
対人賠償保険等	自動車（注）の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。 （注）自動車 原動機付自転車を含みます。
他の自動車の無保険車傷害保険等	契約自動車以外の自動車（注）であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第2条（保険金を支払う場合）(1)と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。 （注）自動車 原動機付自転車を含みます。
他の無保険車傷害保険等	第2条（保険金を支払う場合）(1)と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った被保険者（注）または被保険者の父母、配偶者もしくは子をいいます。 （注）被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車（注1）をいい、相手自動車明らかに認められる場合は、その自動車（注1）を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）の合計額（注3）が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ア. その自動車（注1）について適用される対人賠償保険等がない場合 イ. 同条項による損害賠償金の支払対象となる場合で、その支払われる対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けとることができない場合 ウ. その自動車（注1）について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 （注1）自動車 原動機付自転車を含みます。 （注2）対人賠償保険等の保険金額または共済金額 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。 （注3）それぞれ相手自動車について適用される対人賠償保険または共済金額の合計額 ウに該当するもの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。
無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されることの直接の結果として後遺障害が生じることとします。

第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、次の①または②のいずれかに該当する場合に保険金請求権者の請求に基づいて適用されます。
- ① 無保険車事故において、それぞれの被保険者につき、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 普通保険約款人身傷害条項による損害賠償金が支払われない場合
 - イ. 同条項による損害賠償金の支払対象となる場合で、その支払われる損害賠償金の額が、この特約により支払われる保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額（注1）の合計額を下回るとき。
 - ② この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されない場合
- (2) (1)①の場合、当会社は、その被保険者については、普通保険約款人身傷害条項による損害賠償金を支払わず、既に支払っていたときはその額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。

特約

「ご自身やご家族・同乗者の補償に関する特約」

(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、1回の無保険車事故による(1)の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちのいずれが高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
 - ① 自賠責保険等によって支払われる金額（注1）
 - ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）
 - ③ 他の自動車無保険車損害賠償保障等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車損害賠償保障等の保険金額または共済金額（注3）

(注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額

対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

(注3) 他の自動車の無保険車損害賠償保障等の保険金額または共済金額

他の自動車の無保険車損害賠償保障等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 次のいずれかに該当する間に生じた損害
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車（注4）を運転している間
 - イ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注4）を運転している間
 - ウ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車（注4）を運転している間
 - ③ 被保険者が、自動車（注4）の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車（注4）に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の競争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(注4) 自動車

原動機付自転車を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注5) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注6) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注7) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
 - ① 被保険者の父母、配偶者または子
 - ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注8）に従事している場合に限りません。
 - ③ 被保険者の使用者の業務（注8）に無保険自動車を_usingしている他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注8）に従事している場合に限りません。
- (2) 当会社は、(1)①に定める者の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、同①から③までに定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
- (3) 契約自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者か、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（注9）には、当会社は、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、自動車取扱業者（注10）が契約自動車を業務として受託している場合は、その自動車を搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車（注4）を競技もしくは曲技（注11）のために使用すること、または契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車（注4）を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注8) 業務

家事を除きます。

(注9) 契約自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合

保険金請求権者が対人賠償保険等によって保険金、共済金または損害賠償額の支払を直接受け取ることができる場合を含みます。

(注10) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者であり、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注11) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者としてします。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注12）の子
 - ⑤ ①から④までの以外で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注13）に搭乗中の者
- (2) (1)の規定にかかわらず、自動車（注4）に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含まれません。
- (3) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注12) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注13) その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条 (損害額の決定)

- (1) 損害額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めず。
- (2) (1)の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとにかかわらず、次の手続によって決定します。
- 当会社と保険金請求権者との間の協議
 - ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第9条 (損害の一部とみなす費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用 (注14) は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第16条 (事故発生時の義務) (1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(注14) 費用

取入の喪失を含みません。

第10条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式により算出された額とします。

$$\boxed{\text{第8条 (損害額の決定) の規定により、決定される損害額}} + \boxed{\text{前条の費用}} - \boxed{\text{次の①、②、④、⑤および⑥の合計額または次の①、③、⑤および⑥の合計額のうちのいずれか高い額}} = \text{保険金}$$

- 自賠償保険等によって支払われる金額 (注1)
 - 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条 (保険金を支払う場合) (1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額 (注2)
 - 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額 (注3)
 - 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
 - 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠償保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
 - 第8条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものである場合は、その取得した額
- (2) (1)の規定にかかわらず、1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式により算出された額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険証券記載の保険金額}} - \boxed{\text{(1)②または③のうちのいずれか高い額}}$$

第11条 (保険金請求権者の義務)

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条 (保険金を支払う場合) (1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は遅滞なく次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- 賠償義務者の住所および氏名または名称
 - 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - 賠償義務者に対して損害賠償請求を行った場合は、その内容
 - 保険金請求権者が第2条 (1)の損害に対して、次のいずれかに該当する者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
 - 自賠償保険等の被保険者または共済者
 - 対人賠償保険等の被保険者または共済者
 - 賠償義務者以外の第三者
- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- 保険金請求権者が、正当な理由がなく (1)の規定に違反した場合
 - 保険金請求権者が、正当な理由がなく (1)の書類に事実と異なる記載をした場合

第12条 (保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を經由して行うものとします。

第13条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の無保険車傷害保険等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の無保険車傷害保険等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の無保険車傷害保険等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

$$\boxed{\text{それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額}} - \boxed{\text{他の無保険車傷害保険等の保険金または共済金の額の合計額}}$$

第14条 (保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行わせることができるものとします。

第15条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① <用語の定義> 「保険金」	賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または運搬・納車費用条項	この特約
② 第21条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求) (1)	人身傷害	この特約

⑫ 車対車事故および限定危険「車両損害」補償特約

<用語の定義 (五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が契約自動車の所有者と異なる自動車 (注) をいいます。 (注) 自動車 原動機付自転車を含みます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条 (定義) 第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条 (定義) 第2項に定める自動車をいいます。

特約

お車の補償に関する特約

所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 自動車（注1）が所有権留保条項付売買契約（注2）により売買されている場合は、その買主 イ. 自動車（注1）が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ. アおよびイ以外の場合は、自動車（注1）を所有する者
	(注1) 自動車 原動機付自転車を含みます。 (注2) 所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車（注1）を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領取までの間、販売された自動車（注1）の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車（注1）の売買契約をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、契約自動車に生じた次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項（注1）に従い、保険金を支払います。

① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触によって生じた損害。ただし、契約自動車と衝突または接触した相手自動車について、次の事項がいずれも確認された場合に限りま。

イ. 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
ウ. 事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

② 契約自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって契約自動車が被爆した場合の損害

③ 盗難によって生じた損害

④ 騒擾または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害

⑤ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害

⑥ 落書、いたずら等の契約自動車に対する直接の人為的行為によって生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する損害を除きます。

ア. 契約自動車の運行に起因して生じた損害
イ. 契約自動車と他の自動車（注2）との衝突または接触によって生じた損害
ウ. 普通保険約款車両条項の被保険者の行為によって生じた損害

ウ. 契約自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害

⑦ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。

⑧ ①から⑦までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、契約自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または契約自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

(注1) 普通保険約款車両条項および基本条項
(注2) 自動車
原動機付自転車を含みます。

第2条（保険金の請求—交通事故証明書を出せない場合）

被保険者は、前条①に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第18条（保険金の請求）(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
② 契約自動車の損傷部位の写真または画像データ
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真、画像データまたは資料

18 車両新価保険特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入替対象自動車	普通保険約款基本条項第7条（契約自動車の入替）(1)に定める入替対象自動車をいいます。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
協定新価保険価額	当会社と保険契約者または被保険者が、第3条（協定新価保険価額）により協定した新車価額をいいます。
協定保険価額	普通保険約款車両条項<用語の定義>および同条項第11条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
車価表	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等をいいます。
修理費	普通保険約款車両条項第8条（修理費）の修理費をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領取までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	普通保険約款車両条項<用語の定義>に定める全損をいいます。
代替自動車	契約自動車の代替として使用する自動車をいいます。
代替自動車の再取得	次のいずれかに該当する者が代替自動車を再取得（注1）することをいいます。 ア. 契約自動車の所有者（注2） イ. 記名被保険者 ウ. 記名被保険者の配偶者 エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (注1) 再取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 (注2) 契約自動車の所有権 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主とします。
他の保険契約等	普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）(1)①と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
被保険者	契約自動車の所有者をいいます。
復旧	代替自動車の再取得または契約自動車の修理のいずれかをいいます。
復旧費用	損害を受けた契約自動車について復旧を行うために実際に要した額をいいます。なお、代替自動車の再取得を行う場合は、代替自動車の車両本体価格および付属品の価格ならびにそれらに課される消費税および地方消費税をいい、その他の税、登録諸費用、ローン金利を含みません。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険期間の初日の属する月が、契約自動車の初度登録（注1）年月の翌月から起算して25か月を超えないこと。
 ② 保険期間の末日の属する月が、契約自動車の初度登録（注1）年月の翌月から起算して37か月以内であること。

(注1) 初度登録

契約自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。

第2条（この特約を適用しない場合）

当会社は、契約自動車が盗難されたことよって生じた損害に対しては、この特約を適用しません。ただし、契約自動車が発見された場合で、発見されるまでの間に契約自動車に損害が生じたときは、この特約を適用するものとします。

第3条（協定新価保険価額）

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者は、契約自動車と同一の用途車種、車名、型式および仕様の新車の市場販売価格相当額（注2）を契約自動車の新車価額として協定し、その価額を協定新価保険価額および協定新価保険金額として定めるものとします。
 (2) 保険契約者または被保険者は、正しく協定した協定新価保険価額を定めるに際し、当会社が契約自動車の新車価額を評価するために必要と認めて照会した事項については、当会社に事実を正確に告知しなければなりません。
 (3) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の装着等によって契約自動車の新車価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
 (4) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の取りはずし等によって契約自動車の新車価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、協定新価保険価額および協定新価保険金額について、減少後の協定新車価額に於けるまでの減額を請求することができます。
 (5) (3) および(4)の場合、当会社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、それぞれ下表に定める変更後の額に、協定新価保険価額および協定新価保険金額を変更するものとします。

区分	変更後の額
① (3)の場合	次の算式により算出された額 $\text{保険証券記載の協定新価保険価額} + \text{(3)の事由によって増加した価額}$
② (4)の場合	次の算式により算出された額 $\text{保険証券記載の協定新価保険価額} - \text{(4)の事由によって減少した価額}$

- (6) 普通保険約款基本条項第7条（契約自動車の入替）(1)①または同②のいずれかの場合に、保険契約者が書面により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときにおいて、次の①および②に定める条件をいずれも満たしているときは、(1)および(2)の規定により入替対象自動車の新車価額を定め、その価額を協定新価保険価額および協定新価保険金額を変更するものとします。
 ① 保険期間の初日の属する月が、入替対象自動車の初度登録（注1）年月の翌月から起算して25か月を超えないこと。
 ② 保険期間の末日の属する月が、入替対象自動車の初度登録（注1）年月の翌月から起算して37か月以内であること。
 (7) (6)の場合において、保険期間の初日の属する月が入替対象自動車の初度登録（注1）年月の翌月から起算して25か月を超えたり、または保険期間の末日の属する月が入替対象自動車の初度登録（注1）年月の翌月から起算して37か月を超えたりときは、当会社は、この特約を適用しません。

(注2) 新車の市場販売価格相当額

車価表に記載された初度登録（注1）後1年未満の価格をいいます。ただし、保険契約締結の時に、車価表に契約自動車と同一の用途車種、車名、型式および仕様の自動車の記載がない場合は、車価表に記載された自動車のうち契約自動車と同等クラスの自動車の初度登録（注1）後1年未満の価格により定めるものとします。

第4条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第10条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかのおとりとします。ただし、保険証券記載の協定新価保険金額を限度とします。
 ① 契約自動車の損害の状態が次のいずれかに該当する場合で、契約自動車の所有者（注3）が事故の発生の日の翌日から起算して6か月以内に復旧を行ったときは、それぞれ下表に定める額。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合には、復旧の期間につき、これを変更することができます。

契約自動車の損害の状態	支払う保険金の額
ア. 全損の場合	協定保険価額または復旧費用のいずれか高い額
イ. ア以外の場合で、修理費が協定新価保険価額の50%以上（注4）となる場合	修理費または復旧費用のいずれか高い額

- ② ①以外の場合は、普通保険約款車両条項第10条(1)に定める額
 (2) 保険契約者または被保険者は、(1)①の復旧を行った場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(注3) 契約自動車の所有者

契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主とします。

(注4) 修理費が協定新価保険価額の50%以上

契約自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限ります。

第5条（協定新価保険価額が新車価額を著しく超える場合）

<用語の定義>「協定新価保険価額」および第3条（協定新価保険価額）の規定にかかわらず、協定新価保険価額および協定新価保険金額が新車価額を著しく超える場合は、その新車価額を協定新価保険価額および協定新価保険金額とします。

第6条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の支払時期）(1)の規定にかかわらず、同条項<用語の定義>に定める請求完了日または次の①から③までの保険金の支払時期の起算日のいずれか遅い日からその日を含めて30日以内に、普通保険約款基本条項第20条(1)①から③までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

復旧の有無等	保険金の支払時期の起算日
① 第4条（支払保険金の計算）(1)①の復旧を行った場合	同条(2)の復旧の通知をした日
② 同条(1)①の復旧を行わなかった場合であって、被保険者が復旧する意思のないことを当会社に申し出たとき。	申し出のあった日
③ 同①の復旧を行わなかった場合であって、②の申し出がなかったとき。	事故の発生の日の翌日から起算して6か月を経過した日

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約より支払うべき保険金の額を支払います。
 (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の①または②のいずれかの額に対してのみ保険金を支払います。

区分	保険金の支払対象となる額
① 第4条（支払保険金の計算）(1)①の規定により保険金を支払うべき場合	次の算式により算出された額 $\text{それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額} - \text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}$
② 同②の規定により当会社が保険金を支払うべき場合	普通保険約款基本条項第17条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)③および(4)の規定により算出された額

第8条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社は、普通保険約款車両条項第13条（被害物についての当会社の権利）(1)の規定にかかわらず、代替自動車の再取得を行ったことにより当会社が保険金を支払った場合および全損として第4条（支払保険金の計算）(1)②に規定する保険金を当会社が支払った場合は、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、その支払った保険金の額が協定保険価額に達しない場合には、当会社は、その支払った保険金の額の協定保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
 (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社には移転しません。

特約

お車の補償に関する特約

第9条 (臨時費用保険金)

(1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める規定により臨時費用保険金を被保険者に支払います。

臨時費用保険金を支払う場合	支払う臨時費用保険金の額	保険金請求権の発生時期
① 代替自動車の再取得を行ったことにより当会社が第4条(支払保険金の計算)(1)①の保険金を支払う場合	協定新価保険金額の10%に相当する額または10万円のいずれか高い額。ただし、30万円を限度とします。	代替自動車の再取得が行われた時
② 全損の場合であって、当社が同②の保険金を支払うべきとき。	協定保険価額の10%に相当する額または10万円のいずれか高い額。ただし、30万円を限度とします。	損害発生の時

(2) 当会社は、(1)①の規定によって支払うべき臨時費用保険金と保険金の合計額が保険証券記載の協定新価保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)②の規定によって支払うべき臨時費用保険金と保険金の合計額が協定保険価額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。

(4) 臨時費用保険金に関しては、(1)①または②と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約がある場合は、普通保険約款基本条項第17条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および同(2)⑥の規定を準用して臨時費用保険金を支払います。

第10条 (普通保険約款の一部不適用)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)①に規定する全損時諸費用保険金を支払いません。

第11条 (入替自動車の自動補償の適用)

当会社は、普通保険約款基本条項第8条(入替自動車の自動補償)の規定により入替自動車を契約自動車とみなしてこの特約を適用する場合は、この特約に定める協定新価保険価額および協定新価保険金額は入替自動車について定めた協定新価保険価額および協定新価保険金額とします。

第12条 (普通保険約款および他の特約との関係)

この特約と普通保険約款および他の特約との関係は、次のとおりとします。

- ① 普通保険約款車両条項第15条(他の自動車を運転中の補償内容)(1)に定める「他の運転自動車」に対しては、この特約を適用しません。
- ② この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第5条(保険金を支払う場合-車両損害)に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第13条 (無過失車対車事故の特則の不適用)

当会社は、この特約の規定を適用する場合は、普通保険約款基本条項第19条(無過失車対車事故の特則)の規定を適用しません。ただし、被保険者がこの特約の規定を適用しない旨当会社に申し出た場合を除きます。

第14条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、第4条(支払保険金の計算)(1)①に該当するときは、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① 車両条項第10条(支払保険金の計算)(3)	協定保険価額	保険証券記載の協定新価保険金額
② 同条(4)	第7条(損害額の決定)の損害額	
③ 同①	第7条の損害額	復旧費用
	損害額	
④ 同条(5)	保険価額または協定保険価額のいずれか高い額	
⑤ 基本条項第25条(代位)(4)①	車両条項<用語の定義>に定める保険価額または同条項<用語の定義>に定める協定保険価額が協定保険価額を著しく超える場合に定める協定保険価額のいずれか高い額	協定新価保険価額

14 車両全損時超過修理費補償特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
協定保険価額	普通保険約款車両条項<用語の定義>および同条項第11条(協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)に定める協定保険価額をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車(注)をいいます。 (注) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
修理支払限度額	協定保険価額に50万円を加えた額をいいます。
損害保険金	普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)①に定める損害保険金をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 契約自動車が普通保険約款車両条項の適用があること。
- ② 保険期間の初日の属する月が、契約自動車の初度登録(注1)年月の翌月から起算して25か月を超えていること。

(注1) 初度登録

契約自動車の用途車種(注2)が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。

(注2) 用途車種

登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第2条 (支払保険金の計算)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第10条(支払保険金の計算)(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当社の支払う損害保険金の額は、次のとおりとします。

契約自動車の損害の状態	損害保険金の額
① 普通保険約款車両条項第8条(修理費)の修理費が協定保険価額以上となる場合であって、事故の発生の日の翌日から起算して6か月以内に契約自動車の損傷が修理されたとき。	同条項第7条(損害額の決定)②の損害額。ただし、修理支払限度額を限度とします。
② 次のいずれかに該当する場合 ア. 契約自動車の損傷を修理することができない場合(注3) イ. 同条項第8条の修理費が協定保険価額以上となる場合であって、事故の発生の日の翌日から起算して6か月以内に契約自動車の損傷が修理されないとき。	協定保険価額

③ ①および②以外の場合	次の算式により算出された額	- 保険証券記載の免責金額 (注4)
	普通保険約款車両条項第7条 ②の損害額	

(注3) 契約自動車の損傷を修理することができない場合
 契約自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。
(注4) 免責金額
 当社が支払責任を負う事故の発生の際の順によって定めます。なお、保険期間中に普通保険約款基本条項第19条（無過失車対車事故の特例）の規定が適用される事故または普通保険約款車両条項第9条（損害の一部とみなす費用）③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生の回数に含めないものとします。

第3条（普通保険約款および他の特約との関係）

- 当社は、普通保険約款車両条項第15条（他の自動車を運転中の補償内容）の規定の適用において、本特約は適用しません。
- 当社は、普通保険約款基本条項第8条（入替自動車の自動補償）の規定の適用において、本特約は適用しません。
- 当社は、臨時代替自動車補償特約第5条（保険金を支払う場合—車両損害）の規定の適用において、本特約は適用しません。

第4条（無過失車対車事故の特例の不適用）

当社は、この特約の規定を適用する場合は、普通保険約款基本条項第19条（無過失車対車事故の特例）の規定を適用しません。ただし、被保険者がこの特約の規定を適用しない旨当社に申し出た場合を除きます。

第5条（普通保険約款の読替え）

当社は、第2条（支払保険金の計算）①に該当する場合は、この特約により、車両価額協定保険特約第9条（普通保険約款の読替え）の規定にかかわらず、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① 車両条項第10条（支払保険金の計算）(3)	協定保険価額	修理支払限度額
② 同条(5)		
③ 基本条項第17条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(4)	同条項<用語の定義>および同条項第11条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額	
④ 同条項第25条（代位）(4)①		

15 買替時諸費用補償特約

<用語の定義（五十音順）>
 この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	普通保険約款車両条項<用語の定義>に定める全損をいいます。
全損時諸費用保険金等	次のいずれかの保険金をいいます。 ア. 普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②に定める全損時諸費用保険金 イ. 車両新価保険特約第9条（臨時費用保険金）に定める臨時費用保険金
損害保険金	普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）(1)①に定める損害保険金をいいます。
代替自動車の再取得	次のいずれかに該当する者が、契約自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内（注1）に契約自動車の代替として使用する自動車を再取得（注2）することをいいます。 ア. 被保険者 イ. 記名被保険者 ウ. 記名被保険者の配偶者 エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 （注1）契約自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内 やむを得ない事情がある場合には、その期間を変更することができます。 （注2）再取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、契約自動車に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合であって、かつ、損害保険金の支払対象となる事故により代替自動車の再取得が行われたときは、この特約に従い、被保険者に買替時諸費用保険金を支払います。
 - 当会社の損害保険金を支払うべき損害が全損である場合
 - 当会社の損害保険金を支払うべき損害が全損以外である場合で、普通保険約款車両条項第7条（損害額の決定）②に定める損害額が50万円以上となるとき
 - この保険契約に車両新価保険特約が付帯されている場合において、普通保険約款車両条項第8条（修理費）に定める修理費が同特約に定める協定新価保険価額の50%以上となるとき。ただし、契約自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限りです。
- 保険契約者または被保険者は、代替自動車の再取得が行われた場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

第3条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次の①から③までのいずれかに該当する者となります。

- 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- 契約自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

第4条（支払保険金の計算）

- 1回の事故につき当社の支払う買替時諸費用保険金の額は、次の①から③までのいずれかに該当する費用の合計額とします。ただし、40万円を限度とします。
 - 代替自動車の再取得に必要な自動車取得税、自動車重量税、自動車税、軽自動車税および自賠責保険料（注1）
 - 次の法定費用
 - 代替自動車の再取得に必要な検査登録費用、車庫証明費用およびリサイクル費用
 - 契約自動車の下取費用および廃車費用

特約

お車の補償に関する特約

- ③ ①および②以外で、代替自動車の再取得に必要なその他の費用（注2）。ただし、15万円を限度とします。
 (2) 当社は、(1)の規定によって支払うべき買替時諸費用保険金と損害保険金（注3）の合計額が普通保険約款車両条項に規定する協定保険価額（注4）を超える場合であっても、買替時諸費用保険金を支払います。

(注1) 自賠責保険料

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険の保険料または責任共済の共済掛金をいいます。

(注2) 代替自動車の再取得に必要なその他の費用

納車費用および検査登録等の代行手数料費用をいひ、社会通念上必要かつ妥当な実費に限ります。

(注3) 損害保険金

この保険契約に車両新価保険特約が付帯されている場合には、同特約に規定する保険金とします。

(注4) 普通保険約款車両条項に規定する協定保険価額

この保険契約に車両新価保険特約が付帯されている場合には、同特約に規定する協定新価保険金額とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき買替時諸費用保険金の額を支払います。
 (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して買替時諸費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の買替時諸費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、次の算式により算出された額に対してのみ買替時諸費用保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき買替時諸費用保険金または共済金のうち最も高い額

他の保険契約等の買替時諸費用保険金または共済金の額の合計額

第6条（保険金の請求）

当会社に対する買替時諸費用保険金の請求権は、代替自動車の再取得が行われた時から発生し、これを行使できるものとします。

第7条（全損時諸費用保険金等の支払に関する特則）

- (1) この特約により買替時諸費用保険金が支払われる場合は、当社は、全損時諸費用保険金等を支払いません。また、既に全損時諸費用保険金等を支払っていた場合は、当社は、その金額を差し引いて買替時諸費用保険金を支払います。
 (2) (1)の場合において、全損時諸費用保険金等に相当する額が、第4条（支払保険金の計算）(1)に定める費用の合計額を超過するときは、全損時諸費用保険金等に相当する額を買替時諸費用保険金の額とします。

第8条（普通保険約款および他の特約との関係）

この特約と普通保険約款および他の特約との関係は、次のとおりとします。

- ① 普通保険約款車両条項第15条（他の自動車を運転中の補償内容）(1)に定める「他の運転自動車」に対しては、この特約を適用しません。
 ② この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第5条（保険金を支払う場合—車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第9条（無過失車対車事故の特則の不適用）

当社は、この特約の規定を適用する場合は、普通保険約款基本条項第19条（無過失車対車事故の特則）の規定を適用しません。ただし、被保険者がこの特約の規定を適用しない旨当会社に申し出た場合を除きます。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

	読み替える規定	読替前	読替後
①	<用語の定義> 「他の保険契約等」	この保険契約の賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項	この特約
②	<用語の定義> 「保険金」	賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項	この特約

16 車両盗難不担保特約

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）および第9条（損害の一部とみなす費用）の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車（注1）について盗難（注2）によって生じた損害に対しては、保険金（注3）を支払いません。

(注1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。

(注2) 盗難

発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。

(注3) 保険金

損害保険金または全損時諸費用保険金をいいます。

17 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
著しい損傷	それぞれの部品において、その一部の交換または補修では事故発生直前の状態に復旧できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。ただし、次のいずれかに該当する部品については、それぞれ次のとおりとします。 ア. サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷とします。 イ. 原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。
協定保険価額	普通保険約款車両条項<用語の定義>および同条項第11条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
サスペンション	自動車が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構およびアクスル（注）と車体を連結しているリンク機構を構成する部品の総称をいいます。 (注) アクスル 車軸をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
車体底部	次のいずれかの部分の総称をいいます。 ア. モノコックボデー（注1）の場合は、自動車のボデーを構成する一部であるフロア部分 イ. フレーム式ボデー（注2）の場合は、骨組みであるフレーム自体の下面部分および自動車のボデーのフロア部分 (注1) モノコックボデー フレームとボデーが一体構造となっているものをいいます。 (注2) フレーム式ボデー フレームとボデーが分離構造となっているものをいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

特約

お車の補償に関する特約

ピラー	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
フロア	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。
ボデー	自動車の車体のことをいいます。
ルーフ	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約により、次の①または②のいずれかに該当する事由によって契約自動車に損害が生じ、全損となった場合には、被保険者が臨時に必要とする費用に対し、1回の事故に対して、50万円を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として支払います。ただし、協定保険価額が50万円に満たない場合は、協定保険価額とします。
- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) この特約において全損とは、契約自動車の損害の状態が次の①から⑥までのいずれかに該当する場合をいいます。なお、契約自動車について①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。
- ① 次の条件をいずれも満たす場合
 ア. ルーフの著しい損傷が生じたこと。
 イ. 3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
 ウ. 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと。
- ② 次の条件をいずれも満たす場合
 ア. 2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
 イ. サイドシル(注1)の折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
 ウ. 座席の著しい損傷が生じたこと。
- ③ 次のいずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合
 ア. 前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷
 イ. 後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷
 ウ. 前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷
 エ. 後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷
- ④ 次のいずれかに該当する場合
 ア. 原動機のシリンダーに著しい損傷が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合
 イ. 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合
 ⑤ 消失または埋没し発見されなかった場合
 ⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合
 ⑦ 全焼した場合
 ⑧ ①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車されたとき。
- (3) 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって契約自動車に損害が生じ、全損となった場合において、事故発生直前の状態に復旧する前に、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって契約自動車に損害が生じたときは、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって契約自動車に生じた損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (4) 普通保険約款基本条項第7条(契約自動車の入替)または同条項第8条(入替自動車の自動補償)の規定により契約自動車が入れ替えられた場合は、当社は、契約自動車ごとに(3)の規定を適用します。

(注1) サイドシル

自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

- 当社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、次に定める者の故意については、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。
- ア. 保険契約者(注2)または被保険者
 イ. 契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約(注3)に基づく契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主(注4)
 ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
 エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
 オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者(注5)または子
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、核攻撃等、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注6)
 ③ 核燃料物質(注7)もしくは核燃料物質(注7)によって汚染された物(注8)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑤ ④から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑥ 差押え、取用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の固または公共団体の公権力の行使
 ⑦ 詐欺または横領

(注2) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注3) 所有権留保条項付売買契約

自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(注4) 契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注5) 配偶者

婚姻の相手方を行い、内縁の相手方を含みます。

(注6) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注7) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注8) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者とします。

第4条 (契約自動車が発見された場合の取扱い)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)の②の⑤の規定に従い地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求を行った時以降に契約自動車が発見された場合は、被保険者は、一部請求し、その旨を当社に通知しなければなりません。その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (3) 当社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、保険金の返還を請求することができます。ただし、契約自動車の損害の状態が第1条(保険金を支払う場合)の②⑤以外のいずれかに該当する場合には、この規定は適用しません。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約より支払うべき地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、次の算式により算出された額に対してのみ地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額 — 他 の 保 険 契 約 等 の 保 険 金 又 は 共 済 金 の 額 の 合 計 額

第6条 (保険金の請求)

当会社に対する地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求権は、契約自動車の損害発生の際から発生し、これを行することができるものとします。

特約

お車の補償に関する特約

第7条 (保険金の支払時期)

- (1) 第1条 (保険金を支払う場合) の規定により地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払う場合において、次に掲げる特別な調査が不可欠なときは、普通保険約款基本条項第20条 (保険金の支払時期) (1) の規定にかかわらず、当会社は、同条項<用語の定義>に定める請求完了日からその日を含めて下表に定める延長後の日数を経過する日までに、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に通知するものとします。

特別な調査	延長後の日数
災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第20条 (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

- (2) (1) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者 (注2) または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注9) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) の期間に算入しないものとします。

(注9) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第8条 (普通保険約款および他の特約との関係)

この特約と普通保険約款および他の特約との関係は、次のとおりとします。

- 当会社は、普通保険約款車両条項 (注10) の規定により同条項に定める損害保険金が支払われる場合には、第1条 (保険金を支払う場合) の規定を適用しません。
- 普通保険約款車両条項第15条 (他の自動車を運転中の補償内容) (1) に定める「他の運転自動車」に対しては、この特約を適用しません。
- この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および運転者年齢条件の変更予約特約の規定は適用しません。
- この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第5条 (保険金を支払う場合—車両損害) に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

(注10) 普通保険約款車両条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第9条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

18 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条 (保険金を支払わない場合—その1) ③および⑥の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車 (注1) について次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対して、保険金を支払います。

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ①の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 自動車

道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条 (定義) 第2項に定める自動車をいいます。

第2条 (保険金の支払時期)

- (1) 前条の規定により保険金を支払う場合において、次に掲げる特別な調査が不可欠なときは、普通保険約款基本条項第20条 (保険金の支払時期) (1) の規定にかかわらず、当会社は、同条項<用語の定義>に定める請求完了日からその日を含めて下表に定める延長後の日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な調査	延長後の日数
災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第20条 (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

- (2) (1) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注2) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) の期間に算入しないものとします。

(注2) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

19 財物損害補償特約

第1章 共通条項

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2章 積載動産損害条項

<用語の定義 (五十音順)>

この積載動産損害条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
回収金	第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
再調達価額	保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の物を再取得するのに必要な金額をいいます。
自動車	道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条 (定義) 第2項に定める自動車をいいます。
車室外積載装置	契約自動車の屋根、トランク上等の車室外に設置された荷物を積載または運搬するための装置をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
損害額	当会社が積載動産損害保険金を支払うべき損害の額をいいます。
他の保険契約等	この積載動産損害条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、この積載動産損害条項に従い、被保険者に積載動産損害保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合—その1)

- 当会社は、次の①から⑬までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、積載動産損害保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、才に定める者の故意については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。
 - ア、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者 (注1)
 - イ、契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主 (注2)
 - エ、アおよびイに定める者の法定代理人
 - エ、アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
 - オ、アおよびイに定める者の父母、配偶者 (注3) または子
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動 (注4)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質 (注5) もしくは核燃料物質 (注5) によって汚染された物 (注6) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 差押え、取用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の国または公共団体の公権力の行使
 - ⑧ 契約自動車と同時に盗取されなかった場合における車室外積載装置に固定または収納された保険の対象の盗難 (注7)
 - ⑨ この保険契約に車両盗難不担保特約が適用されている場合における保険の対象の盗難 (注7)
 - ⑩ 紛失
 - ⑪ 詐欺または横領
 - ⑫ 契約自動車を競技もしくは曲技 (注8) のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注2) 契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注3) 配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を含みます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 盗難

発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。

(注8) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する損害に対しては、積載動産損害保険金を支払いません。

- ① 保険の対象に存在する穴欠、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ② 故障損害 (注9)

(注9) 故障損害

偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的または機械的損害をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その3)

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する間にその本人の所有する保険の対象について生じた損害に対しては、積載動産損害保険金を支払いません。

- ① 第2条 (保険金を支払わない場合—その1) ①アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
- ② 同アからオまでのいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
- ③ 同アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

第5条 (保険の対象)

- (1) この積載動産損害事項において「保険の対象」とは、契約自動車の車室内もしくはトランク内に収容または車室外積載装置に固定もしくは収納された日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑬までに規定する物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 契約自動車に定着 (注10) または装備 (注11) されている物、又は契約自動車に備え付けられている物であって、通常、自動車の付属品とみなされる物
 - ② 車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステム (注12) およびETC装置 (注13)
 - ③ 契約自動車の原動機用燃料タンク内の燃料
 - ④ 通貨、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 (注14)、宿泊券、観光券および旅行券については、保険の対象に含まれるものとします。
 - ⑤ 預金証書または貯金証書 (注15)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
 - ⑥ 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨董 (注16)、彫刻物その他の美術品
 - ⑦ 移動電話、ポケットベル等の携帯式通信機器およびノート型パソコン、ワープロ等の携帯式電子事務機器ならびにこれらへの付属品
 - ⑧ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
 - ⑨ 動物、植物等の物
 - ⑩ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、運転免許証その他これらに準ずる物
 - ⑪ データカード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
 - ⑫ 商品、見本品または事業用什器、備品、機械装置もしくは道具
 - ⑬ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物

(注10) 定着
ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注11) 装備
自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。

(注12) カーナビゲーションシステム
自動車用電子式航法装置をいいます。

(注13) ETC装置
有料道路自動車料金受システム用の供する車載器をいいます。

(注14) 乗車船券・航空券
定期券を含みます。

(注15) 預金証書または貯金証書
通帳およびキャッシュカードを含みます。

(注16) 骨董
希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。

第6条 (被保険者の範囲)

- (1) この積載動産損害事項における被保険者は、保険の対象の所有者とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。
 - ① 契約自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中の者
 - ② 自動車取扱業者 (注17) であって、契約自動車を業務として受託している者

(注17) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

特約

その他の補償などに関する特約

第7条 (損害額の決定)

- (1) 損害額は、次のとおりとします。
 ① 保険の対象の損傷を修理することができない場合は、再調達価額
 ② ①以外の場合は、次の算式により算出された額

$$\text{次次に定める修理費} + \text{第9条(損害の一部のみならず費用)に定める費用} - \text{修理に際し部分品を交換したために損害を生じた保険の対象全体としての価値の増加を生じた場合は、その価額} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

- ③ 第9条に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用
 (2) 損害を生じた保険の対象が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。
 (3) (1)および(2)の規定によって計算された損害額が、その損害が生じた保険の対象の再調達価額を超える場合は、その再調達価額をもって損害額とします。

第8条 (修理費)

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害を生じた保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

第9条 (損害の一部のみならず費用)

第9条 (損害額の決定)の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用 (注18) をいいます。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第16条(事故発生時の義務)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 盗難引取費用	盗難にあった保険の対象を引き取るために必要であった費用
④ 共同海損負担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する保険の対象の分担額

(注18) 費用

収入の喪失を含みません。

第10条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う積載動産損害保険金の額は、第7条(損害額の決定)の損害額とします。ただし、30万円を限度とします。
 (2) 第7条(損害額の決定)の損害額および前条①から④までの費用のうち、回収金がある場合において、回収金の額が次の③の自己負担額を超過するときは、当会社は①の額から回収金の額を差し引いて積載動産損害保険金を支払います。

- ① 第7条の損害額および前条①から④までの費用のうち実際に発生した額の合計額
 ② (1)の積載動産損害保険金
 ③ 次の算式により算出された自己負担額

$$\text{①の額} - \text{②の額} = \text{自己負担額}$$

- (3) 被保険者が2名以上いる場合の被保険者別の保険金の額は、次の算式により算出された額とします。

$$\frac{\text{(1)の積載動産損害保険金} \times \text{各被保険者別の損害額(注19)}}{\text{各被保険者別の損害額(注19)の合計額}} = \text{被保険者別の保険金}$$

(注19) 各被保険者別の損害額

回収金を差し引いた残額とします。

第11条 (現物による支払)

当会社は、保険の対象の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって積載動産損害保険金の支払に代えることができます。

第12条 (被害物についての当会社の権利)

- (1) 当会社が損害を生じた保険の対象に対して全損(注20)として積載動産損害保険金を支払った場合は、損害を生じた保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った積載動産損害保険金の額(注2)がその保険の対象の再調達価額に達しない場合には、当会社が支払った積載動産損害保険金の額(注2)の再調達価額に対する割合によってその権利を取得します。
 (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して積載動産損害保険金を支払ったときは、損害を生じた保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に転移しません。

(注20) 全損

損害額または第8条(修理費)の修理費が、損害を生じた保険の対象の再調達価額以上となる場合をいいます。

(注21) 積載動産損害保険金の額

第9条(損害の一部のみならず費用)に定める費用を除いた積載動産損害保険金の額をいいます。

第13条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
 (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して積載動産損害保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の積載動産損害保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ積載動産損害保険金を支払います。

$$\text{損害額(注22)} - \frac{\text{他の保険契約等の積載動産損害保険金または共済金の額}}{\text{損害額(注22)}}$$

(注22) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約において損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

第14条 (保険金の請求)

当会社に対する積載動産損害保険金の保険金請求権は、損害発生時から発生し、これを行使することができるものとします。

第15条 (盗難にあった保険の対象の返還)

- 当会社が保険の対象の盗難によって生じた損害に対して積載動産損害保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に保険の対象が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った積載動産損害保険金を当会社に返戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に保険の対象に生じた損害に対して積載動産損害保険金を請求することができます。

第16条 (盗難の際の調査)

- (1) 保険の対象について盗難が発生した場合は、当会社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対し詳細な陳述を求めることができます。
 (2) 保険契約者または被保険者は、当会社が(1)の調査をし、もしくは陳述を求めた場合には協力しなければなりません。
 (3) 保険契約者または被保険者が(1)の陳述に不正の表示をした場合もしくは知っている事実を告げない場合または正当な理由がなく(2)の協力を拒んだ場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて積載動産損害保険金を支払います。

第17条 (盗難にあった保険の対象が発見された後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗難にあった保険の対象を発見し、または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

第18条 (保険金支払前に盗難にあった保険の対象が回収された場合の措置)

盗難にあった保険の対象について、当会社が損害に対して積載動産損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その保険の対象に損傷または汚損がある場合は損害が生じたものとみなします。

第19条 (普通保険約款および他の特約との関係)

この積載動産損害条項と普通保険約款および他の特約との関係は、次のとおりとします。

- ① 普通保険約款車向条項第15条(他の自動車を運転中の補償内容)(1)に定める「他の運転自動車」に対しては、この積載動産損害条項を適用しません。

- ② この積載動産損害条項の適用においては、運転者年齢条件特約および運転者年齢条件の変更予約特約の規定は適用しません。
 ③ この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第5条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの積載動産損害条項を含めないものとします。

第20条（無過失車対車事故の特則の不適用）

当会社は、この積載動産損害条項の規定を適用する場合は、普通保険約款基本条項第19条（無過失車対車事故の特則）の規定を適用しません。ただし、被保険者がこの積載動産損害条項の規定を適用しない旨当会社に申し出た場合を除きます。

第21条（準用規定）

この積載動産損害条項に規定しない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① <用語の定義> 「他の保険契約等」	この保険契約の賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項	この積載動産損害条項
② <用語の定義> 「保険金」	賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項	この積載動産損害条項
③ 第16条（事故発生時の義務）(1) ④	契約自動車または契約自動車のドアの鍵	保険の対象
④ 同⑤	契約自動車	保険の対象
⑤ 第25条（代位）(4)	車両損害 ①および②	保険の対象の損害 ②

第3章 自宅・車庫等修理費用条項

<用語の定義（五十音順）>

この自宅・車庫等修理費用条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
事故	契約自動車が自宅・車庫等と衝突または接触したことをいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
修理費用	損害が生じた地および時において、被害車庫等を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備および装置を除きます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
被害車庫等	事故により損害を被った自宅・車庫等をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、事故によって自宅・車庫等に損害が生じた場合には、被保険者が被害車庫等の修理費用を負担することによって被る損害に対して、この自宅・車庫等修理費用条項に従い、自宅・車庫等修理費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、自宅・車庫等修理費用保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、才に定める者の故意については、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
- ア. 保険契約者（注1）または被保険者
 - イ. 被害車庫等を所有、使用または管理する者（注2）
 - ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
 - エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
 - オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事または暴動（注3）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、取用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の公権力の行使

⑧ 契約自動車を競技もしくは曲技（注6）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

（注1）保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注2）所有、使用または管理する者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注3）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注6）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた事故による損害に対しては、自宅・車庫等修理費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
- ② 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
- ③ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

第4条（保険の対象－自宅・車庫等）

(1) この自宅・車庫等修理費用条項において、自宅・車庫等とは次の①または②のいずれかに該当する者が所有、使用または管理する建物または車をいいます。

- ① 記名被保険者（注7）
- ② 契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

(2) (1)の建物には次の①から④までの物を含むものとします。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したものの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したものの
- ④ 門、塀もしくは垣または物置

（注7）記名被保険者

普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。

特約

その他の補償などに関する特約

第5条 (被保険者の範囲)

- この自宅・車庫等修理費用条項における被保険者は、**契約自動車**を運転中の者となります。
- (1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。
 - 契約自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで**契約自動車**を運転中の者
 - 自動車取扱業者(注8)であって**契約自動車**を業務として受託している者

(注8) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第6条 (支払保険金の計算)

当会社の支払う自宅・車庫等修理費用保険金の額は、被保険者が実際に負担した**被害車庫等**の修理費用の額とします。ただし、1回の事故につき、20万円を限度とします。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき自宅・車庫等修理費用保険金の額を支払います。
- (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して自宅・車庫等修理費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または他の保険契約等の自宅・車庫等修理費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ自宅・車庫等修理費用保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済金において、他の保険契約または共済金がないものとして算出した支払うべき自宅・車庫等修理費用保険金または共済金のうち最も高い額	−	他の保険契約等の自宅・車庫等修理費用保険金または共済金の額の合計額
--	---	-----------------------------------

第8条 (保険金の請求)

当会社に対する自宅・車庫等修理費用保険金の保険金請求権は、修理費用が発生した時から発生し、これを使用することができるものとします。

第9条 (準用規定)

この自宅・車庫等修理費用条項に規定しない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① <用語の定義> 「他の保険契約等」	この保険契約の賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項	この自宅・車庫等修理費用条項
② <用語の定義> 「保険金」	賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項	この自宅・車庫等修理費用条項

20 事故・故障代車費用補償特約 (実損支払)

<用語の定義 (五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
故障	契約自動車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。
故障発生地	契約自動車が故障により自力で走行することができない状態(注)となった地をいいます。 (注) 自力で走行することができない状態 法令により走行が禁じられる場合を含みます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
代車	契約自動車の代替交通手段として利用した 契約自動車 と同等クラスのレンタカー等の自動車をいいます。
代車の利用開始日	被保険者が第7条(代車費用保険金の支払対象期間)(1)に定める支払対象期間の初日以後に最初に代車を利用した日をいいます。
代車費用	代車を借り入れる費用をいいます。
代替自動車	契約自動車の代替として使用する自動車をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、**契約自動車**に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、かつ、保険証券がこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合で、**契約自動車**が使用できなくなったことにより被保険者が代車を利用したときは、被保険者が代車費用を負担したことによって被った損害に対しては、この特約に従い、代車費用保険金を支払います。

- 普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)①に定める損害保険金の支払対象となる事故により次のいずれかの状態となり、**契約自動車**が使用できなくなった場合
 - 契約自動車が自力で走行することができない状態(注1)
 - 契約自動車の損傷を修理している状態
 - 契約自動車が盗難(注2)された状態
- ①以外の場合で、保険期間内に故障により**契約自動車**が自力で走行することができない状態(注1)になり、**契約自動車**が故障発生地から修理工場または当会社の指定する場所まで運搬された場合(注3)

(注1) 自力で走行することができない状態

法令により走行が禁じられる場合を含みます。

(注2) 盗難

付属品等**契約自動車**の一部分のみの盗難を除きます。

(注3) 契約自動車が故障発生地から修理工場または当会社の指定する場所まで運搬された場合

修理工場まで運転するために必要な仮修理によって自力で走行して修理工場に入庫した場合を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、代車費用保険金を支払いません。

- 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、工に定める者の故意については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注4)イ. アに定める者の法定代理人ウ. アに定める者の業務に従事中の使用人エ. アに定める者の父母、配偶者(注5)または子
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注6)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質(注7)もしくは核燃料物質(注7)によって汚染された物(注8)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、取用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の国または公共団体の公権力の行使
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注9）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること
- ⑩ 契約自動車のドアの鍵が契約自動車の車室内またはトランク内にある状態での施錠
- ⑪ 契約自動車のドアの鍵の紛失
- ⑫ 契約自動車のバッテリーの過放電
- ⑬ 契約自動車の燃料切れ
- ⑭ エンジンの改造、車高の変更等、法令等により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
- ⑮ 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使に起因する故障

(注4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注5) 配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

(注6) 親類

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注7) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注8) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注9) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当社は、タイヤ（注10）に生じた損害によって被保険者が被った損害に対しては、代車費用保険金を支払いません。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難（注2）によって損害が生じた場合を除きます。
- (2) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた事故または故障による損害に対しては、代車費用保険金を支払いません。
 - ① 前条①から③までのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
 - ② 同条①から③までのいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
 - ③ 同条①から③までのいずれかに該当する者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
- (3) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）②の事由による代車費用保険金の支払は保険期間において1回を限度とし、2回目以降については、代車費用保険金を支払いません。ただし、保険期間が1年を超える場合は、保険年度（注11）ごとに1回を限度とします。
- (4) 当社は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条第3項（保管場所の確保）の保管場所、車庫、空地その他の契約自動車を通常保管するための場所において発生した故障による損害に対しては、代車費用保険金を支払いません。

(注10) タイヤ

チューブを含みます。

(注11) 保険年度

保険期間の初日からその日を含めて1年を単位とする期間ごとに定めるものとし、最終年度については、その期間が1年未満であっても、1保険年度とします。

第5条（被保険者の範囲）

この契約における被保険者は、次の①から③までのいずれかに該当する者となります。

- ① 契約自動車を所有権保余頂付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 契約自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払う代車費用保険金の額は、次の算式により算出された額とします。

$$\boxed{\text{被保険者が次条に定める支払対象期間において実際に負担した代車費用の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \text{代車費用保険金}$$

- (2) (1)の算式中の、被保険者が次条に定める支払対象期間において実際に負担した代車費用の額は、次の算式により算出された額を限度とします。

$$\boxed{\text{次条に定める支払対象期間における代車の利用日数}} \times \boxed{\text{保険証券記載の支払限度日額}} = \text{被保険者が次条に定める支払対象期間において実際に負担した代車費用の額の限度額}$$

第7条（代車費用保険金の支払対象期間）

- (1) 前条において、代車費用保険金の対象となる費用は、次の①から③までのいずれかに規定する支払対象期間に被保険者が利用した代車に係る費用とします。ただし、支払対象期間の初日の翌日から起算して6か月を経過した後の期間は支払対象期間には含まれません。

区分	支払対象期間	
	支払対象期間の初日	支払対象期間の末日
① 被保険者が契約自動車の損傷を修理した場合（注12）	次のいずれかの日 (ア) 第2条（保険金を支払う場合）①の事由により代車費用保険金を支払う場合は、事故の発生日（注15） (イ) 同条②の事由により代車費用保険金を支払う場合は、契約自動車が故障発生地から修理工場または当会社の指定する場所まで運搬された日	次のいずれか早い日 a. 代車の利用開始日からその日を含めて30日後の日 b. 契約自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者または契約自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日
② 次のいずれかに該当する場合（注13） ア. 契約自動車の損傷を修理することができない場合 イ. 契約自動車が自力で走行することができない状態（注1）となった場合であって、被保険者がその損傷を修理しなかったとき。 ウ. 盗難（注2）された契約自動車が発見されなかった場合	次のいずれかの日 (ア) 第2条（保険金を支払う場合）①の事由により代車費用保険金を支払う場合は、事故の発生日（注15） (イ) 同条②の事由により代車費用保険金を支払う場合は、契約自動車が故障発生地から修理工場または当会社の指定する場所まで運搬された日	次のいずれか早い日 a. 代車の利用開始日からその日を含めて30日後の日 b. 代替自動車の再取得（注16）が行われた日
③ 盗難（注2）された契約自動車が発見された場合であって、次のいずれかに該当するとき。 ア. 契約自動車に損傷がなかった場合 イ. ア以外の場合で、契約自動車が自力で走行することができる状態（注14）であって、被保険者がその損傷を修理しなかったとき。	次のいずれかの日 (ア) 第2条（保険金を支払う場合）①の事由により代車費用保険金を支払う場合は、盗難の発生日（注15） (イ) 同条②の事由により代車費用保険金を支払う場合は、契約自動車が盗難発生地から修理工場または当会社の指定する場所まで運搬された日	次のいずれか早い日 a. 代車の利用開始日からその日を含めて30日後の日 b. 契約自動車が発見されて、保険契約者、被保険者または契約自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または契約自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの責に帰すべき事由により(1)の支払対象期間の末日が延期された場合は、それによって延長された期間は支払対象期間には含まれません。

特約

その他の補償などに関する特約

(注12) 契約自動車の損傷を修理した場合

盗難(注2)された契約自動車が損傷した状態で発見され、その損傷を修理した場合を含みます。

(注13) 次のいずれかに該当する場合

盗難(注2)された契約自動車が損傷した状態で発見された場合であって、第7条(代車費用保険金の支払対象期間)(1)②またはイのいずれかに該当するときを含みます。

(注14) 自力で走行することができる状態

法令により走行が禁じられる場合を除きます。

(注15) 事故の発生日

契約自動車の盗難(注2)を原因として代車費用保険金を支払う場合は、保険契約者または被保険者が契約自動車が盗難(注2)にあったことを警察官に届け出た日とします。

(注16) 再取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする賃貸契約に基づく借入れを含みます。

第8条(現物による支払)

当会社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、被保険者の同意を得て、代替自動車の貸与をもって代車費用保険金の支払に代えることができます。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 代車費用保険金に関しては、他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して代車費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の代車費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ代車費用保険金を支払います。

$$\text{それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき代車費用保険金または共済金のうち最も高い額} - \text{他の保険契約等の代車費用保険金または共済金の額の合計額}$$

第10条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する代車費用保険金の請求権は、第7条(代車費用保険金の支払対象期間)の規定によって代車費用保険金の対象となる費用が確定した時から発生し、これを行便することができるものとします。
- (2) 被保険者がこの特約に基づき代車費用保険金の支払を請求する場合は、代車を借り入れた事実、日数および費用を証明する客観的書類を、普通保険約款基本条項第18条(保険金の請求)(2)に定める書類または証拠に含めます。

第11条(普通保険約款および他の特約との関係)

- この特約と普通保険約款および他の特約との関係は、次のとおりとします。
- ① 普通保険約款条項第15条(他の自動車を運転中の補償内容)(1)に定める「他の運転自動車」に対しては、この特約を適用しません。
- ② この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第5条(保険金を支払う場合-車両損害)に定める「他の特約」にはこの特約を含めないとします。

第12条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

② 弁護士費用等補償特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移す、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいひ、内縁の相手方を含みます。
賠償義務者	被保険者(注)から被害事故により法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。 (注) 被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
被害事故	日本国内において保険証券記載の保険期間中に発生した偶然な事故により、次のいずれかに該当する被害が生じたことをいいます。 ア. 賠償義務者が自動車(注1)を所有、使用または管理することに起因する事故により、次のいずれかに該当すること。 (7) 被保険者の生命または身体が害されること。 (4) 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損されること。 イ. アのほか、被保険者が自動車(注1)に搭乗中に、次のいずれかに該当すること。 (7) 被保険者の生命または身体が害されること。 (4) 被保険者が搭乗中の自動車(注1)に搭載されている、被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損されること。 ウ. アおよびイのほか、次のいずれかに該当する自動車(注1)が滅失、破損または汚損されること。 (7) 契約自動車 (4) 契約自動車以外の被保険者が所有する自動車(注1)(注2) (注1) 自動車 原動機付自転車を含みます。 (注2) 所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車(注1)、および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた自動車(注1)を含みます。
弁護士費用等	次の費用をいいます。ただし、法律相談料を除きます。 ア. 弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあせんもしくは仲裁を行う機関(注)に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ. その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 (注) あせんもしくは仲裁を行う機関 申入の申立に基づき和解のためのあせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。
法律相談料	法律上の損害賠償請求に関する次の行為の対価として生じた費用をいいます。 ア. 弁護士が行う法律相談 イ. 司法書士が行う、司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談 ウ. 行政書士が行う、行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の3第3号に規定する相談

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

特約

その他の補償などに関する特約

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被害事故により、被保険者(注1)が(2)に定める費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) この特約により保険金の支払対象となる費用は、被害事故による賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求に伴い被保険者(注1)が負担した弁護士費用等および法律相談料とします。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限ります。
- (3) 当社は、(2)の費用のうち普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。

(注1) 被保険者

被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

- 被保険者の故意または重大な過失によって発生した事故
- 次のアからウまでのいずれかに該当する間に発生した事故
ア、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車(注2)を運転している間
イ、被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車(注2)を運転している間
ウ、被保険者が酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車(注2)を運転している間
- 被保険者が、自動車(注2)の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車(注2)に搭乗中に発生した事故
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した事故
- 被保険者が自動車取扱業者(注3)である場合に、被保険者が業務として受託した自動車に搭乗中に発生した事故

(注2) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注3) 自動車取扱業者

自動車修繕業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車(注2)を取り扱うことを業としている者であり、これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、紛争、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(注4)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 台風、洪水または高潮
- 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ①から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 被保険者が契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車(注2)を競技もしくは曲技(注7)のために使用すること、または契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車(注2)を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること
- 第6条(被保険者の範囲)(1)⑤に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、契約自動車の車室内もしくはトランク内に収容または車室外積載装置(注8)に固定もしくは収納されていない財物について生じた事故

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注8) 車室外積載装置

自動車の屋根またはトランク上等の車室外に設置された荷物を積載または運搬するための装置をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その3)

当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。

- 次条(1)①から④までに規定する者
- 被保険者の父母、配偶者または子
- 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注9)に従事している場合に限り、
- 被保険者の使用者の業務(注9)に自動車(注2)を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注9)に従事している場合に限り、

(注9) 業務

家事を除きます。

第6条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次の①から⑥までのいずれかに該当する者とします。

- 記名被保険者
- 記名被保険者の配偶者
- 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(注10)の子
- ①から④までのいずれかの者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注11)に搭乗中の者
- ①から⑤までのいずれかの者で、契約自動車の所有者(注12)

- (2) (1)の規定にかかわらず、自動車(注2)に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

(注10) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注11) その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注12) 契約自動車の所有者

- 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 契約自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

第7条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。

第8条 (損害賠償請求等の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者(注1)は、被保険者(注1)が被害事故により第2条(保険金を支払う場合)(2)の費用を支出しようとする場合は、当会社に次の①から③までに定める事項について事前に書面で通知しなければなりません。

- 賠償義務者の氏名およびその者に関して有する情報
- 弁護士費用等または法律相談料の支出先に関して有する情報
- その他当社が必要と認める事項

- (2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- 保険契約者または被保険者(注1)が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合
- 保険契約者または被保険者(注1)が、正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をした場合

第9条 (被保険者の協力)

- (1) 被保険者(注1)は、当社の求めに応じ、訴訟、仲裁、和解または調停の進捗状況に関する必要な情報を当社に提供しなければなりません。
- (2) 被保険者(注1)が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の被害事故につき当社が支払うべき保険金の額は、被保険者1名につき下記の金額を限度とします。

区分	保険金の限度額
① 第2条（保険金を支払う場合）(2)の弁護士費用等	保険証券記載の保険金額
② 同条(2)の法律相談料	10万円

(2) 被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求と被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償請求を同時に行う場合は、次の算式によって支払保険金の額を決定します。

$$\text{実際に発生した弁護士費用等または法律相談料の額} \times \frac{\text{被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額}}{\text{被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額} + \text{被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償責任の額}} = \text{保険金}$$

- (3) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
 (4) (3)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

$$\text{実際に発生した弁護士費用等または法律相談料の額} - \text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}$$

第11条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者（注1）が第2条（保険金を支払う場合）(2)の費用を支出した時から発生し、これを行使用することができるとします。

第12条（支払保険金の返還）

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、被保険者（注1）に支払った保険金について、それぞれ下表に定める額の返還を請求することができます。

区分	当会社が返還を請求することができる額
① 弁護士または司法書士への委任取消等により被保険者（注1）が支払った着手金の返還を受けた場合	返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第2条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
② 被害事故に関して被保険者（注1）が提起した訴訟の判決に基づき、被保険者（注1）が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過するとき。 ア. 被保険者（注1）がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額 イ. 判決で確定された弁護士費用等の額と当会社が第2条の規定により既に支払った保険金の合計額	左記イの額から左記アの額を差し引いた超過額に相当する金額。ただし、第2条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第13条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および運転者年齢条件の変更予約特約の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款の読替え）

この特約については、普通保険約款基本条項<用語の定義>「保険金」の規定中、「賠償責任条項」から「事故・故障」「運搬・納車費用」条項」までを「この特約」と読み替えて適用します。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

② ファミリーバイク特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。 保険証券記載の自動車（注）をいいます。
契約自動車	(注) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自動車をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害（注）に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに限り、 ア. 普通保険約款別表1に掲げる後遺障害 イ. 普通保険約款別表1に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの (注) 将来においても回復できない機能の重大な障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限り、
自損事故保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
借用原動機付自転車	次のいずれにも該当しない原動機付自動車をいいます。 ア. 第8条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注） イ. 同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車 (注) 所有する原動機付自転車 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に原動機付自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された原動機付自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ原動機付自動車の売買契約をいいます。
他の自損事故保険等	第4条（保険金を支払う場合－自損傷害）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
治療日数	入院または通院した日数をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をい、内縁の相手方を含みます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合—賠償責任)

- 当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項(注1)を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。
- (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合—対人賠償)(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故にのみ同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、普通保険約款賠償責任条項第9条(当社による解決—対人賠償)(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

(注1) 普通保険約款賠償責任条項

契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第3条 (保険金を支払う場合—人身傷害)

当社は、この特約において人身傷害を補償する旨保険証券に記載されている場合には、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中(注2)の原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項(注3)を適用します。ただし、この保険契約に医療保険金(日割払)補償特約が適用されている場合であっても、同特約に規定する医療保険金は支払いません。

(注2) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(注3) 普通保険約款人身傷害条項

契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第4条 (保険金を支払う場合—自損傷害)

- 当社は、この特約において自損傷害を補償する旨保険証券に記載されている場合であって、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故(注4)により身体に傷害(注5)を被り、かつ、それによって被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法(昭和34年法律第97号)第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、その特約に従い、自損事故保険金を支払います。
 - 原動機付自転車の運行に起因する事故
 - 原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または原動機付自転車の落下
- (1)の傷害(注5)は、自射、熱射または精神的衝動による障害を含まないものとし、また、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的見解があるものに限ります。

(注4) 急激かつ偶然な外来の事故

被保険者が原動機付自転車の正規の乗車装置に搭乗中(注2)である場合に限ります。

(注5) 傷害

ガス中毒を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その1 賠償責任)

当社は、第2条(保険金を支払う場合—賠償責任)の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次の①から④までのいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務(注6)のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第8条(被保険者の範囲)に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- 被保険者の使用者が所有する原動機付自転車(注7)を、その使用者の業務(注6)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第8条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- 第8条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注6) 業務

家事を除きます。

(注7) 所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合—その2 自損傷害)

- 当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する傷害(注5)に対しては、自損事故保険金を支払いません。
 - 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害(注5)
 - 次のいずれかに該当する間に生じた傷害(注5)
 - 被保険者が法令に定める決められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転している間
 - 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で原動機付自転車を運転している間
 - 被保険者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する状態で原動機付自転車を運転している間
 - 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車を搭乗中に生じた傷害(注5)
 - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害(注5)
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害(注5)
- 傷害(注5)が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- 当社は、治癒が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症(注8)に対しては、保険金を支払いません。

(注8) 創傷感染症

なんどく、りんばいせんとん、いせいしつう、ほしろうろく、
丹毒、淋病肺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第7条 (保険金を支払わない場合—その3 自損傷害)

- 当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害(注5)に対しては、自損事故保険金を支払いません。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注9)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質(注10)もしくは核燃料物質(注10)によって汚染された物(注11)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ①から④までのいずれかの事由に陪伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - 被保険者が搭乗中の原動機付自転車を競技もしくは曲技(注12)のために使用すること、または被保険者が搭乗中の原動機付自転車を競技もしくは曲技を行うを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。
- 当社は、台車取扱業者(注13)が原動機付自転車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害(注5)に対しては、自損事故保険金を支払いません。

(注9) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注10) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注11) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注12) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注13) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等原動機付自転車を取り扱うことを業としている者を行い、これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第8条 (被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、普通保険約款賠償責任条項第6条(被保険者の範囲—対人・対物賠償共通)および人身傷害条項第4条(被保険者

特約

その他の補償などに関する特約

の範囲)の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する者となります。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(注14)の子

(注14) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第9条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第10条 (支払保険金の計算-自損傷害)

- (1) 当会社は、被保険者が第4条(保険金を支払う場合-自損傷害)の傷害(注5)を被り、その直接の結果として、下表に掲げる保険金を支払う事由に該当する場合には、下表のとおり自損事故保険金を支払います。

保険金の名称	保険金を支払う事由	支払う保険金の額	保険金の支払い先
① 死亡保険金	死亡した場合	1,500万円(注15)	被保険者の法定相続人
② 後遺障害保険金	後遺障害が生じた場合	普通保険約款別表1の各等級に定める金額	被保険者
③ 介護費用保険金	次のいずれかの後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合 ア. 普通保険約款別表1の第1級、第2級(注16)または第3級③もしくは④に掲げる後遺障害 イ. (3)または(4)の規定により、普通保険約款別表1の第1級または第2級に掲げる金額が支払われるべき後遺障害	200万円	被保険者
④ 医療保険金	治療を要した場合	治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、次のアおよびイの算式に基づき算出された金額。ただし、1回の事故につき、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。 ア. 入院した場合 $\text{入院日数} \times \text{6,000円}$ イ. 通院した場合 $\text{通院日数(注17)} \times \text{4,000円}$	被保険者

- (2) (1)①の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
 (3) 普通保険約款別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
 (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、それぞれ下表に定める額を後遺障害保険金として支払います。

区分	支払う後遺障害保険金の額
① 普通保険約款別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める金額
② ①以外の場合で、普通保険約款別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める金額
③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	次のいずれかが低い額 ア. 重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める金額 イ. それぞれの後遺障害に該当する等級に定める金額の合計額
④ ①から③まで以外の場合	重い後遺障害に該当する等級に定める金額

- (5) 後遺障害のある被保険者が第4条(保険金を支払う場合-自損傷害)の傷害(注5)を受けたことにより、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{普通保険約款別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額} - \text{普通保険約款別表1に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額} = \text{後遺障害保険金}$$

- (6) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。
 (7) 同一事故により生じた後遺障害が(1)の表中③アおよびイのいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複して介護費用保険金を支払いません。
 (8) (1)の表中④の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の抽出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注18)であるときは、その処置日数を含まず。
 (9) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った普通保険約款別表2に掲げる部位を固定するために医師の指示(注19)によりギプス、ギブスシーネ、キープシャーシまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数として、通院したものとみなします。
 (10) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害(注5)を被った場合においても、当会社は、その期間のうち入院または通院した日に対し重複しては医療保険金を支払いません。

(注15) 1,500万円

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。

(注16) 普通保険約款別表1の第1級、第2級

普通保険約款別表1の第1級③および④ならびに第2級③および④を除きます。

(注17) 通院日数

第10条(支払保険金の計算-自損傷害)(1)④アに該当する日数を除きます。

(注18) 同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注19) 医師の指示

被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の指示をいいます。

第11条 (他の身体の障害または疾病の影響-自損傷害)

- (1) 当会社は、次の①または②の影響により、第4条(保険金を支払う場合-自損傷害)の傷害(注5)が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が同条の傷害(注5)を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が同条の傷害(注5)を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害(注5)または疾病の影響

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療をさせなかったことにより、第4条(保険金を支払う場合-自損傷害)の傷害(注5)が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条 (当会社の責任限度額等-自損傷害)

- (1) 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金の額は、前2条の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
 (2) 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、前2条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。ただし、当会社は、死亡保険金を支払う場合においては、後遺障害保険金を支払いません。
 (3) 当会社は、(1)および(2)に定める死亡保険金または後遺障害保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し前2条の規定による介護費用保険金または医療保険金を支払います。

第13条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額-自損傷害)

- (1) 他の自損事故保険等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
 (2) (1)の規定にかかわらず、他の自損事故保険等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の自損事故保険等の保険金もし

特約

その他の補償などに関する特約

くは共済金が支払われている場合には、当社は、介護費用保険金と医療保険金とこれらの保険金以外の保険金（注20）とに区分して、それぞれ各別に次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額 - 他のお損事故保険等の保険金または共済金の額の合計額

(注20) これらの保険金以外の保険金
死亡保険金または後遺障害保険金をいいます。

第14条（保険金の請求－自損傷害）

当会社に対する自損事故保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時
③ 介護費用保険金	被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
④ 医療保険金	被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

第15条（代位－自損傷害）

当会社が自損事故保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害（注5）について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第16条（契約自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第6条（契約自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第17条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および運転者年齢条件の変更予約特約の規定は適用しません。

第18条（この特約の適用除外）

当会社は、普通保険約款人身傷害条項（注3）による損害保険金が支払われる場合には、第3条（保険金を支払う場合－人身傷害）および第4条（保険金を支払う場合－自損傷害）の規定を適用しません。

第19条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① <用語の定義>「保険金」	賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または運搬・納車費用」条項	この特約
② 第21条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)	人身傷害	人身傷害またはこの特約第4条（保険金を支払う場合－自損傷害）の傷害

② 日常生活賠償責任補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。 ア. 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故 (注) 日常生活 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内（注）の動産および不動産を含みます。 (注) 敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（注）および死亡を含みます。 (注) 後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、保険証券記載の保険期間中に発生した事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ②以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 環境汚染（注5）に起因する事故

特約

その他の補償などに関する特約

- (2) 当社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産（注6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が占有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶および車両（注7）または空気銃以外の銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 当社は、被保険者が負担する罰金、道約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 環境汚染

流出、いっしょもしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

(注6) 不動産

住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。

(注7) 船舶および車両

次の①から③までに掲げるものを除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② ゴルフ場敷地内（注8）におけるゴルフ・カート
- ③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(注8) ゴルフ場敷地内

囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。

第4条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注9）の子
- ⑤ ②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、記名被保険者が未成年の場合であって、記名被保険者に関する事故に限りず。

- (2) (1)の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との統括が、損害の原因となった事故の発生の際におけるものをいいます。

(注9) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって保険金額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑦までに掲げるものに限りず。

名称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	普通保険約款基本条項第16条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことにより要した費用のうち、応急手当、搬送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 争訟費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
⑤ 示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑥ 示談代行等協力費用	第9条（当社による解決）(1)に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用
⑦ 権利保全行使費用	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、普通保険約款基本条項第16条(1)⑥の規定により、被保険者が支出した。その権利の保全または行使に必要な手続ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手のために要した必要または有益な費用

第7条（支払保険金の計算）

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険金額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条④および⑤の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額を支払います。

$$\frac{\text{前条④または⑤の費用}}{\text{前条①の損害賠償金}} \times \text{保険金額} = \text{前条④または⑤の費用に対する支払額}$$

第8条（当社による援助）

被保険者が日本国内において発生した事故（注10）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注10) 日本国内において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第9条（当社による解決）

- (1) 被保険者が日本国内において発生した事故（注10）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社がその事故にかかわる損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注11）を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注11) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続
弁護士の選任を含みます。

第10条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 日本国内において発生した事故(注10)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額を支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注12)を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担するすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}} = \text{損害賠償額}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注13)が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合は除きます。
 - ① (2)②に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人もも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (7) (6)または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注12)を限度とします。

(注12) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注13) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第11条 (仮払金および供託金の貸付等)

- (1) 第8条(当社による援助)または第9条(当社による解決)(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社には、1回の事故につき、保険金額(注14)の範囲内で、次の①から③までの貸付けまたは供託を行います。
 - ① 仮処分命令に基づく仮払金、無利息による被保険者への貸付け
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金、当会社の名による供託
 - ③ ②の供託金にその供託金に付される同額の利息による被保険者の貸付け
- (2) (1)③により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金(注15)の取戻請求権の上に質権を設定するものとする。
- (3) (1)の貸付けまたは当社が名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定は、その貸付金または供託金(注15)を既に支払った保険金とみなして適用します。
 - ① 第7条(支払保険金の計算)①ただし書
 - ② 前条(2)ただし書
 - ③ 同条(7)ただし書
- (4) (1)の供託金(注15)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注15)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注15)または貸付金(注16)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第13条(保険金の請求)および普通保険約款基本条項第18条(保険金の請求)の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注14) 保険金額

同一事故につき既に当社が支払った保険金または第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注15) 供託金

利息を含みます。

(注16) 貸付金

利息を含みます。

第12条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注17)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことに伴い、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合。ただし、この場合は損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
- (3) 保険金請求権(注17)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注17)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注17) 保険金請求権

第6条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条 (保険金の請求)

当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使用することができます。

第14条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

$$\boxed{\text{第6条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金(注18)}} - \boxed{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}}$$

(注18) 第6条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金

それぞれ別の保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第15条 (普通保険約款基本条項の読替え)

この特約については、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

特約

その他の補償などに関する特約

読み替える規定	読替前	読替後
① <用語の定義>「他の保険契約等」	この保険契約の賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項	この特約
② <用語の定義>「保険金」	賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項または事故・故障「運搬・納車費用」条項	この特約
③ 第3条（告知義務）	記名被保険者	被保険者
④ 第18条（保険金の請求）(2)⑥	賠償責任条項	この特約
⑤ 同⑤	賠償責任条項<用語の定義>に定める対物事故または車両条項	この特約<用語の定義>に定める財物の損壊
⑥ 第22条（損害賠償額の請求および支払）(1)	賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）または同条項第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）	この特約第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）
⑦ 同⑦	賠償責任条項<用語の定義>に定める対物事故	この特約<用語の定義>に定める財物の損壊
⑧ 同条(4)	賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2)①から同⑤まで、同条項第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2)①から同③までまたは同条(6)①から同③まで	この特約第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)①から同④までまたは同条(6)①から同③まで
⑨ 第23条（時効）	第18条（保険金の請求）(1)	この特約第13条（保険金の請求）
⑩ 第24条（損害賠償額請求権の行使期限）	賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）および同条項第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）	この特約第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

第16条（準用規定）

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。
- (2) この特約において普通保険約款基本条項第2条（保険責任のおよぶ地域）の規定は適用しません。

24 臨時代替自動車補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
被代替自動車	契約自動車のうち、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
臨時代替自動車	契約自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車をいいます。ただし、記名被保険者、被代替自動車の所有者（注1）または記名被保険者の使用人が所有する自動車（注2）を除きます。 (注1) 所有者 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により買得られている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする賃貸借契約により賃借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者 (注2) 所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券がこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 臨時代替自動車に係る当会社の保険責任は、臨時代替自動車が記名被保険者の直接の管理下に入った時に始まり、次の①または②のいずれか早い時に終わります。
- ① 臨時代替自動車が記名被保険者の直接の管理下を離れた時
- ② 被代替自動車が整備工場等を離れ、記名被保険者の直接の管理下に戻った時
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間の始期において既に記名被保険者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当会社の保険責任は始まり、また記名被保険者が臨時代替自動車を管理中であっても、保険期間の終期をもって当会社の保険責任は終わります。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- (1) 当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項(注1)を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者および記名被保険者の使用人に限ります。
- (2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、臨時代替自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (1)の規定の適用において、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第9条（当会社による解決－対人賠償）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

(注1) 普通保険約款賠償責任条項

被代替自動車について適用される他の特約を含みます。

第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）

当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項(注2)を適用します。ただし、この保険契約に医療保険金（日数払）補償特約が適用されている場合であっても、同特約に規定する医療保険金は支払いません。

(注2) 普通保険約款人身傷害条項
被代替自動車について適用される他の特約を含みます。

第5条 (保険金を支払う場合-車両損害)

当会社は、臨時代替自動車と被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款車両条項(注3)を適用して、臨時代替自動車に生じた損害(注4)に対して普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)①(1)①の損害保険金または同②の全損時諸費用保険金を支払います。ただし、協定保険価額については、同条項<用語の定義>「協定保険価額」の規定にかかわらず、臨時代替自動車の損害が生じた地および時における臨時代替自動車と同一車種、同型式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

(注3) 普通保険約款車両条項
被代替自動車について適用される他の特約を含みます。

(注4) 損害
普通保険約款車両条項第9条(損害の一部とみなす費用)により損害の一部とみなす費用を含みます。

第6条 (保険金を支払う場合-無保険車傷害)

当会社は、臨時代替自動車と被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、無保険車傷害補償特約(注5)を適用します。

(注5) 無保険車傷害補償特約
被代替自動車について適用される他の特約を含みます。

第7条 (臨時代替自動車の決定方法)

2台以上の被代替自動車の代替自動車としての臨時代替自動車は、次の順によって定めるものとします。ただし、臨時代替自動車がリース契約に基づき貸与された自動車であり、リース契約書等の客観的資料により被代替自動車が特定できる場合は、その客観的資料によって定めるものとします。

- ① 被代替自動車と同一の用途車種(注6)の代替自動車
- ② 被代替自動車が整備工場等の管理下に入った順にしたがって、記名被保険者の管理下に入った順

(注6) 同一の用途車種
普通保険約款別表3に掲げる被代替自動車と入替ができる用途車種を含みます。

第8条 (他の特約との関係)

この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである普通保険約款または他の特約がこの保険契約に適用される場合には、次の①または②の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① 普通保険約款基本条項第17条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)	他の保険契約等	他の保険契約等またはこの保険契約に適用される普通保険約款もしくは他の特約のうちこの特約と全部または一部に対して支払責任が同じであるもの
② 無保険車傷害補償特約第13条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)	他の無保険車傷害保険等	他の無保険車傷害保険等またはこの保険契約に適用される他の特約のうちこの特約と支払責任の発生要件を同じとするもの

25 保険料分割払特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	分割保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければならないとします。

第3条 (第1回分割保険料領取前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求)(1)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次の①または②のいずれか1つに定める方法により、追加保険料を当会社に払い込まなければならないとします。
 - ① 追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこと。
 - ② 追加保険料を、未経過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割して当会社に払い込むこと。
- (2) (1)の場合において、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求)(2)①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料(注1)の額に前条に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条(2)に定めるところにより取り扱います。ただし、(1)②の規定により保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、普通保険約款基本条項第15条の追加保険料を第1回追加保険料と読み替えて適用します。
- (3) (1)の規定により、保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第2回目以降の追加保険料と分割保険料とを合計した保険料を次条および第6条(解除-第2回目以降の分割保険料不払の場合)の分割保険料と読み替えて適用します。

(注1) 追加保険料

第4条(追加保険料の払込み)①(2)の規定により、保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回追加保険料とします。

第5条 (第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責)

- 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 当会社が第2回目以降の分割保険料を口座振替請求した場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌末日」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えて(1)および次条(1)①の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその分割保険料がこれを払い込むべき払込期日の属する月の翌末日までに払い込まなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、この規定を適用しません。
 - ① その分割保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、次回払込期日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
 - ② ①の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき分割保険料が、その払込期日および次回払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
- 保険契約者が事故の発生の日の日以前に到来した払込期日に払い込むべき第2回目以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者がその事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた分割保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければならないとします。

第6条 (解除-第2回目以降の分割保険料不払の場合)

- 当会社は、次の①または②のいずれか1つに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生の日
① 払込期日の属する月の翌末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

- (2) (1)①の場合であって、保険契約者が分割保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったときと当社が認めるときには、同①の規定にかかわらず、その解除は、その分割保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。
- (3) (2)の場合において、その分割保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対して当社が既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第7条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

当社は、第2回分割保険料の払込期日が、保険期間の初日の属する月の翌末日までの間にある場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までに払い込むことを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関（注2）に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注2）提携金融機関

当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第8条（保険契約者による解除の場合の特則）

普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(3)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、その解除の効力が生じた日以後に当社が保険料を請求し、保険契約者がその払込みを怠ったときには、当社は、同条(3)の規定による解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、同条(3)の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑫ 保険料分割払特約（大口）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	分割保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回目以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第3条（第1回保険料領収の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、次の①または②のいずれかに定める方法により、追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- ① 追加保険料の全額を一時に当社に払い込むこと。
- ② 追加保険料を、未經過期間等によって当社が決定する回数および金額に分割して当社に払い込むこと。
- (2) (1)の場合において、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(2)①から③までのいずれかに該当するときは、当社は、追加保険料（注1）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条(2)に定めるところにより取り扱います。ただし、(1)②の規定により保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、普通保険約款基本条項第15条(2)の追加保険料を第1回追加保険料と読み替えて適用します。
- (3) (1)②の規定により、保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第2回目以降の追加保険料と保険料とを合計した保険料を次条および第6条（解除 - 第2回目以降の保険料不払の場合）の保険料と読み替えて適用します。

（注1）追加保険料

第4条（追加保険料の払込み）(1)②の規定により、保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回追加保険料とします。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責）

- (1) 当社は、保険契約者が、第2回目以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険料を支払いません。
- (2) 当社が第2回目以降の保険料を口座振替請求する場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌月末日の25日」に読み替え(1)および次条(1)①の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその保険料がこれを払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、この規定を適用しません。
- ① その保険料が、それを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、次回払込期日において指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
- ② ①の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき保険料が、その払込期日および次回払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
- (3) 保険契約者が事故の発生の日前以前に到来した払込期日に払い込むべき第2回目以降の保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者がその事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた保険料の全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

第6条（解除 - 第2回目以降の保険料不払の場合）

- (1) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生の日
① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

- (2) (1)①の場合であって、保険契約者が保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったときと当社が認めるときには、同①の規定にかかわらず、その解除は、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。
- (3) (2)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対して当社が既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第7条（第2回保険料不払の場合の特則）

当社は、この保険契約の保険料払込方式が口座振替である場合、保険契約者が第2回保険料を払い込むべき払込期日までに払い込むことを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関（注2）に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合には、第2回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注2）提携金融機関

当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第8条（保険契約者による解除の場合の特則）

普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(3)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、その解除の効力が生じた日以後に当社が保険料を請求し、保険契約者がその払込みを怠ったときには、当社は、同条(3)の規定による解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、同条(3)の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑦ 保険料分割払特約（長期）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	分割保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の変更追加保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（追加保険料の払込み）

- 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、変更年度追加保険料については、次の①または②のいずれかに定める方法により、当社に払い込まなければなりません。
 - 変更年度追加保険料の全額を一時に当社に払い込むこと。
 - 変更年度追加保険料を、未經過期間等によって当社が決定する回数および金額に分割して当社に払い込むこと。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払である場合に限ります。
- (1)の場合において、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(2)①から③までのいずれかに該当するときは、当社は、変更年度追加保険料（注1）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条(2)に定めるところにより取り扱います。この場合、同条の追加保険料を「変更年度追加保険料（注1）」と読み替えて適用します。
- (1)②の規定により、保険契約者が変更年度追加保険料を分割して払い込む場合は、第2回目以降の変更年度追加保険料と分割保険料とを合計した保険料を次条および第6条（解除—第2回目以降の分割保険料不払の場合）の分割保険料と読み替えて適用します。
- 当社は、(1)の場合において、契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

（注1）変更年度追加保険料

第4条（追加保険料の払込み）(1)②の規定により、保険契約者が変更年度追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回変更年度追加保険料とします。

第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

- 当社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 当社が第2回目以降の分割保険料を口座振替請求した場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えて(1)および次条(1)①の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその分割保険料がこれに払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まなかった場合、または次の①および②に定める事実がより発生している場合は、この規定を適用しません。
 - その分割保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、次回払込期日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
 - ①の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき分割保険料（注2）が、その払込期日および次回払込期日において払い込まれるべき分割保険料の払込みがなくて、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがないこと。
- 保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第2回目以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者がその事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた分割保険料の全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

（注2）①の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき分割保険料

第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）(2)①の分割保険料と同一保険年度の分割保険料に限ります。

第6条（解除—第2回目以降の分割保険料不払の場合）

- 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生の日
① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
② 保険証券記載の保険料の払込方法が月払である場合で、払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがないこと。	次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

- (1)①の場合であって、保険契約者が分割保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったと当社が認めるときには、同①の規定にかかわらず、その解除は、その分割保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。
- (2)の場合において、その分割保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対する当社が既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

特約

保険料のお支払いに関する特約

第7条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

当会社は、この保険契約の保険料払込方式が口座振替による月払方式である場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までに払い込むことを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関（注3）に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注3）提携金融機関

当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第8条（保険契約者による解除の場合の特則）

普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(3)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、その解除の効力が生じた日以後に当会社が保険料を請求し、保険契約者がその払込みを怠ったときには、当会社は、同条(3)の規定による解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、同条(3)の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（保険料率の改定による分割保険料の取扱い）

保険期間中途においてこの保険契約に適用されている料率が改定された場合においても、当会社は、分割保険料の変更は行いません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

23 初回保険料の口座振替に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ア、この保険契約に保険料分割払に係る特約が適用されている場合は第1回分割保険料 イ、ア以外の場合は、保険料
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。
- ② 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結時に設定されていること。
- ③ この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間が始まる時までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとする。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなす。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前に生じた事故による損害または被害に対して、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料額収取前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、初回保険料に関する規定に限りません。
- (3) 保険契約者の故意により初回保険料が初回保険料払込期日の属する月の翌末日までに払い込まなかった場合を除き、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌月の25日」に読み替えて(1)、(2)、次条(2)および第5条（解除—初回保険料不払の場合）の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、被保険者または損害賠償請求権者が、初回保険料払込前に生じた事故による損害または被害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（初回保険料払込み前の保険金支払に関する特則）

- (1) 前条(4)の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとして初回保険料払込前に生じた事故による損害または被害に対して保険金を支払います。
 - ① 事故の発生の日が初回保険料払込期日以前であること。
 - ② 初回保険料が初回保険料を初回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (2) (1)②の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第5条（解除—初回保険料不払の場合）

当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

29 コンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一時払保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌末日をいいます。
提携コンビニエンスストア等	当会社と保険料の収受の取扱いを提携しているコンビニエンスストア等をいい、当会社が保険契約者に対して交付する専用払込票に記載されます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払であること。
- ② 保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ一時払保険料を提携コンビニエンスストア等で払い込むことについての合意があること。
- ③ この保険契約の締結が、保険期間が始まる時までになされていること。

第2条（一時払保険料の払込み）

保険契約者は、一時払保険料払込期日までに、一時払保険料の全額を、当会社が保険契約者に対して交付する専用払込票を使用して、提携コンビニエンスストア等に支払うものとします。

二エンスストア等に一時に払い込まなければなりません。

第3条（一時払保険料払込み前の事故）

- (1) 一時払保険料払込期日までに一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、一時払保険料を一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに一時払保険料を払い込んだ場合には、一時払保険料払込前に生じた事故による損害または傷害に対して、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領取前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、一時払保険料に関する規定に限りません。
- (3) (2)の規定により、被保険者または損害賠償請求権者が、一時払保険料払込前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は一時払保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（解除—一時払保険料不払の場合）

当会社は、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑩ クレジットカードによる保険料支払に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（クレジットカードを使用した保険料支払の承認）

- (1) 当会社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者（注1）と保険契約者が同一である場合に限り承認します。
- (2) 次条以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料の支払ごとに適用します。

(注1) クレジットカードの使用権者

会員として認められた法人を含みます。

第2条（保険料領取前に生じた事故の取扱い）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合には、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の支払を承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の支払にクレジットカードを使用した場合には、当会社が(1)の承認を行った時(注2)以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領取前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領取前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用するものとします。
- ① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料を領取できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っている場合は、(2)の規定に従い、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領取前に生じた事故の取扱いに関する規定は、これを適用しないものとします。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合
 - ③ 当会社に直接支払うべき保険料がある場合に、その保険料の全額が支払われていないとき。

(注2) 当会社が(1)の承認を行った時

保険期間の開始前に承認したときは保険期間の開始した時とします。

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 前条(3)①のこの保険契約の保険料を領取できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(2)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第4条（保険料の返還の特則）

- (1) この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、次の①または②のいずれかの領取を確認した後保険料を返還します。
- ① クレジットカード発行会社から当会社に支払われるべき保険料の全額
 - ② 前条(1)の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合には、その全額
- (2) (1)①を当会社が領取していない場合に、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っているときは、当会社は、その額を領取したものとします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑪ 登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ア、この保険契約に保険料分割払いに係る特約が適用されている場合は第1回分割保険料 イ、ア以外の場合は、保険料
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。 保険契約者または会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者(注)をいいます。
保険契約者等	(注) クレジットカードの使用権者 会員として認められた法人を含みます。

特約

保険料のお支払いに関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (クレジットカードを使用した保険料支払の承認)

- (1) 当会社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、初回保険料および第2回目以降の分割保険料を支払うことを承認します。
- (2) 次条以下の規定は、クレジットカードを使用した初回保険料および第2回目以降の分割保険料の支払ごとに適用します。

第3条 (保険料の払込み)

- (1) 保険契約者等は、保険契約締結の後遅滞なく、当会社の定める通信方法により、クレジットカードに関する情報を登録しなければなりません。
- (2) 保険契約者および、初回保険料および第2回目以降の分割保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合には、当会社は、オンラインリゼーション(注)を行い、クレジットカード発行会社からクレジットカードによる保険料の支払が承認された時に保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) (2)の場合において、クレジットカードによる保険料の支払が承認されないときは、保険契約者等は、そのクレジットカード以外のクレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。
- (4) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
 - ① 当社がクレジットカード発行会社から初回保険料または第2回目以降の分割保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者等が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合
 - ③ 当社に直接支払うべき保険料がある場合に、その保険料の全額が支払われていないとき。

(注) オンラインリゼーション

当社が、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことをいいます。

第4条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 前条(4)①の初回保険料または第2回目以降の分割保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者等が、クレジットカード発行会社に対して初回保険料または第2回目以降の分割保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者等が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(2)の規定を適用します。

第5条 (初回保険料払込み前の事故)

- (1) 初回保険料払込み前までに第3条(保険料の払込み)(2)のクレジットカードによる初回保険料の支払が承認されない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌末日までに当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込期日までに第3条(保険料の払込み)(2)のクレジットカードによる初回保険料の支払が承認されたものとみなします。
- (3) (2)の規定により、被保険者または損害賠償請求権者が、初回保険料払込前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。

第6条 (初回保険料払込み前の保険金支払に関する特約)

- (1) 前条(3)の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとして初回保険料払込前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
 - ① 事故の発生の日が初回保険料払込期日以前であること。
 - ② 保険契約者が初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行うこと。
- (2) (1)の②の確約に応じて保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌末日までにその払込みを受けた場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第7条 (解除・初回保険料不払の場合)

当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険証券記載の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条 (保険料の返還の特約)

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合で、第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)(1)の規定により当社が保険契約者に直接請求した保険料があるときは、当会社は、その全額の領収を確認した後保険料を返還します。

第9条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないが限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑫ 訂正追加返還保険料の口座決済に関する特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回訂正追加保険料	第2条(訂正追加保険料の払込み)(3)①の規定により訂正追加保険料を一時に払い込む場合は訂正追加保険料全額をいい、同②の規定により訂正追加保険料を分割して払い込む場合は第1回訂正追加分割保険料をいいます。
初回訂正追加保険料払込期日	変更確認書記載の初回訂正追加保険料払込期日をいいます。
初年度	保険期間の初日から1年間をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
訂正追加分割保険料	訂正追加保険料を、保険証券記載の払込方法等によって当社が決定する回数および金額に分割したものをいいます。
訂正追加保険料	訂正の申出等に伴い、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求)(1)またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当社が保険契約者に請求する保険料をいいます。ただし、この保険契約に保険料分割払特約(長期)が適用されている場合には、訂正の申出等に伴い、同特約第4条(追加保険料の払込み)(1)またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当社が保険契約者に請求する変更年度追加保険料をいいます。
訂正の申出等	次のいずれかに該当する訂正の申出または通知をいいます。 ア. 普通保険約款基本条項第3条(告知義務)(3)③およびこの保険契約に適用される他の特約に規定する訂正の申出 イ. 普通保険約款基本条項第4条(通知義務)(1)およびこの保険契約に適用される他の特約に規定する通知 ウ. 普通保険約款基本条項第7条(契約自動車の入替)(1)の通知 エ. 同条項第11条(協定保険価額および保険金額の変更または調整)(1)または(2)の通知 オ. アからエまでのいずれかに伴う保険契約の条件の変更の通知
払込期日	提携金融機関ごとの約定振替日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に次の①から④までのいずれかの特約が適用されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。ただし、②から④までのいずれかの特約が適用されている場合は、保険料払込方式が口座振替のときに限ります。

- ① 初回保険料の口座振替に関する特約
- ② 保険料分割払特約
- ③ 保険料分割払特約(大口)
- ④ 保険料分割払特約(長期)

第2条 (訂正追加保険料の払込み)

- (1) この特約により、保険証券または保険契約申込書の記載事項の訂正または変更が保険期間が始まる時までに生じた場合で、保険契約者または被保険者が訂正の申出等を当社に行い、当社が口座振替の方法により訂正追加保険料を請求したときは、訂正追加保険料の払込みは、払込期日に指定

口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとし、

- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による訂正追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) (1)の訂正追加保険料の払込みは、当会社の定める次の①または②のいずれかの方法により払い込むこととします。
 - ① 保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日（注1）に、訂正追加保険料の全額を一時に振り替える方法
 - ② 訂正追加分割保険料を、毎月の払込期日に振り替える方法。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、す。
 - ア. この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合
 - イ. この保険契約に保険料分割払特約（大口）が適用されている場合
 - ウ. この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されており、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合
- (4) 保険契約者は、訂正追加保険料払込期日の前日までに、訂正追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (5) この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用される場合において、当会社が訂正追加保険料を請求したときは、初年度の翌保険年度（注2）以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

（注1）保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日

保険契約者または被保険者が訂正の申出等を行った日が保険期間の初日の属する月の翌月以降となった場合は、当社が提携金融機関に対して口座振替請求を行い得る最初の払込期日とします。

（注2）保険年度

初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第3条（初回訂正追加保険料領収前の事故）

- (1) 前条(1)に定めるところに従い、当社が請求した初回訂正追加保険料について、初回訂正追加保険料払込期日にその払込みがない場合には、保険契約者は、初回訂正追加保険料を初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回訂正追加保険料を払い込むことを怠った場合は、初回訂正追加保険料領収前に生じた事由による損害または被害に対しては保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者の事故により初回訂正追加保険料が初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まなかった場合、または次の①および②に定める事由がいずれも発生しない場合を除き、当社は、初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日を「初回訂正追加保険料払込期日」の属する月の翌々月の25日（注1）に読み替えて(1)、(2)、(3)および第5条（解除－初回訂正追加保険料不払の場合）(1)の規定を適用します。初回訂正追加保険料が、初回訂正追加保険料払込期日に口座振替できず、かつ、その翌月の払込期日においても指定口座の預り金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
 - ② 初回訂正追加保険料払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべきこの保険契約の保険料が、その払込期日およびその翌月の払込期日において、指定口座の預り金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
- (4) 被保険者または損害賠償請求権者が、初回訂正追加保険料払込期日前に生じた事故による損害または被害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受けようとする前に、保険契約者は初回訂正追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (5) 当社は、初回訂正追加保険料払込期日より初回訂正追加保険料の払込みがなく、かつ、払込みがなかった理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を初回訂正追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（初回訂正追加保険料払込前の保険金支払に関する特約）

- (1) 前条(4)の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回訂正追加保険料が払い込まれたものとして初回訂正追加保険料払込期日に生じた事故による損害または被害に対して保険金を支払います。
 - ① 事故の発生の日が初回訂正追加保険料払込期日以前であること。
 - ② 保険契約者が初回訂正追加保険料を初回訂正追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (2) (1)の②の確約に反して保険契約者が初回訂正追加保険料払込期日に初回訂正追加保険料の払込みを返り、かつ、初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までのその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第5条（解除－初回訂正追加保険料不払の場合）

- (1) 当社は、初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回訂正追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

第6条（保険料分割払特約の読替え）

第2条（訂正追加保険料の払込み）(3)②の規定により訂正追加保険料を分割して払い込む場合は、次の①から③までの規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	読み替える規定	読替前	読替後
① 保険料分割払特約	第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責） 第6条（解除－第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第2回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料
② 保険料分割払特約（大口）	第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責） 第6条（解除－第2回目以降の保険料不払の場合）	保険料	保険料とこの特約による第2回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料
③ 保険料分割払特約（長期）	第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責） 第6条（解除－第2回目以降の分割保険料不払の場合）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第2回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料

第7条（返還保険料の指定口座への振込み）

訂正の申出等に伴い、保険料の返還が生じた場合には、あらかじめ保険契約者から反対の意思表示のない限り、保険料の返還は、保険期間の初日の属する月の翌月の25日（注3）に指定口座に振り込むことによって行うことができるものとします。

（注3）翌月の25日

提携金融機関の休業日に該当する場合は、その休業日の翌営業日とします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑧ 訂正追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
初回訂正追加保険料	第3条（訂正追加保険料の払込み）(1)①の規定により訂正追加保険料を一時に払い込む場合は訂正追加保険料全額をいい、同②の規定により訂正追加保険料を分割して払い込む場合は第1回訂正追加分割保険料をいいます。
初回訂正追加保険料払込期日	変更確認書記載の初回訂正追加保険料払込期日をいいます。
初年度	保険期間の初日から1年間をいいます。
訂正追加分割保険料	訂正追加保険料を、保険証券記載の払込方法等によって当社が決定する回数および金額に分割したものをいいます。
訂正追加保険料	訂正の申出等に伴い、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当社が保険契約者に請求する保険料をいいます。ただし、この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されている場合には、訂正の申出等に伴い、同特約第4条（追加保険料の払込み）(1)またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当社が保険契約者に請求する変更年度追加保険料をいいます。

特約

保険料のお支払いに関する特約

訂正の申出等	次のいずれかに該当する訂正の申出または通知をいいます。 ア. 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(3) およびこの保険契約に適用される他の特約に規定する訂正の申出 イ. 普通保険約款基本条項第4条（通知義務）(1) およびこの保険契約に適用される他の特約に規定する通知 ウ. 普通保険約款基本条項第7条（契約自動車の入替）(1) の通知 エ. 同条項第11条（協定保険価額および保険金額の変更または調整）(1) または (2) の通知 オ. アからエまでのいずれかに伴う保険契約の条件の変更の通知
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険契約者等	保険契約者または会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者（注）をいいます。 (注) クレジットカードの使用権者 会員として認められた法人を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約が適用されている場合に適用されます。

第2条（クレジットカードを使用した訂正追加保険料支払の承認）

- (1) 保険証券または保険契約申込書の記載事項の訂正または変更が保険期間が始まる時までに生じた場合で、保険契約者または被保険者が訂正の申出等を当会社にを行い、当会社が訂正追加保険料を請求したときは、当社は、この特約に従い、クレジットカードを使用し、保険契約者が、訂正追加保険料を支払うことを承認します。
- (2) 次条以下の規定は、クレジットカードを使用した訂正追加保険料の支払ごとに適用します。

第3条（訂正追加保険料の払込み）

- (1) 前条 (1) のクレジットカードを使用した訂正追加保険料の払込みは、次の定める次の①または②のいずれかの方法により払い込むこととします。
- ① 初回訂正追加保険料払込期日までに、訂正追加保険料の全額を一時に払い込む方法
 - ② 訂正追加分割保険料を、毎月の重要確認書類記載の払込期日までに払い込む方法。ただし、次のいずれかに該当する場合があります。
 - ア. この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合
 - イ. この保険契約に保険料分割払特約（大口）が適用されている場合
 - ウ. この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されており、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合
- (2) この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されている場合において、当会社が訂正追加保険料を請求したときは、初年度の翌保険年度（注1）以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。
- (3) 保険契約者から、訂正追加保険料をクレジットカードを使用し、支払う旨の申出があった場合には、当社は、オンソーゼーション（注2）を行い、クレジットカード発行会社からクレジットカードによる訂正追加保険料の支払が承認された時に訂正追加保険料の払込みが完了したものとみなします。
- (4) (3) の場合において、クレジットカードによる訂正追加保険料の支払が承認されないときは、保険契約者等は、そのクレジットカード以外のクレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。
- (5) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(3) の規定は適用しません。
- ① 当会社がクレジットカード発行会社から訂正追加保険料を領収できない場合、ただし、保険契約者等が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき訂正追加保険料の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われないうち
 - ③ 当会社に直接支払うべき保険料がある場合に、その保険料の全額が支払われていないとき。

(注1) 保険年度

初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

(注2) オンソーゼーション

当社が、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことをいいます。

第4条（訂正追加保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- 前条 (5) ①の訂正追加保険料を領収できない場合には、当社は、保険契約者に訂正追加保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者等が、クレジットカード発行会社に対して訂正追加保険料を既に支払っているときは、当社は、その支払った訂正追加保険料について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者等が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当社が訂正追加保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその訂正追加保険料を支払ったときは、前条 (3) の規定を適用します。

第5条（初回訂正追加保険料領収前の事故）

- (1) 第2条（クレジットカードを使用した訂正追加保険料支払の承認）(1) に定めるところに従い、当社が請求した初回訂正追加保険料について、初回訂正追加保険料払込期日までに第3条（訂正追加保険料の払込み）(3) のクレジットカードによる初回訂正追加保険料の支払が承認されない場合には、保険契約者は、初回訂正追加保険料を初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1) の初回訂正追加保険料について、保険契約者が初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌末日までにその払込みを怠った場合は、初回訂正追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いません。
- (3) 被保険者または損害賠償請求権者が、初回訂正追加保険料払込前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回訂正追加保険料を当社に払い込まなければなりません。

第6条（初回訂正追加保険料払込み前の保険金支払に関する特約）

- (1) 前条 (3) の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回訂正追加保険料が払い込まれたものとして初回訂正追加保険料払込前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- ① 事故の発生の日が初回訂正追加保険料払込期日以前であること
 - ② 保険契約者が初回訂正追加保険料を初回訂正追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行うこと
- (2) (1) ②の確約に反して初回訂正追加保険料が初回訂正追加保険料払込期日までに初回訂正追加保険料の払込みを怠り、かつ、初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第7条（解除—初回訂正追加保険料不払の場合）

- (1) 当社は、初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに、初回訂正追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1) の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

第8条（保険料分割払特約の読替）

第3条（訂正追加保険料の払込み）(1) ②の規定により訂正追加保険料を分割して払い込む場合は、次の①から③までの規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	読み替える規定	読替前	読替後
① 保険料分割払特約	第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第2回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料
	第6条（解除—第2回目以降の分割保険料不払の場合）		
② 保険料分割払特約（大口）	第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責）	保険料	保険料とこの特約による第2回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料
	第6条（解除—第2回目以降の保険料不払の場合）		
③ 保険料分割払特約（長期）	第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第2回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料
	第6条（解除—第2回目以降の分割保険料不払の場合）		

第9条（返還保険料の取扱い）

訂正の申出等に伴い、保険料の返還が生じた場合には、あらかじめ保険契約者から反対の意思表示のない限り、当社は、返還保険料の全額を一括してまたは当社定める回数に分割して、当社が定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができます。

第10条（保険料の返還の特約）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合で、第4条（訂正追加保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）(1) の規定により当社が保険契約者に直接請求した訂正追加保険料があるときは、当社は、その全額の請求を確認した後に保険料を返還します。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

34 異動追加返還保険料の口座決済に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義							
異動	保険証券または保険契約申込書の記載事項について生じた訂正もしくは変更または保険契約者による保険契約の条件の変更をいいます。							
異動追加分割保険料	異動追加保険料を、未經過期間等によって当社が決定する回数および金額に分割したものをいいます。							
異動追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当社が保険契約者に請求する保険料をいいます。ただし、この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されている場合には、同特約第4条（追加保険料の払込み）(1)またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当社が保険契約者に請求する変更年度追加保険料をいいます。							
異動日	異動の通知を当社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいい、その通知を当社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当社が異動を承認した時とします。ただし、その通知が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める日または時とします。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>異動日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出</td> <td>保険期間の初日</td> </tr> <tr> <td>イ. 同条項第4条（通知義務）(1)の通知</td> <td>次のいずれか遅い時 (ア) 同①から③までのいずれかに該当する事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日</td> </tr> <tr> <td>ウ. 同条項第11条（協定保険価額および保険金額の変更または調整）(2)の通知</td> <td>その通知が行われた時</td> </tr> </tbody> </table>	区分	異動日	ア. 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日	イ. 同条項第4条（通知義務）(1)の通知	次のいずれか遅い時 (ア) 同①から③までのいずれかに該当する事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日	ウ. 同条項第11条（協定保険価額および保険金額の変更または調整）(2)の通知
区分	異動日							
ア. 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日							
イ. 同条項第4条（通知義務）(1)の通知	次のいずれか遅い時 (ア) 同①から③までのいずれかに該当する事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日							
ウ. 同条項第11条（協定保険価額および保険金額の変更または調整）(2)の通知	その通知が行われた時							
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。							
初回異動追加保険料	第2条（異動追加保険料の払込み）(2)①の規定により異動追加保険料を一時に払い込む場合は異動追加保険料全額をいい、同②の規定により異動追加保険料を分割して払い込む場合は第1回異動追加分割保険料をいいます。							
初回異動追加保険料払込期日	変更確認書記載の初回異動追加保険料払込期日をいいます。							
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。							
払込期日	提携金融機関ごとの約定振替日をいいます。							
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。							

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に次の①から④までのいずれかの特約が適用されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。ただし、②から④までのいずれかの特約が適用されている場合は、保険料払込方式が口座振替のときに限ります。

- ① 初回保険料の口座振替に関する特約
- ② 保険料分割払特約
- ③ 保険料分割払特約（大口）
- ④ 保険料分割払特約（長期）

第2条（異動追加保険料の払込み）

- (1) この特約により、保険契約者または被保険者が異動の通知を保険証券記載の連絡先に先行し、当社が口座振替の方法により異動追加保険料を請求した場合は、異動追加保険料の払込みは、払込期日に指定口座から当社の口座に振り替えることにより行うものとします。
- (2) (1)の異動追加保険料の払込みは、当社の定める次の①または②のいずれかの方法により払い込むこととします。
 - ① 払込期日に、異動追加保険料の全額を一時に振り替える方法。
 - ② 異動追加保険料の払込期日に振り替える方法。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、適用されません。
 - ア. この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合
 - イ. この保険契約に保険料分割払特約（大口）が適用されている場合
 - ウ. この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されており、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合
- (3) 変更確認書に記載された異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、当社は、異動後の条件で保険金を支払います。
- (4) この保険契約に次の①から③までのいずれかの特約が適用されている場合には、それぞれ下表の規定を適用しません。

特約	適用しない規定
① 保険料分割払特約	同特約第4条（追加保険料の払込み）の規定
② 保険料分割払特約（大口）	同特約第4条（追加保険料の払込み）の規定
③ 保険料分割払特約（長期）	同特約第4条（追加保険料の払込み）(1)から同条(3)までの規定

- (5) 保険契約者は、異動追加保険料払込期日の前日までに、異動追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (6) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)⑤の通知および承認の請求を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があるときに限り、これを撤回することができます。

第3条（初回異動追加保険料領収前の事故）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)に定めるところに従い、当社が請求した初回異動追加保険料について、初回異動追加保険料払込期日にその払込みがない場合には、保険契約者は、初回異動追加保険料を初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の初回異動追加保険料について、保険契約者が初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った初回異動追加保険料	異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)①または同②の規定により当社が請求した初回異動追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 同③の規定により当社が請求した初回異動追加保険料	当社は、保険金を支払いません。ただし、同条項第8条（入替自動車の自動補償）(1)の規定の適用にあたっては、その損害または傷害が同条項<用語の定義>に定める取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害である場合を除きます。
③ 同条項第15条(1)⑤の規定により当社が請求した初回異動追加保険料	当社は、保険契約条件の変更についての異動の通知がなかったものとして、普通保険約款（注1）に従い、保険金を支払います。

- (3) 保険契約者の故意により初回異動追加保険料が初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに払い込まなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合を除き、当社は、「初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌末日」を「初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えて(1)、(2)、次条(2)、第5条（解除—初回異動追加保険料不払の場合）(1)および同条(2)②の規定を適用します。

- ① 初回異動追加保険料が、初回異動追加保険料払込期日に口座振替できず、かつ、その翌月の払込期日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
 ② 初回異動追加保険料払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべきこの保険契約の保険料（注2）が、その払込期日およびその翌月の払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
 (4) 被保険者または損害賠償請求者が、異動以後（2）に定める期間内に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回異動追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(注1) 普通保険約款

保険証券記載の自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。）について適用される他の特約を含みます。

(注2) 初回異動追加保険料払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべきこの保険契約の保険料

保険期間（1）を超過する場合は、初回異動追加保険料と同一年間の保険料（初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。）の保険料に限ります。

第4条（初回異動追加保険料払込み前の保険金支払に関する特則）

- (1) 前条（4）の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回異動追加保険料が払い込まれたものとして初回異動追加保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
 ① 事故の発生の日が初回異動追加保険料払込期日以前であること。
 ② 損害賠償請求者が初回異動追加保険料を初回異動追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
 (2) (1) ②の確約に応じて保険契約者が初回異動追加保険料払込期日に初回異動追加保険料の払込みを怠り、かつ、初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、異動以後に生じた事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金（注3）について、それぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った初回異動追加保険料	当会社が返還を請求することができる金額
① 前条（2）①または同②の初回異動追加保険料	既に支払った保険金の全額
② 同③の初回異動追加保険料	次の算式により算出された金額 $\text{既に支払った保険金の額} - \text{同③の保険金の額}$

(注3) 既に支払った保険金

普通保険約款基本条項第8条（入替自動車の自動補償）の規定により、同条項（用語の定義）に定める取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金を除きます。

第5条（解除 - 初回異動追加保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに、初回異動追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、初回異動追加保険料払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
 (2) 普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(3)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、次の①および②に定める条件をいずれも満たすときには、当会社は、その解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、(1)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第12条（3）の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。
 ① 初回異動追加保険料払込期日以前に同条（3）の規定による解除の効力が生じた日があること。
 ② 初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに、初回異動追加保険料の払込みがないこと。

第6条（初回異動追加保険料不払の場合の特則）

当会社は、保険契約者が初回異動追加保険料払込期日までに初回異動追加保険料を払い込むことを怠り、かつ、払い込むことを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を初回異動追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第7条（保険料分割払特約の読替え）

第2条（異動追加保険料の払込み）(2) ②の規定により異動追加保険料を分割して払い込む場合は、次の①から③までの規定を、下表のとおり読み替えて適用します。

	読み替える規定	読替前	読替後
① 保険料分割払特約	第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責） 第6条（解除 - 第2回目以降の分割保険料不払の場合）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第2回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料
② 保険料分割払特約（大口）	第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責） 第6条（解除 - 第2回目以降の保険料不払の場合）	保険料	保険料とこの特約による第2回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料
③ 保険料分割払特約（長期）	第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責） 第6条（解除 - 第2回目以降の分割保険料不払の場合）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第2回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料

第8条（返還保険料の指定口座への振込み）

保険契約の内容に異動が生じ、保険料の返還が生じた場合には、あらかじめ保険契約者から反対の意思表示のないかぎり、保険料の返還は、異動日の属する月の翌月の25日（注4）に指定口座に振り込むことによって行うことができるものとします。

(注4) 翌月の25日

提携金融機関の休業日に該当する場合は、その休業日の翌営業日とします。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

㊦ 異動追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
異動	保険証券または保険契約申込書の記載事項について生じた訂正もしくは変更または保険契約者による保険契約の条件の変更をいいます。
異動追加分割保険料	異動追加保険料を、未經過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割したものをいいます。
異動追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険契約者に請求する保険料をいいます。ただし、この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されている場合には、同特約第4条（追加保険料の払込み）(1)またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険契約者に請求する変更年度追加保険料をいいます。

	異動の通知を当社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいい、その通知を当社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当社が異動を承認した時とします。ただし、その通知が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める日または時とします。	
異動日	区 分	異動日
	ア. 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日
	イ. 同条項第4条（通知義務）(1)の通知	次のいずれか遅い時 (ア) ①から③までのいずれかに該当する事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日
	ウ. 同条項第11条（協定保険価額および保険金額の変更または調整）(2)の通知	その通知が行われた時
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。	
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。	
初回異動追加保険料	第3条（異動追加保険料の払込み）(1)①の規定により異動追加保険料を一時に払い込む場合は異動追加保険料全額をいい、同②の規定により異動追加保険料を分割して払い込む場合は第1回異動追加分割保険料をいいます。	
初回異動追加保険料払込期日	変更確認書記載の初回異動追加保険料払込期日をいいます。	
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。	
保険契約者等	保険契約者または会員規約書に基づくクレジットカードの使用権者（注）をいいます。 (注) <u>クレジットカードの使用権者</u> 会員として認められた法人を含みます。	

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約が適用されている場合に適用されます。

第2条（クレジットカードを使用した異動追加保険料支払の承認）

- 保険契約者または被保険者が異動の通知を当社に行い、当社が異動追加保険料を請求した場合は、当社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、異動追加保険料を支払うことを承認します。
- 次条以下の規定は、クレジットカードを使用した異動追加保険料の支払ごとに適用します。

第3条（異動追加保険料の払込み）

- 前条(1)のクレジットカードを使用した異動追加保険料の払込みは、当社の定める次の①または②のいずれかの方法により払い込むこととします。
 - 初回異動追加保険料払込期日までに、異動追加保険料の全額を一時に払い込む方法
 - 異動追加分割保険料を、毎月の変更確認書記載の払込期日までに払い込む方法。ただし、次のいずれかに該当する場合に限りまず、この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されており、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合
 - この保険契約に保険料分割払特約（大口）が適用されている場合
 - この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されており、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合
- 保険契約者から、異動追加保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合には、当社は、オンラインセッション（注1）を行い、クレジットカード発行会社からクレジットカードによる異動追加保険料の支払が承認された時に異動追加保険料があったものとみなします。
- (2)の場合において、クレジットカードによる異動追加保険料の支払が承認されないときは、保険契約者等は、そのクレジットカード以外のクレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。
- 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
 - 当社がクレジットカード発行会社から異動追加保険料を徴収できない場合。ただし、保険契約者等が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき異動追加保険料の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - 会員規約等に定める手続が行われていない場合
 - 当社に直接支払うべき保険料がある場合に、その保険料の全額が支払われていないとき。
- 変更確認書記載された異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、当社は、異動後の条件で保険金を支払います。
- この保険契約の次の①から③までのいずれかの特約が適用されている場合は、それぞれ下表の規定は適用しません。

特約	適用しない規定
① 保険料分割払特約	同特約第4条（追加保険料の払込み）の規定
② 保険料分割払特約（大口）	同特約第4条（追加保険料の払込み）の規定
③ 保険料分割払特約（長期）	同特約第4条（追加保険料の払込み）(1)から同条(3)までの規定

- 保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)⑤の通知および承認の請求を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があるときに限り、これを撤回することができます。

(注1) オンラインセッション

当社が、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性及び利用限度額内であること等の確認を行うことをいいます。

第4条（異動追加保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- 前条(4)①の異動追加保険料を徴収できない場合には、当社は、保険契約者が異動追加保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者等が、クレジットカード発行会社に対して異動追加保険料を既に支払っているときは、当社は、その支払った異動追加保険料について保険契約者等が請求できないものとします。
- 保険契約者等が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が異動追加保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその異動追加保険料を支払ったときは、前条(2)の規定を適用します。

第5条（初回異動追加保険料領収前の事故）

- 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)に定めるところに従い、当社が請求した初回異動追加保険料について、初回異動追加保険料払込期日までに第3条（異動追加保険料の払込み）(2)のクレジットカードによる初回異動追加保険料の支払が承認されない場合には、保険契約者は、初回異動追加保険料を初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社に払い込まなければなりません。
- (1)の初回異動追加保険料について、保険契約者が初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った初回異動追加保険料	異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)①または同②の規定により当社が請求した初回異動追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 同③の規定により当社が請求した初回異動追加保険料	当社は、保険金を支払いません。ただし、同条項第8条（入替自動車の自動補償）(1)の規定の適用にあたっては、その損害または傷害が同条項<用語の定義>に定める取得日の翌日から起算して30日以内が生じた事故による損害または傷害である場合を除きます。
③ 同条項第15条(1)⑤の規定により当社が請求した初回異動追加保険料	当社は、保険契約条件の変更についての異動の通知がなかったものとして、普通保険約款（注2）に従い、保険金を支払います。

- 被保険者または損害賠償請求権者が、異動日以後(2)に定める期間内に生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回異動追加保険料を当社に払い込まなければなりません。

(注2) 普通保険約款

保険証券記載の自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。）について適用される他の特約を含みます。

特約

保険料のお支払いに関する特約

第6条（初回異動追加保険料払込み前の保険金支払に関する特則）

- (1) 前条(3)の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回異動追加保険料が払い込まれたものとして初回異動追加保険料払込み前に生じた事故または傷害に対しては保険金を支払います。
- ① 事故の発生の日が初回異動追加保険料払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が初回異動追加保険料を初回異動追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行うこと。
- (2) (1)②の確約に反して保険契約者が初回異動追加保険料払込期日までに初回異動追加保険料の払込みを怠り、かつ、初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金（注3）について、それぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った初回異動追加保険料	当社が返還を請求することができる金額
① 前条(2)①または同②の初回異動追加保険料	既に支払った保険金の全額
② 同③の初回異動追加保険料	次の算式により算出された金額 既に支払った保険金の額 - 同③の保険金の額

（注3）既に支払った保険金

普通保険約款基本条項第8条（入替自動車の自動補償）の規定により、同条項<用語の定義>に定める取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金を除きます。

第7条（解除—初回異動追加保険料不払の場合）

- (1) 当社は、初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回異動追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、初回異動追加保険料払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(3)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、次の①および②に定める条件をいずれも満たすときは、当社は、その解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当社が解除したものとすることができ、この場合の解除は、(1)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第12条(3)の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 初回異動追加保険料払込期日以前に同条(3)の規定による解除の効力が生じた日があること。
- ② 初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回異動追加保険料の払込みがないこと。

第8条（保険料分割払特約の読替え）

第3条（異動追加保険料の払込み）(1)②の規定により異動追加保険料を分割して払い込む場合は、次の①から③までの規定を、下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定		読替前	読替後
① 保険料分割払特約	第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第2回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料
	第6条（解除—第2回目以降の分割保険料不払の場合）		
② 保険料分割払特約（大口）	第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責）	保険料	保険料とこの特約による第2回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料
	第6条（解除—第2回目以降の保険料不払の場合）		
③ 保険料分割払特約（長期）	第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第2回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料
	第6条（解除—第2回目以降の分割保険料不払の場合）		

第9条（返還保険料の取扱い）

この保険契約の内容に異動が生じ、保険料の返還が生じた場合には、あらかじめ保険契約者から反対の意思表示のないかぎり、当社は、返還保険料の全額を一括してまたは当社が定める回数に分割して、当社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。

第10条（保険料の返還の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合で、第4条（異動追加保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）(1)の規定により当社が保険契約者に直接請求した異動追加保険料があるときには、当社は、その全額の領収を確認した後に保険料を返還します。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

㊦ 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
契約内容の変更日	変更の通知等を当社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいい、変更の通知等を当社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当社が変更の通知等を承認した時とします。ただし、変更の通知等が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める日または時とします。	
	区分	契約内容の変更日
	ア. 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日
	イ. 同条項第4条（通知義務）(1)の通知	次のいずれか遅い時 (ア) 同①から③までのいずれかに該当する事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日
ウ. 同条項第5条（保険契約者の住所変更）または同条項第11条（協定保険価額および保険金額の変更または調整）(2)の通知	その通知が行われた時	
第1回追加保険料	この保険契約に適用される他の特約の規定により保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合の第1回目の追加保険料をいいます。	
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当社が請求した追加保険料をいいます。	
追加保険料払込期日	契約内容の変更日からその日を含めて14日後の日をいいます。	
変更の通知等	保険証券または保険契約申込書の記載事項について生じた訂正の申出もしくは変更の通知または保険契約者による保険契約の条件の変更の通知をいいます。	
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。	

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券がこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約による通知方法)

- 1 保険契約者または被保険者は、変更の通知等を行う場合は、当社が承認するとき限り、書面、電話またはファクシミリ等の通信方法により、保険証券記載の連絡先に行うことができます。この場合、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)⑤の通知および承認の請求については、保険契約者または被保険者に正当な理由があるときに限り、これを撤回することができます。
- 2 (1)の場合、契約内容の変更日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、当社は、変更後の条件で保険金を支払います。
- 3 保険契約者がこの保険契約を解除するためこの保険契約の普通保険約款の規定による通知を行う場合には、書面により当社に行わなければならないとせん。

第3条 (追加保険料の払込みに関する特則)

当社は、保険契約者または被保険者が前条(1)の変更の通知等を行った場合は、その追加保険料または第1回追加保険料が追加保険料払込期日までに払い込まれなかったときに限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める追加保険料領取前に生じた事故の取扱に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者が行った変更の通知等が次の①または②のいずれかに該当する場合は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）2①の規定を適用します。

① 同条項第3条（告知義務）(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出

② 同条項第4条（通知義務）(1)の通知

第4条 (解除—追加保険料等不払の場合)

- 1 当社は、保険契約者が追加保険料または第1回追加保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 2 普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(3)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、次の①および②に定める条件をいずれも満たすときには、当社は、その解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、(1)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第12条(3)の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。
 - ① 追加保険料払込期日以前に同条(3)の規定による解除の効力が生じた日があること。
 - ② 保険契約者が追加保険料または第1回追加保険料の払込みを怠ったこと。
- 3 当社は、前条ただし書の場合は、(1)および(2)の規定を適用しません。

第5条 (普通保険約款および他の特約との関係等)

- 1 この特約の規定は、保険契約者または被保険者が行う変更の通知等ごとに個別に適用します。
- 2 この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑦ 団体扱特約（一般A）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義									
解除日	第6条（特約の失効または解除）(2)の規定により当社がこの特約を解除した日をいいます。									
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。									
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。									
集金不能日	第6条（特約の失効または解除）(1)①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。									
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。									
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 (注) 企業体 法人・個人の別を問いません。									
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の追加保険料をいいます。									
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。									
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。 次の算式により算出された額をいいます。									
未払込保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">未払込保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 保険期間が1年以下の場合</td> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>－ 既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>イ. 保険期間が1年を超える場合</td> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年保険料</td> <td>－ 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	未払込保険料		ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料	－ 既に払い込まれた保険料の総額	イ. 保険期間が1年を超える場合	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年保険料	－ 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額
	区分	未払込保険料								
ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料	－ 既に払い込まれた保険料の総額								
イ. 保険期間が1年を超える場合	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年保険料	－ 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額								

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注1）に勤務し、毎月その企業体（注1）から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - ア. 団体と当社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限り。
 - イ. 職域労働組合等と当社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等がアただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限り。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

区分	委託内容
ア. 集金者が団体である場合	保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当社の指定する場所に支払うこと。
イ. 集金者が職域労働組合等である場合	団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当社の指定する場所に支払うこと。

(注1) 企業体

法人：個人の別を問いません。

第2条 (保険料の払込方法)

当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

特約

団体扱・集団扱に関する特約

② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合

ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当社に払い込むか、または**集金契約**に定めるところにより、**集金者**を経て払い込むこと。
イ. 第2回以降の保険料は、**集金契約**に定めるところにより、**集金者**を経て払い込むこと。

第3条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条Aの保険料または同条②アの第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が**集金契約**に定めるところにより、**集金者**を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条 (追加保険料の払込み)

- 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求)(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料(注2)を請求した場合は、保険契約者は**集金者**を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (1)の場合において、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求)(2)①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料(注2)を請求し、**集金者**を経て払い込むこととします。ただし、第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、**保険期間**が1年を超えるときは、普通保険約款基本条項第15条の追加保険料を読み替えて適用します。
- 当会社は、第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、**保険期間**が1年を超えるときは、契約内容を変更すべき期間の初日の属する**保険年度**の翌**保険年度**以降の**保険料**については、変更後の**保険契約**の条件による**保険料**に変更します。

(注2) 追加保険料

第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、**保険期間**が1年を超えるときは、**変更年度追加保険料**とします。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、**集金者**を経て払い込まれた**保険料**については、領収した**保険料**の合計額に対する**保険料領収証**を**集金者**に対して発行し、**保険契約者**に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、**集金不能日**から将来に向かってのみその効力を失います。
 - 集金契約**が解除された場合
 - 保険契約者**が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - 保険契約者**がその受け取るべき給与から**保険料**を控除することを拒んだ場合
 - ①から③までの場合のほか、この**保険契約**について**集金契約**に基づく**集金者**による**保険料**の**集金**が行われなくなった場合
- 当会社は、この**保険契約**に係る**集金契約**の対象となる**保険契約者**の人数(注3)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 - (1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、**保険契約者**に対して書面によりその旨を通知します。

(注3) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の**保険契約者**が複数の**団体**別に**特約付保険契約**を締結している場合は1名と数えます。また、複数の**集金契約**(注4)が締結されている場合には、それぞれの**集金契約**(注4)の**保険契約者**の人数の合計とします。

(注4) 集金契約

「**保険料集金**に関する**契約書(一般B)**」および「**保険料集金に関する契約書(一般C)**」による**保険料集金契約**を含みます。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- 保険契約者**は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める**払込期日**までに、**未払込保険料**の全額を**集金者**を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日 の翌日から起算して1か月後の日
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日 の翌日から起算して1か月後の日

- 当会社は、(1)に定める**払込期日**までに**未払込保険料**の全額が払い込まなかった場合には、**集金不能日**または**解除日**から**未払込保険料**の全額を領収するまでの間に生じた**事故**による**損害**または**傷害**に対しては、**保険金**を支払いません。
- 当会社は、(1)に定める**払込期日**までに**未払込保険料**の全額が払い込まれない場合は、**保険契約**を解除することができます。
- 当会社は、(2)の解除を行う場合には**保険契約者**に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は**集金不能日**または**解除日**から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- 第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、**保険期間**が1年を超えるときは、第6条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの**翌保険年度**以降の**保険料**の**払込方法**は年払とし、その**払込期日**は各**保険年度**の**初日**応当日とします。
- 保険契約者**は、当社に申し出て、(1)の**翌保険年度**以降の**保険料**の**払込方法**を月払とすることができます。
- (1)および(2)の場合は、**集金不能日**または**解除日**以降最初に到来する各**保険年度**の**初日**応当日から**保険期間**の**末日**までの期間においては、**保険料**分割**払特約(長期)**を適用します。

第9条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この**保険契約**の**普通保険約款**およびこれに付帯された他の**特約**の規定を準用します。

③ 団体扱特約 (一般B)

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第6条(特約の失効または解除)(2)の規定により当社がこの特約を解除した日をいいます。
事業所	保険契約者 がこの 保険契約 締結の時に勤務している 事業所 をいいます。
集金契約	「 保険料集金に関する契約書(一般B) 」による 保険料集金契約 をいいます。
集金者	当社と社との間に 集金契約 を締結した者をいいます。
集金不能日	第6条(特約の失効または解除)(1)①から④までのいずれかの事実が発生したことにより 集金者 による 保険料 の 集金 が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者 が給与の支払を受けている 企業体 (注)をいいます。 (注) 企業体 法人・個人の別を問いません。
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の 初日 の属する 保険年度 の 追加保険料 をいいます。
保険期間	保険証券 記載の 保険期間 をいいます。
保険年度	初年度 については、 保険期間 の 初日 から1年間、 次年度 以降については、それぞれの 保険期間 の 初日 応当日から1年間をいいます。

未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。	
	区分	未払込保険料
	ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額
イ. 保険期間が1年を超える場合	この保険契約に定められた、 集金不能日 または 解除日 の属する 保険年度 の1か年分保険料	既に払い込まれたその 保険年度 の保険料の総額

第1条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注1）に勤務し、毎月その企業体（注1）から給与の支払を受けていること。
 - ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 団体
 - イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
 - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(注1) 企業体

法人、個人の別を問いません。

第2条 (保険料の払込方法)

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第3条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の保険料または同条②アの第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)に定めるところに従い、当会社が追加保険料（注2）を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の場合において、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(2)①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料（注2）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条（2）に定めるところにより取り扱います。ただし、第2条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、普通保険約款基本条項第15条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。
- (3) 当会社は、第2条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、契約内容を変更すべき期間の初日の属する**保険年度**の翌**保険年度**以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

(注2) 追加保険料

第2条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、変更年度追加保険料とします。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、**集金不能日**から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者またはその代理人が、保険料を事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金による保険料の集金が行われなかった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注3）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注3) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体別に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約（注4）が締結されている場合は、それぞれの集金契約（注4）の保険契約者の人数の合計とします。

(注4) 集金契約

「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」、「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」および「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約を含みます。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日の翌日から起算して1か月後の日
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か月後の日

- (2) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 第2条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌**保険年度**以降の保険料の払込方法は年払とし、その払込期日は各**保険年度**の初日当日とします。
- (2) 保険契約者は、当会社に申し出て、(1)の翌**保険年度**以降の保険料の払込方法を月払とすることができます。
- (3) (1)および(2)の場合は、集金不能日または解除日以降最初に到来する各**保険年度**の初日から**保険期間**の末日までの期間においては、保険料分割払特約（長期）を適用します。

第9条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

39 団体扱特約（一般C）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義									
解除日	第6条（特約の失効または解除）(2)の規定により当社がこの特約を解除した日をいいます。									
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。									
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。									
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。									
集金不能日等	第6条（特約の失効または解除）(1)①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同②から④までのいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。									
退職者	企業体（注）を退職した者をいいます。 (注) 企業体 法人・個人の別を問いません。									
他の団体扱特約	団体扱特約（一般A）または団体扱特約（一般B）をいいます。									
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）または保険契約者が退職時に在籍していた企業体（注）をいいます。 (注) 企業体 法人・個人の別を問いません。									
分割未払込保険料	第9条（退職者に対する特則）(1)の規定に従い分割して払い込むべき未払込保険料をいいます。									
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の追加保険料をいいます。									
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。									
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。									
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">未払込保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 保険期間が1年以下の場合</td> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>イ. 保険期間が1年を超える場合</td> <td>この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	未払込保険料		ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額	イ. 保険期間が1年を超える場合	この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額
	区分	未払込保険料								
ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額								
イ. 保険期間が1年を超える場合	この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額								

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当する場合で、かつ、その保険契約者の区分ごとに、それぞれ下表に定める集金者と当社との間に集金契約が締結されていること。

保険契約者	集金者
ア. 公社、公団、会社等の企業体（注1）に勤務し、毎月その企業体（注1）から給与の支払を受けている者	次のいずれかの者 (ア) 団体 (イ) 団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織
イ. 退職者。ただし、退職した企業体（注1）が、その保険契約者について、福利厚生上の必要性を認めた場合に限りす。	次のいずれかの者 (ア) 団体 (イ) 団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織

- ② 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 指定口座から、保険料を集金契約に定めるところにより口座振替にて集金すること。
イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(注1) 企業体
法人・個人の別を問いません。

第2条（保険料の払込方法）

当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条①の保険料または同条②アの第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料（注2）を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
(2) (1)の場合において、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(2)①から③までのいずれかに該当するときは、当社は、追加保険料（注2）の払込みを、かつ、保険期間が1年を超えるときは、普通保険約款基本条項第15条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。
②の場合で、かつ、追加保険料が1年を超えるときは、普通保険約款基本条項第15条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。
③の場合で、かつ、追加保険料が1年を超えるときは、契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

(注2) 追加保険料

第2条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、変更年度追加保険料とします。

第5条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合を除きます。
① 集金契約が解除されたこと。

- ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金契約に定める集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかったこと。
- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。
- ④ 当会社が「集金者」からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注3)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1)③の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注3) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約(注4)が締結されている場合には、それぞれの集金契約(注4)の保険契約者の人数の合計とします。

(注4) 集金契約

「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」、「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」および「保険料集金に関する契約書(一般B)」による保険料集金契約を含みます。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日等の翌日から起算して1か月後の日
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か月後の日

- (2) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を引取するまでの間に発生した事故による損害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、第6条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は年払とし、その払込期日は各保険年度の初日応当日とします。
- (2) 保険契約者は、当会社に申し出て、(1)の翌保険年度以降の保険料の払込方法を月払とすることができます。
- (3) (1)および(2)の場合は、集金不能日等または解除日以降最初に到来する各保険年度の初日応当日から保険期間の末日までの期間においては、保険料分割払特約(長期)を適用します。

第9条 (退職者に対する特約)

- (1) 他の団体扱特約が付帯されており、保険料の払込方法が月払である保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料を未経過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、その団体に対して、当会社があらかじめこの取扱いを認めている場合に限りです。
- (2) 保険契約者は、分割未払込保険料を、集金契約の定めるところにより、当会社に払い込まなければなりません。
- (3) 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、第6条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合には、第7条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

第10条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

④ 団体扱特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義						
解除日	第6条(特約の失効または解除)(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。						
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。						
集金不能日	第6条(特約の失効または解除)(1)①から③までのいずれかの事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。						
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。						
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の変更追加保険料をいいます。						
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。						
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。						
	次の算式により算出された額をいいます。						
未払込保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未払込保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 保険期間が1年以下の場合</td> <td>この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>イ. 保険期間が1年を超える場合</td> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か月分保険料 - 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	未払込保険料	ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額	イ. 保険期間が1年を超える場合	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か月分保険料 - 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額
	区分	未払込保険料					
ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額						
イ. 保険期間が1年を超える場合	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か月分保険料 - 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額						

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受取取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第2条 (保険料の払込方法)

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

特約

団体扱・集団扱に関する特約

第3条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の保険料または同条②アの第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が**集金契約**に定めるところにより、**団体**を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求)(1)に定めるところに従い、当会社が追加保険料(注1)を請求した場合は、保険契約者は**団体**を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の場合において、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求)(2)①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料(注1)領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条(2)に定めるところにより取り扱います。ただし、第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、**保険期間**が1年を超えるときは、普通保険約款基本条項第15条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。
- (3) 当会社は、第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、**保険期間**が1年を超えるときは、**契約内容を変更すべき期間の初日**の属する**保険年度**の翌**保険年度**以降の**保険料**については、変更後の**保険契約**の条件による**保険料**に変更します。

(注1) 追加保険料

第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、**保険期間**が1年を超えるときは、**変更年度追加保険料**とします。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、**団体**を経て払い込まれた**保険料**については、**領収した保険料の合計額**にこれを**保険料領収証**を**団体**に対して発行し、**保険契約者**に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- (1) 当特約は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、**集金不能日**から将来に向かってその効力を失います。
- ① **集金契約**が解除された場合
- ② **保険契約者**が**団体**から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他の**保険契約**について**団体**による**保険料**の**集金**が行われなくなった場合
- ③ **保険契約者**が**保険料**を給与から差し引くことを拒んだ場合
- (2) 当会社は、この**保険契約**に係る**集金契約**の対象となる**保険契約者**の人数(注2)が10名未満である場合には、この**特約**を解除することができます。
- (3) (1)①の**事実**が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの**特約**を解除した場合は、当会社は遅滞なく、**保険契約者**に対して**書面**によりその旨を通知します。

(注2) この**保険契約**に係る**集金契約**の対象となる**保険契約者**の人数

同一の**保険契約者**が複数の**団体**に属する**特約付**保険契約****を締結している場合は1名と数えます。また、複数の**集金契約**(注3)が締結されている場合には、それぞれの**集金契約**(注3)の**保険契約者**の人数の合計とします。

(注3) **集金契約**

「**保険料集金**に関する**契約書**〔**口座振替方式**〕」による**保険料集金契約**を含みます。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) **保険契約者**は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める**払込期日**までに、**未払込保険料**の**全額**を**団体**を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日の翌日から起算して1か月後の日
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か月後の日

- (2) 当会社は、(1)に定める**払込期日**までに**未払込保険料**の**全額**が払い込まなかった場合には、**集金不能日**または**解除日**から**未払込保険料**の**全額**を**領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害**に対しては、**保険金**を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に定める**払込期日**までに**未払込保険料**の**全額**が払い込まない場合は、**保険契約**を解除することができます。
- (4) 当会社は、(3)の**解除**を行う場合には**保険契約者**に対して**書面**によりその旨を通知します。この場合の**解除**は**集金不能日**または**解除日**から**将来**に向かってのみその効力を生じます。

第8条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、**保険期間**が1年を超えるときは、第6条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの**特約**が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの**特約**が解除されたときの**翌保険年度**以降の**保険料**の**払込方法**は**年払**とし、その**払込期日**は各**保険年度**の**初日**に相当します。
- (2) **保険契約者**は、**当会社**に申し出て、(1)の**翌保険年度**以降の**保険料**の**払込方法**を**月払**とすることができます。
- (3) (1)および(2)の場合は、**集金不能日**または**解除日**以降**最初**に到来する各**保険年度**の**初日**に相当日から**保険期間**の**末日**までの**期間**においては、**保険料**分割**払特約**(**長期**)を適用します。

第9条 (準用規定)

この**特約**に規定しない事項については、この**特約**の趣旨に反しないがぎり、この**保険契約**の**普通**保険約款****およびこれに付帯された他の**特約**の規定を準用します。

④ 団体扱特約 (口座振替方式)

<用語の定義(五十音順)>

この**特約**において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第6条(特約の失効または解除)(2)の規定により当会社がこの 特約 を解除した日をいいます。
指定口座	保険契約者 の指定する 口座 をいいます。
集金契約	「 保険料集金 に関する 契約書 〔 口座振替方式 〕」による 保険料集金契約 をいいます。
集金者	当会社との間に 集金契約 を締結した者をいいます。
集金不能日等	第6条(特約の失効または解除)(1)①の 事実 の場合は、その 事実 が発生したことにより 集金者 による 保険料 の 集金 が不能となった 最初 の 口座振替日 をいい、同②から④までのいずれかの 事実 の場合は、その 事実 が発生した日をいいます。
退職者	官公署(注)を退職した者をいいます。 (注) 官公署 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。
他の団体扱特約	団体扱特約をいいます。
団体	保険契約者 が給与の支払を受けている 官公署 (注)または 保険契約者 が退職時に在籍していた 官公署 (注)をいいます。 (注) 官公署 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。
分割未払込保険料	第9条(退職者に対する特則)(1)の規定に従い分割して払い込むべき 未払込保険料 をいいます。
変更年度追加保険料	契約内容 を変更すべき 期間 の 初日 の属する 保険年度 の 追加保険料 をいいます。
保険期間	保険証券 記載の 保険期間 をいいます。
保険年度	初年度については、 保険期間 の 初日 から1年間、次年度以降については、それぞれの 保険期間 の 初日 に相当日から1年間をいいます。

	次の算式により算出された額をいいます。	
未払込保険料	区分	未払込保険料
	ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額
	イ. 保険期間が1年を超える場合	この保険契約に定められた、 集金不能日等または解除日の属する保険年度 の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当する場合で、かつ、その保険契約者の区分ごとに、それぞれ下表に定める集金者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

保険契約者	集金者
ア. 官公署(注1)に勤務し、毎月その官公署(注1)から給与の支払を受けている者	団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織等
イ. 退職者。ただし、退職した官公署(注1)が、その保険契約者について、福利厚生上の必要性を認めた場合に限り、	団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織

- ② 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 指定口座から、保険料を集金契約に定めるところにより口座振替にて集金すること。
イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(注1) 官公署

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。

第2条 (保険料の払込方法)

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第3条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の保険料または同条②のアの第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が**集金契約**に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求)(1)に定めるところに従い、当会社が追加保険料(注2)を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1)の場合において普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求)(2)①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料(注2)の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、普通保険約款基本条項第15条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。
(3) 当会社は、第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、契約内容を変更すべき期間の初日の属する**保険年度の翌保険年度以降の保険料**については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

(注2) 追加保険料

第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、**変更年度追加保険料**とします。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、**集金不能日等**から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
(2) ① 集金契約が解除されたこと。
(3) 保険契約者または集金者に帰すべき事由により、保険料が**集金契約**に定める集金日の翌日から起算して1か月以内に**指定口座**から振り替えられなかったこと。
(4) ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。
(5) ④ 当会社が集金者からこの保険契約について**集金契約**に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
(6) 当会社は、この保険契約に係る**集金契約**の対象となる保険契約者の人数(注3)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(7) (1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注3) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の**集金契約**(注4)が締結されている場合には、それぞれの集金契約(注4)の保険契約者の人数の合計とします。

(注4) 集金契約

「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約を含みます。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日等の翌日から起算して1か月後の日
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か月後の日

- (2) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、**集金不能日等**または**解除日**から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険料を支払いません。
(3) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
(4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には**集金契約**に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は**集金不能日等**または**解除日**から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、第6条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの**翌保険年度以降の保険料**の払込方法は年払とし、その払込期日は各**保険年度の初日**応当日とします。
(2) 保険契約者が、当会社に申し出て、(1)の**翌保険年度以降の保険料**の払込方法を月払とすることができます。
(3) (1)および(2)の場合には、**集金不能日等**または**解除日**以降最初に到来する各**保険年度**の初日応当日から**保険期間**の末日までの期間においては、保険料分割払特約(長期)を適用します。

第9条（退職者に対する特則）

- 他の団体扱特約が付帯されており、保険料の払込方法が月払である保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料を未経過期間等によって当社が決定する回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、その団体に対して、当社があらかじめこの取扱いを認めている場合に限ります。
- 保険契約者は、分割未払込保険料を、基金契約の定めるところにより、当社に払い込まなければなりません。
- 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合には、第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

④ 集団扱特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義						
解除日	第6条（特約の失効または解除）(2)の規定により当社がこの特約を解除した日をいいます。						
基金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱用）」による保険料集金契約をいいます。						
集金者	当社との間に基金契約を締結した者をいいます。						
集金日	基金契約に定める集金日をいいます。						
集金不能日等	第6条（特約の失効または解除）(1)①から③までまたは⑤のいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日より集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同条の事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。						
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の変更追加保険料をいいます。						
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。						
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。						
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未払込保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 保険期間が1年以下の場合</td> <td>この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>イ. 保険期間が1年を超える場合</td> <td>この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	未払込保険料	ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額	イ. 保険期間が1年を超える場合	この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額
	区分	未払込保険料					
ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額						
イ. 保険期間が1年を超える場合	この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額						

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。
 - 当社が認める集団
 - アの構成員
 - イの役員または従業員
- 集団その他当社が適当と認めた者と当社との間に基金契約が締結されていること。
- 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 保険契約者から集金日に保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の払込方法）

当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当社に払い込むか、または基金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当社に払い込むか、または基金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、基金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条①の保険料または同条②アの第1回保険料領収前に生じた事故による損害または被害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が基金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料（注1）を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (1)の場合において、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(2)①から③までのいずれかに該当するときは、当社は、追加保険料（注1）領収前に生じた事故による損害または被害に対しては、それぞれ同条(2)に定めるところにより取り扱います。ただし、第2条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、普通保険約款基本条項第15条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。
- 当社は、第2条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の変更追加保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

（注1）追加保険料

第2条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、変更年度追加保険料とします。

第5条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条（特約の失効または解除）

- この特約は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、④については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合を除きます。
 - 基金契約が解除された場合
 - 保険契約者が集団の構成員でなくなった場合（注2）
 - 保険契約者が保険料を集金日に集金者に支払わなかった場合
 - 保険契約者または集金者の真に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に保険契約者の指定する口座から振り替えられなかった場合
 - ①から④までの場合のほか、この保険契約について基金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- 当社は、この保険契約に係る基金契約の対象となる保険契約者の人数（注3）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注2) 保険契約者が集団の構成員でなくなった場合

保険契約者が集団の構成員の役員、従業員である場合は、保険契約者が集団の構成員の役員、従業員でなくなった場合とします。

(注3) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の集団扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約が締結されている場合には、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日等の翌日から起算して1か月後の日
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か月後の日

- (2) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 (3) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
 (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 第2条(保険料の払込方法)②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、第6条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は年払とし、その払込期日は各保険年度の初日应当日とします。
 (2) 保険契約者は、当会社に申し出て、(1)の翌保険年度以降の保険料の払込方法を月払とすることができます。
 (3) (1)および(2)の場合は、集金不能日等または解除日以降最初に到来する各保険年度の初日应当日から保険期間の末日までの期間においては、保険料分割払特約(長期)を適用します。

第9条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑬ 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約 (団体扱および集団扱用)**<用語の定義 (五十音順)>**

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義								
契約内容の変更日	<p>変更の通知等を当会社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいい、変更の通知等を当会社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当会社が変更の通知等を承認した時とします。ただし、変更の通知等が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める日または時とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>契約内容の変更日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 普通保険約款基本条項第3条(告知義務)(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出</td> <td>保険期間の初日</td> </tr> <tr> <td>イ. 同条項第4条(通知義務)(1)の通知</td> <td>次のいずれか遅い時 (ア)①から③までのいずれかに該当する事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日</td> </tr> <tr> <td>ウ. 同条項第5条(保険契約者の住所変更)または同条項第11条(協定保険額および保険金額の変更または調整)(2)の通知</td> <td>その通知が行われた時</td> </tr> </tbody> </table>	区分	契約内容の変更日	ア. 普通保険約款基本条項第3条(告知義務)(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日	イ. 同条項第4条(通知義務)(1)の通知	次のいずれか遅い時 (ア)①から③までのいずれかに該当する事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日	ウ. 同条項第5条(保険契約者の住所変更)または同条項第11条(協定保険額および保険金額の変更または調整)(2)の通知	その通知が行われた時
区分	契約内容の変更日								
ア. 普通保険約款基本条項第3条(告知義務)(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日								
イ. 同条項第4条(通知義務)(1)の通知	次のいずれか遅い時 (ア)①から③までのいずれかに該当する事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日								
ウ. 同条項第5条(保険契約者の住所変更)または同条項第11条(協定保険額および保険金額の変更または調整)(2)の通知	その通知が行われた時								
集金契約	団体扱または集団扱に関する特約に定める集金契約をいいます。								
集金者または団体	団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約(口座振替方式)もしくは集団扱特約に定める集金者または団体扱特約に定める団体をいいます。								
団体扱または集団扱に関する特約	次のいずれかの特約をいいます。 ア. 団体扱特約(一般A) イ. 団体扱特約(一般B) ウ. 団体扱特約(一般C) エ. 団体扱特約 オ. 団体扱特約(口座振替方式) カ. 集団扱特約								
追加保険料払込期日	契約内容の変更日からその日を含めて14日後の日をいいます。								
変更の通知等	保険証券または保険契約申込書の記載事項について生じた訂正の申出もしくは変更の通知または保険契約者による保険契約の条件の変更の通知をいいます。								
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。								

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に団体扱または集団扱に関する特約が適用されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (この特約による通知方法)

- (1) 保険契約者または被保険者は、変更の通知等を行う場合は、当社が承認するときに限り、書面、電話またはファクシミリ等の通信方法により、保険証券記載の連絡先に行うことができます。この場合、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求)(1)⑤の通知および承諾の請求については、保険契約者または被保険者に正当理由がある場合に限り、これを撤回することができます。
 (2) (1)の場合は、契約内容の変更日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、変更後の条件で保険金を支払います。
 (3) 保険契約者がこの保険契約を解除するためこの保険契約の普通保険約款の規定による通知を行う場合には、書面により当社に行わなければなりません。

第3条 (追加保険料の払込みに関する特約)

保険契約者または被保険者が前条(1)の変更の通知等を行い、当社が追加保険料(注)を請求した場合は、団体扱または集団扱に関する特約第4条(追加保険料の払込み)(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、次の①または②のいずれかに定める方法により、追加保険料(注)を払い込むことができます。ただし、②については、集金契約において追加保険料(注)を集金者または団体が集金することについて約定されている場合に限り適用することができます。
 ① 追加保険料(注)の全額を集金者または団体を経ることなく一時に当社に払い込むこと。
 ② 追加保険料(注)の全額を集金契約に定めるところにより一時に当社に払い込むこと。

(注) 追加保険料

保険期間が1年を超える場合は、契約内容の変更日の属する保険年度(初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日应当日から1年間をいいます。)の追加保険料とします。

第4条 (追加保険料の分割払)

保険契約者または被保険者が第2条(この特約による通知方法)(1)の変更の通知等を行い、当社が追加保険料(注)を請求した場合は、団体扱または集団扱に関する特約第4条(追加保険料の払込み)(1)の規定にかかわらず、追加保険料(注)を未經過期間等によって当社が決定する回数および金額に分割して、次の①または②のいずれかに定める方法により払い込むことができます。ただし、集金契約において追加保

特約

団体扱・集団扱に関する特約

保険料（注）を集金者または団体が集金することについて約定されている場合であって、保険料の払込方法が月払のときに限るものとし、
 ① 第1回追加保険料については集金者または団体を結ることなく、また、第2回目以降の追加保険料については集金契約に定めるところにより払い込むこと。
 ② すべての分割した追加保険料を集金契約に定めるところにより払い込むこと。

第5条（追加保険料不払の場合）

- (1) 当社は、保険契約者が集金者または団体を結ることなく払い込むべき第3条（追加保険料の払込みに関する特則）①の追加保険料（注）または前条①の第1回追加保険料が、追加保険料払込期日までに払い込まなかった場合に限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める追加保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者が行った変更の通知書が次の①または②のいずれかに該当する場合は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(2)①の規定を適用します。
- ① 同条項第3条（告知義務）(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出
 ② 同条項第4条（告知義務）(1)の通知
- (2) 当社は、保険契約者が集金契約の定めるところにより払い込むべき①から③までの追加保険料は、この保険契約に適用される団体扱または集団扱に関する特約にいう保険料にも含むものとみなします。
- ① 第3条（追加保険料の払込みに関する特則）②の追加保険料（注）
 ② 前条①の第2回目以降の追加保険料
 ③ 同条②の追加保険料
- (3) 当社は、保険契約者が集金者または団体を結ることなく払い込むべき第3条（追加保険料の払込みに関する特則）①の追加保険料（注）または前条①の第1回追加保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(3)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、次の①および②に定める条件をいずれも満たすときには、当社は、その解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、(3)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第12条(3)の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 追加保険料払込期日以前に同条(3)の規定による解除の効力が生じた日があること。
 ② 保険契約者が集金者または団体を結ることなく払い込むべき第3条（追加保険料の払込みに関する特則）①の追加保険料（注）または前条①の第1回追加保険料の払込みを怠ったこと。
- (5) 当社は、(1)ただし書の場合は、(3)および(4)の規定を適用しません。

第6条（普通保険約款および他の特約との関係等）

- (1) この特約の規定は、保険契約者または被保険者が行う変更の通知等ごとに個別に適用します。
 (2) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

44 保険証券の発行に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険証券の発行）

- (1) 当社は、この特約により、保険証券を発行しません。
 (2) 保険契約者が、保険期間の中で当会社に対して保険証券の発行を請求する場合には、この特約を削除するものとします。この場合、当社は、次の算式により算出された額を、追加保険料として請求できます。

$$\boxed{\text{この特約を付帯しない場合の保険料}} - \boxed{\text{この保険契約の保険料}} = \text{追加保険料}$$

第3条（保険証券の記載事項に関する特則）

当社は、この特約により、この保険契約の契約内容としてインターネットの専用ホームページ（注）に表示した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

（注）インターネットの専用ホームページ

保険契約者に対して送付する書面に、アドレスを記載します。

第4条（保険金の請求に関する特則）

当社は、この特約により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い保険金の支払を請求する場合であっても、当社に対する保険証券の提出を要しません。

45 補償対象外運転者に対する救済補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者限定の変更	次のいずれかに該当する変更をいいます。 ア、運転者限定特約第1条（この特約の適用条件）の契約自動車を運転する者についての、「本人・配偶者型」から「家族型」への変更 イ、同特約の削除
運転者年齢条件等の変更	次のいずれかに該当する変更をいいます。 ア、運転者年齢条件特約の運転者の年齢条件の変更 イ、同特約の削除 ウ、運転者年齢条件の変更予約特約の削除
運転免許	道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条（運転免許）第1項に定める運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
限定運転者	運転者限定特約第2条（限定運転者）に定める限定運転者をいいます。ただし、記名被保険者を除きます。
続柄等変更日	第2条（被保険者の範囲）①の被保険者が限定運転者に該当しなくなった日をいいます。
年齢条件特約	運転者年齢条件特約および運転者年齢条件の変更予約特約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をい、内縁の相手方を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	保険期間の初日からその日を含めて1年を単位とする期間ごとに定めるものとし、最終年度については、その期間が1年未満であっても、1保険年度とします。
免許取得日	被保険者の運転免許証に記載されている、契約自動車を運転することができる運転免許の取得年月日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に運転者限定特約または年齢条件特約が適用されている場合に適用されます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次の①から③までのいずれかに該当する者とします。

- ① 次のいずれか遅い日の時点で限定運転者に該当していた者
 - ア. 保険期間の初日（注1）
 - イ. 保険期間の途中で運転者限定特約の追加（注2）を行った場合には、その追加日（注3）
- ② 次のいずれかに該当する者
 - ア. この保険契約が当会社と締結されていた保険契約の継続契約（注4）である場合
 - 次のいずれかに該当する者で、契約自動車運転することができるとして取得した者
 - (7) 記名被保険者
 - (4) 記名被保険者の配偶者
 - (9) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - イ. ア以外の場合
 - ア(7)から(9)までのいずれかに該当する者で、契約自動車運転することができるとして取得した者
 - ③ この保険契約に適用されている年齢条件特約により補償の対象とはならない者

(注1) 保険期間の初日

保険期間が1年を超える場合には、事故の発生の日の属する保険年度の初日とします。

(注2) 運転者限定特約の追加

運転者限定特約第1条（この特約の適用条件）の契約自動車運転する者についての、次の①または②のいずれかに該当する変更を含みます。

- ① 「家族型」から「本人・配偶者型」への変更
- ② 「本人・配偶者型」から「家族型」への変更

(注3) 追加

第2条（被保険者の範囲）④の運転者限定特約の追加（注2）についての承認の請求の通知を当社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その通知を当社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当社がその運転者限定特約の追加（注2）を承認した時をいいます。

(注4) 継続契約

当社と締結されていた保険契約と同一の記名被保険者（注5）およびその保険契約と同一の契約自動車（注6）であり、その保険契約の保険証券記載の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

(注5) 当社と締結されていた保険契約と同一の記名被保険者

当社と締結されていた保険契約の記名被保険者の配偶者またはその保険契約の記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族を含みます。

(注6) その保険契約と同一の契約自動車

普通保険約款基本条項第7条（契約自動車の入替）(1)に定める入替対象自動車を含みます。

第3条（限定運転者以外の者に対する救済規定）

- (1) 当社は、この特約により、前条①の被保険者が契約自動車運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、運転者限定特約および年齢条件特約の規定を適用しません。ただし、保険契約者または記名被保険者から、前条①または②のいずれか遅い日の時点で限定運転者に該当していた事実を確認できる公的資料等および続柄等変更日を確認できる公的資料等の提出があり、かつ、保険契約者が、続柄等変更日以後の期間に対し、書面により当社に運転者限定の変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認した場合には限り、かつ、保険契約者が、続柄等変更日か特定できない場合は、保険契約者、前条①または②のいずれか遅い日以後の期間に対し、書面により当社に運転者限定の変更の承認の請求を行わなければならない。
 - (1) または(2)の承認を受ける場合は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)⑤に定める計算方法により計算した追加保険料を請求できます。この場合、この保険契約に適用される他の特約の規定にかかわらず、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければならない。
- (3) 当社が、(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、追加保険料額取前生じた事故による損害に対しては、(1)に規定する承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注8）に従い、保険金を支払います。
- (4) (3)にかかわらず、保険期間が1年を超える場合で、かつ、この保険契約に適用される他の特約の規定により、保険契約者の保険料を分割して払い込む場合は、承認した日の属する保険年度の追加保険料の全額を一時に当社に払い込まなければならない。また、この場合、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。
- (5) 当社は、保険契約者が(3)または(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、(1)の規定にかかわらず、運転者限定特約および年齢条件特約の規定を適用します。
- (6) (1)から(5)までの規定により保険金の支払対象となる場合であっても、前条①の被保険者がこの保険契約に適用されている年齢条件特約により補償の対象とはならない者であるときには、当社は、第5条（年齢条件に該当しない者に対する救済規定）の規定を次のとおり読み替えて、同条および第6条（支払保険金の計算—年齢条件に該当しない者に対する救済規定）の規定を適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第5条(1)	運転者年齢条件等の変更	運転者限定の変更および運転者年齢条件等の変更
② 同条(1)	年齢条件特約にかかわらず	運転者限定特約および年齢条件特約にかかわらず

第4条（運転免許取得者に対する救済規定）

- (1) 当社は、この特約により、保険契約者が第2条（被保険者の範囲）②の被保険者の免許取得日の翌日から起算して30日以内に、書面により運転者限定の変更および運転者年齢条件等の変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認した場合に限り、免許取得日から承認するまでの間に生じた事故による事故②の被保険者が被った損害に対しては、運転者限定特約および年齢条件特約の規定にかかわらず、運転者限定の変更および運転者年齢条件等の変更を適用した保険契約の契約条件のもとで、普通保険約款賠償責任条項および基本条項（注7）に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の規定を適用する場合には、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求）(1)⑤に定める計算方法により計算した追加保険料を請求できます。
- (3) 保険契約者が(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料額取前生じた事故による損害に対しては、(1)に規定する承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注8）に従い、保険金を支払います。

(注7) 普通保険約款賠償責任条項および基本条項

契約自動車について適用される他の特約のうち、普通保険約款賠償責任条項の保険金の支払にかかわる特約および同条項を適用して保険金を支払う旨規定している特約を含みます。

(注8) 普通保険約款

契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第5条（年齢条件に該当しない者に対する救済規定）

- (1) 当社は、この特約により、契約自動車運転する者に合致する条件への運転者年齢条件等の変更がされていない場合で、第2条（被保険者の範囲）③の被保険者が契約自動車運転中に生じた事故による損害に対しては、年齢条件特約にかかわらず、普通保険約款賠償責任条項および基本条項（注7）に従い、保険金を支払います。
- (2) 前条(1)による保険金が支払われる場合は、当社は、(1)の規定を適用しません。
- (3) 当社は、(1)の規定にかかわらず、記名被保険者が、運転者年齢条件特約の運転者の年齢条件または運転者年齢条件の変更予約特約の指定日以降年齢条件を満たしていない場合は、(1)の規定を適用しません。
- (4) (1)の取扱いは、保険期間中1回に限りです。

第6条（支払保険金の計算—年齢条件に該当しない者に対する救済規定）

- (1) 前条の規定により当社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。

$$\text{普通保険約款賠償責任条項および基本条項に定める支払保険金の額} \times \text{別表に定める保険金の支払割合} = \text{保険金}$$

- (2) (1)の規定により当社が保険金を支払う場合は、普通保険約款賠償責任条項第8条（当社による援助—対人・対物賠償共通）から第12条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）までの規定は適用せず、かつ、これらの規定にかかわる費用に対しては、保険金を支払いません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

特約

契約手続きなどに関する特約

<別表>年齢条件に該当しない者に対する救済規定における保険金の支払割合

契約自動車の用途車種(注1)	運転者年齢条件特約の運転者の年齢条件(注2)	事故の発生の時において契約自動車を運転していた者の年齢							
		20歳以下		21歳以上25歳以下		26歳以上29歳以下		30歳以上34歳以下	
		対人	対物	対人	対物	対人	対物	対人	対物
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車	21歳以上補償	58%	58%	—	—	—	—	—	—
	26歳以上補償	39%	44%	67%	76%	—	—	—	—
	30歳以上補償	37%	38%	64%	66%	95%	88%	—	—
	35歳以上補償	35%	38%	62%	65%	92%	86%	97%	98%
上記以外	21歳以上補償	83%	99%	—	—	—	—	—	—
	26歳以上補償	82%	93%	99%	93%	—	—	—	—
	30歳以上補償	80%	88%	96%	89%	97%	95%	—	—
	35歳以上補償	78%	88%	94%	88%	95%	95%	98%	99%

(注1) 上表における「契約自動車の用途車種」とは、次の①から③までの規定または特約において契約自動車以外の自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。)を契約自動車とみなして保険金を支払う場合においてこの保険契約の契約自動車の用途車種(注3)をいいます。
 ① 普通保険約款賠償責任条項第19条(他の自動車を運転中の補償内容)
 ② 普通保険約款基本条項第8条(入替自動車の自動補償)
 ③ 臨時代替自動車補償特約
 (注2) 上表における「運転者年齢条件特約の運転者の年齢条件」とは、事故の発生の時においてこの保険契約に適用されている運転者年齢条件特約の運転者の年齢条件(運転者年齢条件の変更特約が付帯されており、事故の発生の日が同特約における指定日以降である場合は同特約の指定日以降年齢条件とします。)をいいます。
 (注3) 「用途車種」とは、登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

46 継続契約の取扱いに関する特約

<用語の定義(五十音順)>
 この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	この保険契約と保険契約者、普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者および契約自動車を同一として当社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
継続漏れ	この保険契約の継続契約の締結手続き漏れをいいます。 保険証券記載の自動車(注)をいいます。
契約自動車	(注) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
制度または料率等	普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。

第1条(この特約の適用条件)
 この特約は、この保険契約に保険契約の自動継続に関する特約および安心更新サポート特約が適用されていない場合に適用されます。ただし、この保険契約にこれらの特約が適用されている場合であっても、当社または保険契約者のいずれか一方から自動継続中止または安心更新サポート特約の不適用の意思表示があったときは、これらの特約が適用されていないものとしてこの特約を適用します。

第2条(継続契約に関する特則)
 継続漏れがあった場合であっても、次の①から⑧までに定める条件をいずれも満たしているときに限り、この保険契約が満了する日と同一の内容で継続されたものとして取り扱います。
 ① この保険契約が1年以上を保険期間とする保険契約であること。ただし、当社が定める保険期間通算による等級継承特則を適用して締結された場合の1年未満を保険期間とする保険契約を含みます。この場合において継続契約の保険期間は1年間とします。
 ② この保険契約の保険期間中に当社が保険金を支払う事故が発生していないこと。
 ③ この保険契約がこの特約を適用して締結されたものでないこと。
 ④ 契約自動車を同一とする他の保険契約等がないこと。
 ⑤ 保険契約者の故意により、継続漏れとなったものでないこと。
 ⑥ この保険契約の保険期間内に、継続契約者または当社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。
 ⑦ 保険契約者が、保険証券記載の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。
 ⑧ 特約に別に定める場合を除いて、保険契約者が⑦の申込みと同時に継続契約の保険料を当社に支払込むこと。

第3条(継続契約に適用される内容)
 (1) 前条の規定にかかわらず、継続契約に適用される内容について、次の①から⑧までのとおりとします。
 ① この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合、契約自動車の協定保険価額は、継続契約の保険期間の初日における同条項<用語の定義>「協定保険価額」の市場販売価格相当額とします。
 ② この保険契約に車新個体保証特約が付帯されている場合において、継続契約の保険期間の初日の属する月が同特約第1条(この特約の適用条件)①に定める期間の範囲外となるときは、または継続契約の保険期間の末日の属する月が同条②に定める期間の範囲外となるときは、同特約は継続契約には適用されないものとします。
 ③ クレジットカードによる保険料支払に関する特約、保険料分割払特約(大口)、保険料分割払特約(長期)、団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約、団体扱特約(口座振替方式)または集団扱特約については、この保険契約に付帯されていることにかかわらず、継続契約への付帯および継続契約に付帯する場合の保険料の払込方法を、保険契約者が決定できるものとします。
 ④ この保険契約に付帯されている特約のうち、特約の適用条件等により適用されない特約については、これを継続契約に適用しないこととします。
 ⑤ 普通保険約款基本条項第7条(契約自動車の入替)(1)①に定める場合で、継続契約の保険期間の初日において、この保険契約の契約自動車に既に廃車、譲渡または返還されているときは、当社が認めるときに限り、同①の入替対象自動車の契約自動車とします。
 ⑥ この保険契約の保険期間が1年を超える場合には、保険契約者は、継続契約の保険期間を、1年以上かつこの保険契約の保険期間以内の期間とすることがあります。
 ⑦ この保険契約が満了する日の内容のうち、継続契約の保険期間の初日において事実と異なるものがある場合には、保険契約者は、当社が認めるときに限り、これを訂正することができます。
 ⑧ 継続契約の保険料は、この保険契約の無事故実績等の条件によって定めるものとします。
 (2) 当社が制度または料率等を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における制度または料率等が適用されるものとします。

第4条(保険責任に関する特則)
 第2条(継続契約に関する特則)の規定により締結された継続契約に対しては、普通保険約款基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は適用しません。

第5条(準用規定)
 この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないが限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

特約「契約手続きなどに関する特約」

⑦ 安心更新サポート特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。
継続通知	保険契約者に対する書面をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
更新後契約	第2条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
自動更新後契約	第3条（更新後契約の内容）(2)の規定により更新された契約をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
制度または料率等	普通保険約款、特約、保険引込に関する制度、保険料率等をいいます。
満期日	この保険契約の満了する日をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または機識番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券がこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険契約の更新）

- (1) 満期日ごとに定められた次の通知締切日までに、当社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合は、この保険契約は次次に定める内容で更新されるものとします。

満期日	通知締切日
① 1日から15日までの日である場合	満期日の属する月の前月10日
② 16日から末日までの日である場合	満期日の属する月の前月25日

- (2) 更新後契約の保険期間の初日は満期日とします。
 (3) (1) および(2)の規定によりこの保険契約が更新された場合は、当社は、継続証等を保険契約者に交付します。ただし、この保険契約に保険証券の発行に関する特約が適用されている場合は、当社は、継続証等の保険契約者への交付を省略できます。

第3条（更新後契約の内容）

- (1) 次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合は、この保険契約は、保険契約者が申し出た内容で更新されるものとします。
 ① 当社が、保険契約者に対して、通知締切日までに、更新後の内容についての提示を行うこと。
 ② ①の提示に基づき、保険契約者が、当社に対して、更新後契約の内容の申出（注1）を行い、当社がこれを承認すること。
 (2) (1)以外の場合は、この保険契約は、満期日と同一の内容（注2）にて更新されるものとします。

（注1）申出

当社の定める通信手段による申出を含みます。

（注2）同一の内容

別表に定める内容を除きます。

第4条（更新後契約の保険料の取扱い）

更新後契約の保険料の払込みに関する取扱いは、更新後契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定の定めるところによります。

第5条（更新後契約の告知義務）

- (1) 第2条（保険契約の更新）(1)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険契約者または継続証等記載の被保険者（注3）は、その旨を当社に告げなければなりません。
 ① 保険契約申込書に記載した事項、保険証券に記載された事項または継続証等に記載された事項のうち普通保険約款基本条項<用語の定義>に定める告知事項に該当する事項に変更があったとき。
 ② この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により当社に通知すべき事項が生じたとき。
 (2) (1)の告知については、更新後契約の普通保険約款基本条項第3条（告知義務）の規定を適用します。

（注3）継続証等記載の被保険者

普通保険約款車両条項においては、被保険者とします。

第6条（入替自動車の自動補償規定の適用）

- この保険契約の保険期間が満了する時までに普通保険約款基本条項<用語の定義>に定める取得日があり、同条項第8条（入替自動車の自動補償）(1)②の承認の請求があった場合は、取得日の翌日から起算して30日以内の、更新後契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、更新後契約の同条を適用します。

<別表> 自動更新後契約に適用される内容（同一条件の例外）

項目	内容
保険金額関連 普通保険約款車両条項の適用がある場合の、車両保険の保険金額	自動更新後契約の協定保険額は、継続通知に記載された自動更新後契約の保険期間の初日における契約自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録（注1）年月で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額（注2）とします。 （注1）初度登録 契約自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。 （注2）市場販売価格相当額 当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
補償および保険料関連 この保険契約に車両新価保険特約が適用されている場合	自動更新後契約の保険期間の初日または末日の属する月が同特約第1条（この特約の適用条件）に定める期間の範囲外となる場合は、同特約は自動更新後契約には適用されません。
補償および保険料関連	(1) 上記に記載のほか、特約に定める適用条件により、この保険契約に適用されている特約が自動更新後契約に適用されないことまたはこの保険契約に適用されていない特約が自動更新後契約に適用されることがあります。 (2) 自動更新後契約の保険期間の初日におけるこの保険契約の保険事故発生等、自動更新後契約の保険料を決定するための条件が変更となる場合は、自動更新後契約の保険料は、変更後の条件によって定めるものとします。 (3) 当社は、自動更新後契約の保険料の払込みについては、この保険契約と異なる払込方法とすることまたはこの保険契約に適用されている特約と異なる特約を適用することがあります。 (4) (1)から(3)までのほか、当社が制度または料率等を改定（注）した場合は、次の①および②に定めるところによります。 ① 当社は、自動更新後契約には、保険期間の初日における制度または料率等を適用するものとします。 ② 当社は、自動更新後契約には、この保険契約に適用されている普通保険約款または特約と内容の全部または一部を同じくする他の普通保険約款または特約を適用することがあります。 (5) (1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、当社は、満期日以前の当社所定の日までに、その変更の内容または変更がある旨を、継続通知により通知します。
	（注）改定 普通保険約款または特約の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。

特約

契約手続きなどに関する特約

48 リースカーに関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 (注) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

- この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者と当会社との間に、リースカーの自動車保険に関する特約が締結されていること。
 - ② 契約自動車が同特約第1条（対象とする自動車の範囲）に定める自動車に該当すること。

第2条（保険責任の始期）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

区分	保険金を支払わない事故
① 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第3条（保険料の払込み）または第6条（申込みの漏れまたは誤りの取扱い）(2)の払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合	保険料領収前に生じた事故
② 保険契約者が同特約<用語の定義>に定める申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意および重大な過失によらなかったことを立証できなかったとき。	同特約第6条(1)に規定する訂正の手続を行うまでの間に生じた事故

第3条（リース契約の終了または解除の場合）

当会社は、この特約により、契約自動車についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が賃借人から契約自動車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険契約の解除）

リースカーの自動車保険に関する特約第8条（リース契約の終了または解除の場合）(2)の規定に基づくこの保険契約の解除は、普通保険約款基本条項第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、リースカーの自動車保険に関する特約第8条(1)の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

49 通信販売に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
通知書等	第1条（保険契約の申込み）(1)に規定する通知書および保険契約確認画面をいいます。

第1条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次の①から③までのいずれかに該当する方法により保険契約の申込みをすることができるものとし、当会社は、その申込みを受けた場合には、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、それぞれ下表に定める手続を行います。

申込方法	引受けを行う場合の当会社の手続
① 保険契約申込書に所要の事項を記載し、当会社へ送付すること。	通知書を保険契約者に送付します。
② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示（注1）をすること。	通知書および保険契約申込書を保険契約者に送付します。
③ インターネット（注2）の専用ホームページ上の保険契約申込画面に所要の事項を入力し、保険契約確認画面の内容を確認し、これらを送信すること。	保険契約者に対して引受けを行う旨を通知します。

- (2) (1)②の規定により当会社が通知書および保険契約申込書を保険契約者に送付した場合は、保険契約者は、当会社が送付した保険契約申込書に所要の事項を記載し、通知書記載の期間内に当会社へ返送しなければなりません。
- (3) 当会社は、(2)の保険契約申込書が通知書記載の期間内に返送されない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注1) 契約意思の表示

保険契約申込みの意思を表示することをいいます。

(注2) インターネット

イントラネットおよびエクストラネットを含みます。

第2条（通知書等の記載事項）

通知書等には次の事項を記載するものとします。

- ① 保険料
- ② 保険料の払込方法および指定金融機関等保険料払込に必要な事項
- ③ 当会社が引受けを行う保険契約の内容に関する事項
- ④ 保険料払込期限
- ⑤ 前条(1)②の場合は、保険契約申込書の返送期限

第3条（保険料の払込方法）

保険契約者は、通知書等に従い保険料を払い込まなければなりません。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、通知書記載の保険料払込期限までに保険料（注3）の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注3) 保険料

この保険契約に、保険料を分割して支払うことができる旨の特約が適用されている場合は第1回分割保険料とします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないが限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

50 保険契約申込書の書面省略に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
保険申込人	当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険契約者が次条に定める方法により当会社に対し保険契約の申込みを行うことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険契約の申込み）

(1) 保険申込人は、当会社が別に定める機器等を利用した保険契約の申込みができるものとします。

(2) (1)の場合において、当会社は、保険申込人が保険契約の締結を行う前に、保険契約の内容を保険申込人に明示するものとします。

第3条（普通保険約款および他の特約との関係）

この特約を適用する場合は、次の①から⑩までの規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① 普通保険約款基本条項<用語の定義>「告知事項」	保険契約申込書の記載事項	保険契約の申込みの際に申し出るべき事項
② 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約<用語の定義>「変更の通知等」	保険証券または保険契約申込書の記載事項	保険証券の記載事項または保険契約の申込みを行った際に申し出のあった事項
③ 異動追加返還保険料の口座決済に関する特約<用語の定義>「異動」		
④ 訂正追加返還保険料の口座決済に関する特約第2条（訂正追加保険料の払込み）(1)		
⑤ コンビニエンスストア等における異動追加保険料の払込みに関する特約<用語の定義>「異動」		
⑥ コンビニエンスストア等における訂正追加保険料の払込みに関する特約第2条（訂正追加保険料の払込み）		
⑦ 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約（団体扱および集団扱用）<用語の定義>「変更の通知等」		
⑧ 保険契約の自動継続に関する特約<用語の定義>「保険契約申込書等記載事項」ア		
⑨ 安心更新サポート特約第5条（更新後契約の告知義務）(1)①	保険契約申込書に記載した事項	保険契約の申込みを行った際に申し出のあった事項
⑩ 共同保険に関する特約第2条（幹事保険会社の行う事項）①	保険契約申込書	当会社が別に定める機器等を利用した保険契約の申込み

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

51 共同保険に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
 - ② 保険料の収納および受領または返戻
 - ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
 - ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
 - ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認
 - ⑥ 保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡または消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡または消滅の承認
 - ⑦ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
 - ⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
 - ⑨ 事故発生もしくは損害発生時の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
 - ⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑪ その他①から⑩までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

特約

契約手続きなどに関する特約

MEMO

索引

あ行

相手自動車全損時超過修理費補償特約	69
安心更新サポート特約	127
異動追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約	112
異動追加返還保険料の口座決済に関する特約	111
医療保険金(日数払)補償特約	76
運転者限定特約	68
運転者年齢条件特約	68
運転者年齢条件の変更予約特約	68

か行

買替時諸費用補償特約	85
共同保険に関する特約	129
クレジットカードによる保険料支払に関する特約	107
継続契約の取扱いに関する特約	126
コンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約	106

さ行

財物損害補償特約	88
事故・故障代車費用補償特約(実損支払)	92
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	86
地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	88
死亡・後遺障害一時金補償特約	77
車対車事故および限定危険「車両損害」補償特約	81
車両新価保険特約	82
車両全損時超過修理費補償特約	84
車両盗難不担保特約	86
集団扱特約	122
初回保険料の口座振替に関する特約	106
人身傷害諸費用補償特約	71
人身傷害に関する交通乗用具危険補償特約	70

た行

団体扱特約	119
団体扱特約(一般A)	115
団体扱特約(一般B)	116
団体扱特約(一般C)	118
団体扱特約(口座振替方式)	120
通信販売に関する特約	128
通知方法および追加保険料の払込みに関する特約	114
通知方法および追加保険料の払込みに関する特約(団体扱および集団扱用)	123
訂正追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約	109
訂正追加返還保険料の口座決済に関する特約	108
登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約	107

な行

日常生活賠償責任補償特約	99
入通院一時金2倍支払特約	76
入通院一時金不担保特約	78

は行

ファミリーバイク特約	96
弁護士費用等補償特約	94
保険契約申込書の書面省略に関する特約	129
保険証券の発行に関する特約	124
保険料分割払特約	103
保険料分割払特約(大口)	104
保険料分割払特約(長期)	105
補償対象外運転者に対する救済補償特約	124

ま行

無保険車傷害補償特約	79
------------	----

ら行

リースカーに関する特約	128
臨時代替自動車補償特約	102

事故状況メモ

事故が起こった場合は、事故状況などに関する次の項目をメモしておいてください。

1. 事故発生日時

_____年 _____月 _____日 _____時
午前 午後

2. 事故発生場所

3. 運転者のお名前

4. 事故状況 (原因・形態) と届出警察署

5. 相手方の情報

お名前	
住所・連絡先	
車名・登録番号	
修理工場	
相手保険会社名 (担当者・連絡先)	

負傷者や事故の証人となる方がいらっしゃる場合

お名前	
住所・連絡先	
(負傷者がいらっしゃる場合) 病院名	

損害賠償の請求を受けた場合 (その内容をメモしてください。)

窓口一覧

(電話番号をお確かめのうえ、おかけまちがいにご注意ください。)

事故が発生した場合のご連絡先

ただちに取扱代理店または事故の連絡先（事故受付センターまたは損害サービスセンター）までご連絡ください。

<事故受付センター> **0120-258-110** (携帯・PHS OK)

受付時間：夜間、休日を問わず 24 時間・365 日

※取扱代理店および損害サービスセンターの連絡先は保険証券（または保険契約継続証）に記載しています。

弊社の保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

<保険金相談コーナー> **0120-937-076**

受付時間：平日の 9:00～17:00 (土日、祝日、12/31～1/3を除きます)

※「保険金相談コーナー」は、弊社の保険金支払いに関する苦情・ご相談の専用窓口として、「お客様サポート室」内に設置しています。

保険金不払事案にかかる第三者への不服申立て窓口

お客様による保険金のご請求に対して、既に弊社がお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、弊社窓口（損害サービスセンターや「保険金相談コーナー」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申立てを行うことができます。

<不払事案不服申立て窓口> **0120-388-885**

受付時間：平日の 10:00～18:00 (土日、祝日、12/31～1/3を除きます)

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。

2. お申立て後の対応

「不払事案不服申立て窓口」（社外弁護士）でお受け付けした不服申立てにつきましては、弊社が設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。その審査結果は「不払事案不服申立て窓口」（社外弁護士）を通じてお客様へご回答を差し上げます。

弊社の保険に関する苦情・ご相談窓口

<お客様サポート室> **0120-919-498**

受付時間：平日の 9:00～20:00 / 土日、祝日の 9:00～17:00 (12/31～1/3を除きます)

弊社の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

<一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター> **0570-022-808** (ナビダイヤル)

受付時間：平日の 9:15～17:00 (土日、祝日、12/30～1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

もし、事故が起こったら

万が一、事故が起こってしまった場合でも、あわてず
落ち着いて次の措置をおとりください。

- 1 ケガ人の救護**
 - ケガ人がいる場合は必要に応じて救急車を呼んでください。
 - 軽いケガでも必ず病院で診察を受けてもらうようにします。
- 2 事故車両を安全な場所へ**
 - 二重事故を防ぐために事故車両を安全な場所へ移動します。
 - 三角表示板などにより、後続車に事故車両があることを知らせます。
- 3 警察への届出**
 - どんなに小さな事故であっても、必ず警察に連絡し、事故の届出を行います。



- 4 相手や事故状況目撃者の確認**
 - 相手方のお名前や連絡先、事故状況、目撃者などを確認し、メモしておきます。
144ページ「事故状況メモ」をご活用ください。
※事故の当事者間で賠償に関する約束などは絶対にしていただきません。



- 5 取扱代理店または弊社へ事故報告**
 - 事故現場や相手方のお名前、連絡先をできる限り詳しくお知らせください。



■ 事故対応サービス 日本全国、24時間×365日の安心をお届けします。

24時間事故受付サービス

もしもの事故に備え、24時間365日稼働の「事故受付センター」と全国を網羅する損害サービス網で、お客様を全力でサポートします。



事故受付センター

日本全国24時間×365日

0120-258-110

じこは 110番

※おかけまちがいがいにご注意ください。



24時間初期対応サービス

24時間体制でお客様をサポート!

平日の日中はもちろんのこと、夜間・休日に発生した事故の場合でも、お客様からのご要望に応じて、夜間・休日稼働の損害サービスセンターにおける専門スタッフが事故解決に向けたアドバイスや、事故の相手方への電話連絡、修理工場や病院への連絡、レンタカーの手配など、迅速な初期対応を行います。

※自然災害発生時や事故の相手方のご都合、病院などの関係機関の事情により、翌日以降の対応とさせていただきます。



- 6 事故車両をディーラーや整備工場へ**

●お車の損傷が大きく自走できない場合は、「くるまの安心サービス」までご連絡ください。



■ くるまの安心サービス

●事故も故障も安心! 日本全国24時間×365日

0120-040-546

ゼロヨンゼロ コショウモムリョウ

※おかけまちがいがいにご注意ください。



「くるまの安心サービス」の詳細につきましては、別途ご用意しております「くるまの安心サービス」チラシをご覧ください。

相手方との示談交渉を弊社が行う場合も、被害者のお見舞いなど、誠意を尽くしていただくことが早期の円満解決に欠かせませんので、ご協力をお願いいたします。



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

お客様サポート室 0120-919-498

受付時間：平日の9:00～20:00/土日、祝日の9:00～17:00

(12/31～1/3を除きます。)

ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

※ご契約の取扱代理店・弊社営業店は保険証券(または保険契約継続証)に記載しています。

※この安心ガイドは、保険法(2010年4月1日施行)の内容に準拠して作成しています。

保険法の概要につきましては、弊社ホームページをご覧ください。



EN